

平成 25 年

労働基準監督年報

(第 66 回)

2 0 1 3

*Annual Labour Standards
Inspection Report*

(Vol. 66)

厚生労働省労働基準局

Labour Standards Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成 25 年

労働基準監督年報

(第 66 回)

2 0 1 3

Annual Labour Standards

Inspection Report

(Vol. 66)

厚生労働省労働基準局

Labour Standards Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

労働基準法制定後第 66 回の労働基準監督
年報をここに公にする。本年報は平成 25
年の労働基準行政の活動状況を収録した
ものである。

平成 25 年労働基準監督年報目次

第 1 章 平成 25 年度における労働基準行政の運営	1
第 1 節 概説	1
第 2 節 労働条件対策の推進	3
1. 一般労働条件の確保・改善対策の推進	3
2. 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化	4
3. 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	4
4. 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営	5
第 3 節 安全衛生対策の推進	5
1. 基本的事項に関する対策の推進	5
2. 業種別労働災害防止対策の推進	6
3. 特定災害防止対策の推進	7
4. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進	7
5. 派遣労働者の労働安全衛生確保対策の推進	7
6. 職業性疾病対策の推進	8
7. 化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進	9
8. 労働者の健康確保対策の推進	9
9. 快適な職場環境の形成の促進	9
10. 中小規模事業場における労働災害防止対策の推進	10
11. 外国人労働者の労働災害防止対策の推進	10
12. 国際化に対応した安全衛生対策の充実	10
13. 労働災害防止対策を推進する体制の整備等	10
14. 東日本大震災への対応	11
第 4 節 東電福島第一原発の事故への対応	11
1. 東電福島第一原発の作業員への対応	11
2. 除染等業務に従事する労働者への対応	12
第 5 節 労働時間対策	12
1. 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）の周知・啓発	12
2. 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進	13
第 6 節 賃金対策の推進	13
1. 最低賃金対策	13
2. 賃金・退職金制度	13

第7節	職場のパワーハラスメント対策	13
第8節	労災補償対策	13
	1. 労災保険給付の迅速・適正な処理	13
	2. 労災認定基準の的確な運用等	14
	3. 行政争訟に対する迅速・的確な対応	14
第9節	関係法令の制定、改廃等	14
	1. 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律について（労働契約法の無期転換ルールの特例関係）	14
	2. 労働安全衛生規則の一部改正について（車両系建設機械及び食品加工用機械関係）	15
	3. 労働安全衛生規則の一部改正について（木材伐出機械等関係）	16
	4. 労働安全衛生法施行令等の一部改正等について（1,2-ジクロロプロパン等の特定化学物質追加）	16
	5. 電離放射線障害防止規則等の一部改正について（事故由来廃棄物等処理関係）	17
	6. 労働基準法施行規則の一部改正について（別表第一の二に定める業務上の疾病関係）	18
第2章	監督指導等	19
第1節	事業場監督	19
	1. 定期監督等（災害時の監督を含む）	19
	2. 申告監督	19
	3. 再監督	19
	4. 使用停止等処分	19
	5. 司法処分	20
第2節	賃金不払の概況	20
第3章	産業安全	21
第1節	産業別労働災害発生状況	21
第2節	労働災害発生率の状況	21
第3節	重大災害の発生状況	23

第4章 労働衛生	24
第1節 業務上疾病の発生状況	24
第2節 じん肺発生状況	26
第3節 定期健康診断の実施状況	27
第4節 特殊健康診断の実施状況	28
第5節 新規化学物質の届出件数及び名称公表件数	29
1. 新規化学物質の届出件数	29
2. 新規化学物質の名称公表件数	29
第5章 機構・定員及び予算	30
第1節 行政機構	30
第2節 職員の定員	30
第3節 予算	30

第1章 平成25年度における労働基準行政の運営

第1節 概 説

我が国経済は、平成20年秋のリーマンショックで急速に悪化した後、平成21年初頭に底入れして持ち直しに転じ、平成23年の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、増勢を維持してきた。平成24年年央から欧州政府債務危機に伴う世界景気の減速等により弱い動きとなったものの、平成25年に入って、経済政策への期待等から株高が進んだこと等を背景に家計や企業のマインドが改善し、内需がけん引する形で景気は持ち直しに転じ、足下では緩やかな回復基調にある。

企業の生産活動が改善する中で企業収益も改善し、こうした明るい動きは雇用面にも波及している。完全失業率は平成25年6月に4年8か月ぶりに4.0%を下回り、有効求人倍率も平成25年11月に6年1か月ぶりに1倍を超えるなど、雇用情勢は着実な改善をみせている。

経済は改善の動きをみせているものの、全国の労働基準監督署には、賃金不払、解雇や雇止めといった問題に関する申告・相談が依然として数多く寄せられており、全ての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるように、平成25年度においては、次のような点に重点をおいて対策を講じた。

第1は、労働条件の確保・改善対策である。

労働基準関係法令に係る申告件数は減少傾向にあるものの、賃金不払を中心として依然として数多く寄せられている状況がみられることから、問題ある事案に関する情報を早期に把握する等により、申告、相談や賃金不払、解雇事案等に対する的確な対応に努めた。

また、業績悪化に起因した人員整理を伴う事業再編の実施に関する情報を早期に把握し、不適切な解雇、雇止め予防等のための啓発指導を実施した。

第2は、労働者の安全と健康の確保対策である。

平成25年の労働災害による死亡者数は、1,030人であり、死傷者数（死亡者数と休業4日以上災害）は、118,157人（労働者死傷病報告により作成）となっており、平成25年4月からスタートした第12次労働災害防止計画に基づき、国、事業者、労働者が連携して災害防止に向けた取組を強化したこと等により、死亡者は2年ぶり、死傷者数は4年ぶりの減少となった。

一方、労働者の健康を取り巻く状況をみると、平成25年における職業性疾病の発症者数は、7,310人（前年比5.6%減）であった。このような状況の中、平成24年に印刷事業場における胆管がん事案の発生が明らかになったことや精神障害の労災認定件数の増加等を受け、労働政策審議会安全衛生分科会等において審議を行い、平成25年12月24日に、労働政策審議会において、一定の危険・有害な化学物質に係るリスクアセスメント実施の義務づけ、重大な労働災害を繰り返す企業への対応、ストレスチェック制度の創設等について建議がなされた。これを受けて、平成26年通常国会への改正法案提出に向けて、準備を進めることとした。

また、東日本大震災への対応として、復旧・復興工事における労働災害防止対策や石綿健康障害予防対策、緊急作業従事者等や除染作業等従事者の健康確保のための電離放射線障害防止対策などに取り組んだ。

第3は、労働時間対策である。

我が国の年間総実労働時間は、週 40 時間労働制に向け法定労働時間を段階的に短縮することとした改正労働基準法が施行された昭和 63 年以降、長期的には減少傾向にあり、平成 25 年においては、1,746 時間(前年比 19 時間減)となっている。うち、所定内労働時間は 1,619 時間(前年比 21 時間減)、所定外労働時間は 127 時間(前年比 2 時間増)となっている。

週休 2 日制も広く普及し、何らかの週休 2 日制の適用を受ける労働者の割合は、平成 25 年で 88.3%となった。ただし、週休 2 日制の形態別にみると、完全週休 2 日制の割合は 61.5%で、特に中小零細企業で普及が遅れている。

また、年次有給休暇の動向をみると、平成 25 年で労働者一人平均の付与日数は 18.5 日、取得日数は 9.0 日、取得率は 48.8%となった。

こうした状況の中、労働時間対策としては、単に労働時間の短縮を図るだけではなく、労働時間、休日及び休暇等の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへと改善することが重要となっている。

これらを踏まえ、労働時間等の設定改善の円滑な実施を図るため、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に基づき、労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)の周知・啓発、職場意識改善助成金の支給等により、労使の自主的な取組の促進に努めた。

第 4 は賃金対策の推進である。

平成 25 年の賃金の動きを見ると、現金給与総額は前年と同水準であったが、所定内給与は 8 年連続で減少した。

このような状況の中、地域別最低賃金は、地域の実情等を踏まえて、その引上げに努め、特定最低賃金も、産業の実情に応じて必要な改定が行われるように努めた。改定後においては、周知徹底に努めるとともに、監督指導を行い、遵守の徹底を図った。

また、賃金制度等に関する労使の相談に応じ、賃金・退職金制度等の自主的な整備・改善について援助した。

第 5 は、労災補償対策である。

被災労働者及びその遺族の迅速かつ公正な保護という労働者災害補償保険法の目的が実現されるよう、迅速・適正な労災補償の実施に努めた。

過労死等に係る事案については、脳・心臓疾患に関する労災認定基準や精神障害に関する労災認定基準を、石綿関連疾患に係る事案については、石綿関連疾患に関する労災認定基準を的確に運用することにより、迅速かつ適正な労災補償に努めた。また、胆管がんに係る事案については、業務で使用した有機溶剤に含まれる化学物質が原因で発症した蓋然性が極めて高いとして、業務上疾病と認定した。

第2節 労働条件対策の推進

1. 一般労働条件の確保・改善対策の推進

(1) 法定労働条件の確保

企業を取り巻く環境の変化や働き方の多様化が進む中、地域の産業動向等を敏感にとらえ、的確な行政展開を図っていくため、管内の実情を踏まえつつ、基本的な労働条件の枠組みの確立、労働時間管理の適正化、健康管理の徹底に関する事項の履行確保を中心とした一般労働条件の確保・改善対策を一層積極的に推進した。

また、労働基準関係法令違反に対しては、厳正に対処した。

(2) 過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場等に対しては、月60時間を超える時間外労働に係る法定割増賃金率についても含め、重点的に指導を行った。

さらに、長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、また過重労働による健康障害を防止するため、使用者、労働組合等の労使当事者が時間外労働協定を適正に締結し届け出るよう、引き続き周知・指導を行うとともに、特に、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準について、特別条項付き協定を締結する場合の「特別の事情」の趣旨を十分に踏まえつつ、遵守の徹底を図った。

(3) 労働時間管理の適正化の徹底

賃金不払残業の解消を図るため、これに係る申告・相談が依然として認められる状況について使用者の理解を得させた上で「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月6日付け基発第339号）の遵守を重点とした監督指導等を引き続き実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知を図り、労使の自主的な改善を促すなど総合的な対策を推進した。

また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処した。

(4) 改正労働契約法等の周知

有期労働契約で働く労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、平成24年に改正された内容も含め、労働契約法の内容について、企業における無期転換に関する好事例集の作成・配布や、中小企業や労働者向けのセミナーの開催のほか、学生向けのセミナーの開催により、周知徹底を図った。また、有期労働契約について、適正な労働条件を確保するとともに、良好な雇用形態として活用されるようにするため、有期労働契約の締結時に、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条に基づき、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」を明示すること及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成15年厚生労働省告示第357号）に基づく雇止めの予告等について、その遵守の徹底を図った。

(5) 企業倒産に伴う解雇等に係る労働条件の履行確保

企業倒産に伴う解雇、賃金不払等の法定労働条件の履行確保上問題が発生するおそれがある企業に関

する情報の早期かつ的確な把握に努めるとともに、適切な監督指導を実施し、賃金不払事案等の発生の防止及びその早期解決に努めた。

2. 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化

平成 25 年においては、劣悪な雇用管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の存在と対策の必要性が各方面で指摘されるようになり、政府においても、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、若者の活躍推進の観点から、「過重労働や賃金不払残業など若者の『使い捨て』が疑われる企業について、相談体制、情報発信、監督指導等の対応策を強化する。」とされた。

これを受け、厚生労働省では、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化として、以下のような取組を行った。

- (1) 平成 25 年 9 月 1 日に若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する全国一斉の無料電話相談を行い、1,044 件の相談を受け付けた。
- (2) 平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点的な監督指導を実施した。その結果、全国で 5,111 事業場に監督指導を実施し、その 82.0%に当たる 4,189 事業場において労働基準関係法令違反が認められたため、是正に向けた指導を行った。

3. 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

(1) 自動車運転者

長時間労働を原因とする重大な交通労働災害が引き続き発生していることから、自動車運転者時間管理等指導員を活用するなどにより「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）等の周知及び遵守を徹底するとともに、過労運転事案については、関係行政機関とも引き続き連携を図り、自動車運転者の労働条件改善対策の推進を図った。

また、地方運輸機関との連携については、合同による監督・監査、相互通報制度の実施等により、自動車運転者の労働条件確保対策の推進を図った。

また、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が平成 25 年 11 月 27 日に公布され、道路交通法第 27 条第 1 項において、一般旅客自動車運送事業者は、「事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない」こととされるとともに、同法案の審議に当たっては、「国土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。」等の附帯決議がなされた。この附帯決議を踏まえて、累進歩合制度の廃止に係る指導等の更なる徹底を図った。

(2) 障害者である労働者

平成 24 年 10 月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を受け、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係行政機関との連携を一層深め、積極的な情報の共有を行うとともに、問題事案の発生の防止及び早期是正を図り、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導にも努めた。

(3) 外国人労働者、技能実習生

技能実習生を含めた外国人労働者については、依然として法定労働条件確保上の問題が認められるこ

とから、労働契約締結時の労働条件の書面による明示、賃金支払の適正化等労働基準関係法令の遵守の徹底を図った。

特に、技能実習生については、平成 22 年 7 月 1 日に改正出入国管理及び難民認定法が施行され、入国 1 年目から労働者として労働基準関係法令の適用を受けることとなったことを踏まえ、関係法令等の周知に努めるとともに、重点的に監督指導を行い、法令違反に対しては司法処分も含め厳正に対処した。

また、技能実習生を含めた外国人労働者に係る重大悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案等については、職業安定行政との連携を図りつつ、出入国管理機関にその旨情報提供した。

(4) 介護労働者

介護事業に使用される労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、事業の許可権限を有する都道府県等と連携し、引き続き労働基準関係法令の適用について周知するとともに、その遵守の徹底を図った。

(5) 派遣業及び業務請負業における労働者

派遣労働者については、違法な時間外労働や割増賃金不払等の法定労働条件の履行確保上の問題が認められることから、派遣労働者の適正な労働条件が確保されるよう引き続き指導を行った。

また、偽装請負が疑われる事案については、共同監督の実施など職業安定行政と連携した対応を行うとともに、偽装請負が関係する死亡災害をはじめとする重篤な労働災害については司法処分も含め厳正に対処した。

(6) 短時間労働者

短時間労働者の適正な労働条件を確保するため、短時間労働者に係る労働基準関係法令の遵守を徹底するとともに、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」の趣旨・内容についての周知・啓発を推進した。

4. 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

企業倒産件数は 5 年連続で減少したものの、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、経済情勢の悪化による企業倒産件数の増加の懸念が排除しきれなかったことを踏まえ、企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の救済を図るため、不正受給防止に留意しつつ、引き続き迅速かつ適正な対応を図った。平成 25 年度においては、労働者 37,143 人に対し、総額約 152 億円の立替払を行った。

第 3 節 安全衛生対策の推進

1. 基本的事項に関する対策の推進

(1) 第 12 次労働災害防止計画

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間を対象期間とする第 12 次の労働災害防止計画においては、①死亡者について、平成 29 年までに平成 24 年に比して 15%以上減少させること、②休業 4 日以上 の死傷者数について、平成 29 年までに平成 24 年に比して 15%以上減少させること等を目標として、第 3 次産業の労働者数の増大と労働災害の変化、リーマンショックや東日本大震災の影響等の社会の変化等に

応じた労働災害防止対策を計画的に推進している。

(2) 危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の推進

近年、生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難になっていることを踏まえ、平成 17 年に改正された労働安全衛生法(平成 18 年 4 月施行)により、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)及びこれに基づく措置の実施が努力義務化されており、その適切な実施の促進を図った。

(3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進

労働災害の一層の減少を図るには、個人の経験と能力のみに依存せず、リスクアセスメント等の措置を組織的かつ体系的に実施することが重要であることから、このような取組を推進する労働安全衛生マネジメントシステムについて、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の普及促進を図った。

(4) 安全衛生に係る事前評価の推進

機械設備の設置、建設工事等に係る計画の届出については、その円滑な実施を図るとともに、引き続き都道府県労働局長審査制度の的確な運用を推進した。

2. 業種別労働災害防止対策の推進

(1) 建設業

建設現場の重層化した請負形態における安全管理の定着を促進するため、元方事業者、関係請負人、業界団体及び発注者の実施事項等を示した「建設業における総合的労働災害防止対策」を推進した。

建設業における死亡災害の約 4 割を占める墜落・転落災害の防止については、平成 21 年に改正された労働安全衛生規則による墜落防止措置の徹底を図るとともに、手すり先行工法等の「より安全な措置」等を講じるよう指導を行った。また、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進するため、現場の診断等による足場の設置事業者に対する支援を行った。

(2) 陸上貨物運送事業

荷役作業時における労働災害を減少させるため、平成 25 年 3 月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定するとともに、当該ガイドラインに基づき、対策の普及を図った。また、平成 25 年 5 月に「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改訂し、当該ガイドラインに基づく指導を行った。

(3) 港湾貨物運送事業

港湾荷役作業における揚貨装置による災害及び墜落・転落災害の防止対策を徹底した。

(4) 林業

他業種から林業に参入する事業場の増加を踏まえ、これらの事業場に対する雇入れ時の安全衛生教育の実施、伐木作業に伴うかかり木の処理の作業の適切な実施等について指導を行った。

また、高性能林業機械の普及やこれに伴う災害の発生が後を絶たないことを踏まえて、当該林業機械の運転業務に就く者に対する安全教育手法の開発、安全衛生教育を実施する講師の養成等を行った。

(5) 製造業

関係請負人を含めた総合的な安全衛生管理体制を確立するため、「製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」の周知を行うとともに、同指針に定められた措置の実施等について指導を

行った。

また、危険性又は有害性等の調査等の実施を促進するため、作業別リスクアセスメントマニュアル等を活用した集団指導、個別指導等を計画的に実施した。

(6) 造船業

労働安全衛生法上の特定事業（元方事業者及び下請事業者の労働者が同一場所で混在して作業を行い、他業種に比し災害発生率も高い）である造船業での総合的な労働災害防止対策を推進するため、総括安全衛生責任者等に対する研修会及びリスクアセスメント実務者に対する研修会を実施し、造船業における危険作業に関する対策事例集を作成した。

(7) 第三次産業

第三次産業での災害が増加していること等を踏まえて、各種商品小売業、社会福祉施設等を重点に、業界団体と連携し、4S（整理、整頓、清潔、清掃）、KY（危険予知活動）の普及促進を中心とした指導を行うとともに、小売業及び社会福祉施設を対象とした自主点検を行った。

以上の対策に加え、建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業、林業・木材製造業及び鉱業については、業種別労働災害防止協会と十分な連携を図りつつ、それぞれの業種に応じた対策を積極的に推進した。

3. 特定災害防止対策の推進

(1) 機械設備の労働災害防止対策の推進

機械設備メーカー等に対する指導を実施することなどにより、機械設備の安全化を推進するとともに、機械設備の使用時の安全性を確保するため、検査業者等に対する指導を強化し、適切な定期自主検査の徹底を図った。

また、職場において使用される機械は多岐にわたるとともに、技術の進歩等により新たな機械が開発・導入されていることから、すべての機械に適用する「機械の包括的な安全基準に関する指針」及び「機械の危険情報提供のガイドライン」について、その周知・普及を図った。また、「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」を公表し、労働安全衛生規則の改正を行い、機械の危険性等の通知を行うことが努力義務化されたところであり、その適切な実施の促進を図った。

(2) 爆発・火災災害の防止対策

平成17年11月に改正された労働安全衛生法（平成18年4月施行）により、爆発等のおそれがある化学設備又は特定化学設備の改造、修理、清掃等の仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供することが義務化されているところであり、引き続きその周知を図った。

4. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者に配慮した安全衛生対策のマニュアルの普及を図った。

5. 派遣労働者の安全衛生確保対策の推進

派遣労働者の労働災害を防止するため、職業安定行政と連携しつつ、集団指導等、派遣元及び派遣先双方の事業主に対し労働安全衛生法上の措置義務の周知を行うとともに、遵守の徹底を図り、引き続き派遣労働者に係る労働災害防止対策を推進した。

6. 職業性疾病対策の推進

(1) 化学物質等有害物による健康障害の防止対策

化学物質による健康障害防止対策については、一の印刷事業場で有機溶剤を使用した洗浄等の業務に従事していた労働者が、高い割合で胆管がんを発症していたことが判明したことを受けて、原因物質とみられた1,2-ジクロロプロパンについて、新たに特定化学物質障害予防規則の対象物質とし、その周知及び遵守の徹底を図るとともに、特定化学物質等に係る作業主任者の選任等、労働者の健康障害防止措置について指導した。

また、化学物質の有害性の調査については、国が行ったがん原性等の試験結果を積極的に活用して指針を公表するなどにより、有害性が認められた物質に係る管理対策を推進してきたところであるが、上記胆管がん事案を踏まえ、既存化学物質の有害性評価の取組をより加速して実施するため、文献調査や各種スクリーニング試験等に着手した。

一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒、酸素欠乏症・硫化水素中毒、ダイオキシンに係る健康障害等の防止対策の推進を図った。

また、粉じん障害の防止については、長期的な観点に立つ総合的な対策を推進した。

加えて、ナノマテリアル製造の取扱い作業現場における当面のばく露防止のための予防的対応について、平成21年3月に発出した通達に基づく対策を推進した。

(2) 石綿による健康障害の防止対策の推進

平成18年9月1日に石綿製品の製造等については全面禁止された。また、その際、国民の安全確保上の観点等から代替が困難な一部の製品等(適用除外製品等、いわゆるポジティブリスト)については、当面の間製造等の禁止の規定の適用が猶予されていたが、順次代替化できたものから禁止を行い、平成24年3月には全ての適用除外製品等の製造等を禁止した。

石綿使用建築物や船舶の解体作業等における石綿ばく露防止対策について、計画届、作業届のほか、関係行政機関等からの情報を収集し、監督指導等や、必要に応じて労働災害防止団体と連携して現場パトロールを実施する等により、石綿障害予防規則及び平成24年5月に公示した「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の遵守の徹底を図った。

さらに、石綿障害予防規則に基づく健診の実施の徹底、過去に石綿を取り扱う作業に従事した者に対する健診の受診勧奨、交付要件を見直した健康管理手帳制度の周知等、退職者を含めた石綿取扱作業従事者等に対する健康管理対策を積極的に推進した。

(3) 化学物質による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の推進

平成17年11月に改正された労働安全衛生法(平成18年4月施行)により、化学物質も含め危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)及びこれに基づく措置の実施が努力義務化されたところであり、法に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」についてその普及促進を図った。

(4) 電離放射線等の物理的因子及び作業態様による健康障害の防止対策

電離放射線障害防止対策については、引き続き被ばく管理の徹底を図るとともに、騒音障害防止対策については、騒音障害防止のためのガイドラインの周知徹底を図った。

また、VDT作業による健康障害防止対策については、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の周知徹底を図った。

さらに、腰痛予防対策については、「職場における腰痛予防対策指針」を平成25年6月に19年ぶりに改訂し、適用対象を福祉・医療分野等における介護・看護作業全般に広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法などを加える等したほか、「チェーンソー取扱い作業指針」及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づき、新たな振動工具の振動加速度のレベルに応じた振動ばく露時間の抑制を図った。

7. 化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」に関する国連勧告を踏まえ、平成18年改正の労働安全衛生法、平成24年3月に新たに定めた「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」等に基づき、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(GHS)に準拠した化学物質の危険有害性等の表示等について引き続き関係事業者等への周知を図った。

8. 労働者の健康確保対策の推進

(1) 過重労働による健康障害の防止対策

平成17年に改正された労働安全衛生法(平成18年4月施行)等により義務付けられた長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施、過重労働による健康障害の防止対策についての衛生委員会等での調査審議の実施について、事業者に対し周知、指導等を行った。

さらに平成23年2月に改正した「過重労働による健康障害防止のための総合対策」について、事業者等に周知を図った。

(2) メンタルヘルス対策

平成17年に改正された労働安全衛生法等により事業者に対して義務付けられたメンタルヘルス対策についての衛生委員会等での調査審議の実施や、労働安全衛生法に基づく指針として平成18年3月に策定された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」について、事業者に対して周知、指導等を行った。また、事業者の取組を支援するため、全国47都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス不調の予防から早期発見と適切な対応、職場復帰支援に至るまで、メンタルヘルス対策の総合的な支援を実施した。

また、メンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp>)により、事業者、産業保健スタッフ、労働者等に対してメンタルヘルスに関する情報提供を引き続き行った。

(3) 地域産業保健センター事業の拡充

小規模事業場の労働者等に各種健康診断等を行っている地域産業保健センターにおいて、長時間労働者に対し、医師による面接指導の相談窓口を開設することにより、利用者の利便性の確保を図った。

9. 快適な職場環境の形成の促進

快適な職場環境の形成のための指針の周知を図るとともに、受動喫煙防止対策助成金制度等の各種支援制度の周知及び利用の促進により職場における受動喫煙防止対策の普及・啓発を行うなど、快適な職場環境の形成の促進を行った。

10. 中小規模事業場における労働災害防止対策の推進

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等による中小規模事業場の安全衛生診断及び安全衛生改善計画の作成を促進した。

11. 外国人労働者の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の労働災害を防止するため、「外国人労働者の雇用管理の改善に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、外国人労働者が理解できる方法による安全衛生教育等の実施について指導を行った。

12. 国際化に対応した安全衛生対策の充実

国際化の進展に伴い、国際貢献の観点から（独）国際協力機構（JICA）を通じた開発途上国に対する技術協力を実施するとともに、開発途上国の安全衛生実務者に対する研修事業等を展開した。

また、我が国の労働安全衛生基準について、必要に応じて国際基準との整合性の確保を図った。

13. 労働災害防止対策を推進する体制の整備等

(1) 行政体制の整備等

ア 産業構造・就業構造の変化、技術革新の進展等安全衛生を取り巻く情勢の変化に対応した労働安全衛生関係法令の整備・充実を図るとともに、労働災害が多発した事業場、労働災害の発生率が高い業種に属する事業場、重篤な職業性疾病が発生するおそれのある事業場等に重点を置き、監督指導、集団指導等を強化した。

イ 監督指導、集団指導の実施体制の充実を図るとともに、技術の進歩等に的確に対応するため、職員の研修を充実し、事業場等に対する専門的・技術的な指導を強化した。

ウ （独）労働安全衛生総合研究所及び、産業医科大学における共同研究及び研究交流を行うなどにより安全衛生に関する研究、労働災害・職業性疾病の原因等の科学的な調査研究等を積極的に推進した。

エ 登録教習機関、登録性能検査機関等に対する監査指導を行った。

オ 安全衛生労使専門家会議、労働衛生指導医等の活用に努めた。

(2) 安全衛生教育体制

安全衛生教育用機材の整備、講師の養成を図ることにより、地域及び各事業場において、事業者、労働災害の防止のための業務に従事する者及び労働者に対する安全衛生教育の水準の向上を図るよう努めた。

(3) 労働災害防止団体等の活動の強化

労働災害防止団体に対し、労働災害防止団体の中央及び地方での活動の活性化を促進した。

また、安全衛生に関する専門技術団体及び産業医、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他の安全衛生の専門家の組織と連携を密にするとともに、その積極的な活用を図った。

(4) 安全衛生情報の公表

災害事例、職場改善事例等の安全衛生情報及び関連する科学技術情報を積極的に収集し、「職場のあんぜんサイト」などを通じて公表することにより、労働災害の防止対策の推進を図った。

14. 東日本大震災への対応

(1) 放射線障害防止対策

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の事故収束に係る緊急作業を実施する作業員の健康確保のため、「原子力被災者への対応に関する当面の取組み方針」（平成 23 年 5 月 17 日付 原子力災害対策本部）に基づき、①被ばく線量管理、臨時の健康診断の徹底、②作業届の提出、③長期的な健康管理を柱とした対策を行った。

また、事故由来放射性物質に汚染された土壌等を除染するための業務等に従事する労働者に係る法令及びガイドラインを制定・改正し、放射線障害防止対策の推進を図った。

(2) 復旧・復興工事における労働災害防止対策

震災復旧・復興工事については、現在、被災地域において実施されている建築物等の解体工事における労働災害防止対策を引き続き徹底するとともに、被災地域の復興計画等に基づく地方自治体の発注情報を把握した上で、集団指導、パトロール、個別指導等を組み合わせることにより効果的・効率的な指導を実施した。

また、震災復興工事においては、一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施され、工事が輻そうすることによる労働災害を防止するため、地方自治体の公共工事担当部署等との連絡会議を適切に開催するとともに、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置・開催を指導するなどにより、復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を推進した。

さらに、復旧・復興工事には、被災者や他業種の労働者が建設業に新たに参入することが予想されたため、新規入職者に対する安全衛生教育が確実に行われるよう徹底した。

加えて、被災 3 県に安全衛生に関する拠点を設置し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施した。

(3) 石綿健康障害予防対策

東日本大震災の被災地では、石綿含有建材を使用した建築物の解体等や石綿を含有するがれき等の集積等も行われている。そのため、厚生労働省では、地方支分部局の実施する監督指導等やパトロール等現場指導のほか、適正なばく露防止対策が実施されているかどうか確認するため、被災地の解体現場等での石綿の飛散のモニタリング調査を実施した（調査結果については、環境省と合同で開催している東日本大震災アスベスト対策合同会議で報告した）。

第 4 節 東電福島第一原発の事故への対応

1. 東電福島第一原発の作業員への対応

東電福島第一原発の緊急作業従事者の内部被ばく線量の一部について、元請事業者から提出された評価値と東電による暫定評価値に一定の乖離があることを把握した。このため、乖離のあった内部被ばく線量の再評価を行い、その結果に基づき、平成 25 年 7 月 5 日に一部の内部被ばく線量を見直した。

また、平成 25 年 8 月 9 日、東電福島第一原発での緊急作業従事者を対象とした長期的健康管理の実施状

況をとりまとめた。とりまとめ結果を踏まえ、東電及び健康診断を未実施の者が所属する元請事業者に対して、再発防止を指導するとともに、実施済みの健康診断結果で厚生労働省に未提出なものについては、速やかに報告するよう指導した。併せて、特定緊急作業従事者（緊急作業従事者のうち、緊急作業期間中に 50 ミリシーベルトを超える線量を受けた者）の希望者が全員、がん検診等を受けることができるよう、東電及び検診結果を未提出の事業者に対してがん検診等の受診を勧奨するよう指導した。

平成 25 年 9 月 20 日、東電福島第一原発を含む福島労働局管内における放射線業務従事者等の健康診断の実施状況をとりまとめた。とりまとめ結果を受けて、東電と元請事業者に対し、有所見者に対する事後措置を適切に実施するよう指導した。

さらに、緊急作業従事者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳し、随時、厚生労働省の英語版ホームページへの掲載を開始した。

福島労働局及び富岡労働基準監督署は、月 1 回程度、東電福島第一原発に対し、被ばく線量管理、工事の労働災害防止のための措置等の実施状況に関する立入調査を実施した。

2. 除染等業務に従事する労働者への対応

除染などの進展に伴い、発生した除染廃棄物などの処分が平成 25 年度以降、本格化するため、業務に携わる労働者の放射線障害防止対策について、「除染廃棄物等の処分に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会」の報告書が取りまとめられたことを受け、平成 25 年 4 月 12 日に、第 1 章第 9 節 5 のとおり、労働者の放射線障害防止のための措置などを定めた電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を公布し、平成 25 年 7 月 1 日から施行するとともに、関係の法令をわかりやすくまとめたガイドラインを策定した。

また、除染等業務を行う元請事業者が中心となって、除染等業務に従事する労働者の被ばく線量等を一元管理する制度（事務局：公益財団法人放射線影響協会）が、平成 25 年 11 月 15 日に発足したことを受け、関係のガイドラインを改正することにより当該制度の活用を指導することとしている。

福島労働局管下の労働基準監督署では、平成 25 年に除染等業務を行う 1,047 事業者に対して、監督指導を実施し、そのうち 709 事業者（違反率 67.7%）に労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反が認められたことから、是正指導を行った。さらに、福島労働局では、除染等業務を行う事業者に対する監督指導結果を踏まえ、福島県内で除染等業務を行っている元請事業者 136 者に対して、賃金等の労働条件の明示、賃金の支払等の法違反が多く認められた事項を中心に、関係法令の遵守の徹底等に関する要請を行うとともに、除染手当の不払事案を把握した場合には、環境省（福島環境再生事務所）へ情報提供を行った。

第 5 節 労働時間対策

中小企業等における労働時間等の設定の改善の促進に向けて、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等労働時間対策を推進した。

1. 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）の周知・啓発

長時間労働の抑制や年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図ることを

目的として、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行った。

2. 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進

都道府県労働局に配置した「働き方・休み方改善コンサルタント」による中小企業等に対する指導・助言を行うとともに、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主等に対して助成金の支給を行った。

第6節 賃金対策の推進

1. 最低賃金対策

地域別最低賃金については、経済の動向、地域の実情を踏まえて、その引上げに努めるとともに、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対して、支援を実施した。また、特定最低賃金についても、産業の実情に応じ、必要な改定が行われるように努めた。

改定後においては、改定の時期を中心に周知徹底に努めるとともに、問題のある地域、業種等を的確に把握した上で、監督指導を行い、遵守の徹底を図った。

平成25年中に、最低賃金法の履行確保を主眼として実施した監督指導の件数は、13,946件で、このうち、最低賃金法第4条違反が認められたものは1,343件(違反率9.6%)であった。

2. 賃金・退職金制度

都道府県労働局等において、賃金制度等に関する労使の相談に応じ、また、賃金・退職金制度などについて企業の自主的な改善活動に対する積極的な相談・援助を実施した。

第7節 職場のパワーハラスメント対策

職場のパワーハラスメント対策については、パンフレット等の作成・配布や啓発用ホームページ「あかるい職場応援団」の運営により、問題の予防・解決に向けた周知・広報を図るとともに、労使の取組を支援するための好事例集の作成及び全国規模でのセミナーを実施した。

第8節 労災補償対策

1. 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、迅速かつ的確な調査を行うこと等により、引き続き標準処理期間内の処理に努めた。

労災診療費については、適正な審査を行うとともに、労災診療費算定基準の医療機関への周知徹底、誤請

求の多い医療機関への指導、関係機関との連携等により、診療費の適正払いの一層の推進を図った。

2. 労災認定基準の的確な運用等

業務上疾病に係る労災認定基準等に基づき、業務起因性の有無について判断し、的確な労災補償に努めた。また、医学専門家などで構成される検討会において、胆管がんは、1,2-ジクロロプロパン又はジクロロメタンに長期間、高濃度ばく露することにより発症し得ると医学的に推定できるとの報告書が取りまとめられたことを踏まえ、印刷事業場の労働者からの胆管がんに係る労災請求について、業務で使用した有機溶剤に含まれるこれらの化学物質が原因で胆管がんを発症した蓋然性が極めて高いとして業務上疾病と認定した。

3. 行政争訟に対する迅速・的確な対応

審査請求事案の処理に当たっては、事実関係の把握、争点整理等を適切に行い、審理のための処分を計画的に行うなど迅速・適正な決定に努めた。

訴訟追行については、事実関係を立証するため必要な調査・証拠収集等を迅速に行うとともに、法務当局との密接な連携の下、医学経験則、認定した事実等に基づいた論理的かつ分かりやすい主張・立証を行う等的確な対応に努めた。

第9節 関係法令の制定、改廃等

1. 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律について（労働契約法の無期転換ルールの特例関係）

(1) 改正の趣旨

研究開発システムの改革を引き続き推進することにより研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発法人、大学等の研究者等について、労働契約法第18条の特例を定めた。

(2) 改正内容

以下に掲げる者について労働契約法第18条の特例を定め、無期転換申込権発生までに10年を超えることが必要であることとした。

- ① 科学技術に関する研究者又は技術者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの
- ② 研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。④において「運営管理に係る業務」という。）に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの
- ③ 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との契約によりこれらと共同して行う研究開発等（④において「共同研究開発等」という。）の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であって当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学

等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

- ④ 共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者であって当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの
- ⑤ 大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)に基づく任期の定めがある労働契約を締結した大学の教員等

(3) 施行期日

平成26年4月1日

2. 労働安全衛生規則の一部改正について（車両系建設機械及び食品加工用機械関係）

(1) 車両系建設機械関係

ア 改正の趣旨

鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機による休業4日以上死傷災害は、年間100件以上発生しており、死亡災害等の重篤な災害も起こっている。このような状況を踏まえ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機を車両系建設機械の解体用機械として労働安全衛生法令の規制の対象として、車両系建設機械による労働災害の防止対策の充実を図った。

イ 改正内容

- ① 機械等貸与者の貸し出す際の点検・整備の実施
- ② 構造規格を具備しない機械の譲渡、貸与等の禁止
- ③ 定期自主検査（一年以内、一月以内）の実施
- ④ 一年以内ごとに行う定期自主検査について、一定の資格者による特定自主検査の実施
- ⑤ 三トン以上の機体重量の機械の運転の業務について、技能講習修了者等以外の禁止
- ⑥ 三トン未満の機体重量の機械の運転の業務に就かせる際の特別の教育の実施
- ⑦ アタッチメントの装着の制限、アタッチメントの重量の表示など、使用上の規制の履行

ウ 施行期日

平成25年7月1日

(2) 食品加工用機械関係

ア 改正の趣旨

食品加工用機械による休業4日以上死傷災害は、年間2,000件近く発生しており、災害内容も、身体部位の切断や挫滅により身体に障害が残る可能性のあるものが全体の1/4を占めている。このような状況を踏まえ、食品加工用機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用などを義務付けた。

イ 改正内容

食品加工用機械による本質的な安全化を促進し、労働災害を一層減少させるため、以下の改正を行った。

- ① 切断、切削を行う機械の災害防止規定の追加
- ② 混練・攪拌等を行う機械の災害防止規定の追加
- ③ ロール機の災害防止規定の追加

④ 機械の調整作業における災害防止規定の追加

ウ 施行期日

平成 25 年 10 月 1 日

3. 労働安全衛生規則の一部改正について（木材伐出機械等関係）

(1) 改正の趣旨

伐木等機械、走行集材機械及び簡易架線集材装置等による休業 4 日以上之死傷災害が増加傾向にあり、死亡災害等の重篤な災害の割合が高くなっている。このような状況を踏まえ、伐木等機械、走行集材機械及び簡易架線集材装置等を労働安全衛生法令の規制の対象として、木材伐出機械等による労働災害の防止対策の充実を図った。

(2) 改正内容

- ① 車両の転倒、逸走等の防止、機械との接触、飛来落下等の防止など、使用上の規制の履行
- ② 機械の運転の業務に就かせる際の特別の教育の実施

(3) 施行期日

- ① 平成 26 年 6 月 1 日
- ② 平成 26 年 12 月 1 日

4. 労働安全衛生法施行令等の一部改正等について（1,2-ジクロロプロパン等の特定化学物質追加）

(1) 改正の趣旨

1,2-ジクロロプロパンについて、長期間にわたる高濃度のばく露があった労働者に胆管がんを発症した事例があり、ヒトに胆管がんを発症する可能性が明らかになったことに加え、専門家による検討の結果、洗浄又は払拭の業務に従事する労働者に高濃度のばく露が生ずるリスクが高く、健康障害のリスクが高いとされたことから、特定化学物質に追加し、各種健康障害防止措置を義務付けるため、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号。以下「施行令」という。)等について所要の改正を行った。

(2) 改正内容

ア 施行令の一部改正

- (ア) 法第 57 条第 1 項に基づく表示義務対象物として、1,2-ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤その他の物（以下「1,2-ジクロロプロパン等」という。）を規定した。
- (イ) 1,2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務を法第 66 条第 2 項後段の健康診断の対象業務として規定した。
- (ウ) 特定化学物質の第 2 類物質に 1,2-ジクロロプロパン等を追加し、1,2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断を行わなければならないこととした。

イ 特定化学物質障害予防規則の一部改正

- (ア) 1,2-ジクロロプロパンを特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令。以下「特化則」という。）第 2 条にいう「エチルベンゼン等」として規定し、「エチルベンゼン等」について義務付けている各種健康障害防止措置等について、1,2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務についても規定した（ただし、洗浄・払拭業務以外の業務については、労働者へのばく露の程度が低く、

労働者の健康障害のおそれが高いと判断されたことから、適用を除外している。)

(イ) 1,2-ジクロロプロパン等を取り扱う業務に係る特殊健康診断の実施について、実施項目等の各種規定を整備した。

ウ 労働安全衛生規則の一部改正

(ア) 上記ア(ア)の改正を踏まえ、表示義務対象となる裾切値を規定した。

(イ) 1,2-ジクロロプロパン等を取り扱う業務についての健康管理手帳の交付要件等を規定した。

(ウ) 法第 88 条に基づく計画の届出をすべき機械等として、1,2-ジクロロプロパン等を取り扱う業務について設置が義務付けられる局所排気装置等を追加した。

(3) 施行期日

平成 25 年 10 月 1 日。ただし、措置義務の種類によって、最大平成 26 年 9 月 30 日までの経過措置期間を設けている。

5. 電離放射線障害防止規則等の一部改正について（事故由来廃棄物等処理関係）

(1) 改正の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）により汚染された土壌等の除染の進展等に伴い、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物等の処分の業務が本格的に実施される見込みとなっており、これら業務に従事する労働者の放射線障害防止対策が必要となった。

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物等の処分の業務については、一定の場所に放射線源が管理された形で存在しており、かつ、労働者が主に屋内で作業を行うことから、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）が適用されるが、この業務の作業形態に応じ、適切に労働者の放射線による健康障害を防止するための措置を規定するため、電離則等の一部の改正を行った。

(2) 改正内容

「事故由来廃棄物等の処分の業務」を事業者に対して、以下の事項を義務付けたもの。

- ① 被ばく線量を 5 年間で 100 ミリシーベルトかつ 1 年間で 50 ミリシーベルト以下にすること
- ② 適切な線量管理と結果の記録・保存
- ③ 施設等における線量の限度
- ④ 事故由来廃棄物等の処分を行う施設等が満たすべき要件
- ⑤ 汚染の拡大防止のための措置
- ⑥ 作業の管理等
- ⑦ 特別の教育、健康診断等
- ⑧ 除染特別地域等に処分施設を設置する場合の特例

(3) 施行期日

平成 25 年 7 月 1 日

6. 労働基準法施行規則の一部改正について（別表第一の二に定める業務上の疾病関係）

(1) 改正の趣旨

新たな医学的知見の公表等の状況、労働災害の発生状況等を踏まえ、平成 25 年 6 月から、「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会」の中で、業務上の疾病の範囲について検討を行い、7 月 3 日に「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書」がとりまとめられたことから、同報告書を受けて、労働基準法における業務上の疾病の範囲の見直しを行った。

(2) 改正内容

労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第 1 の 2（①は第 4 号、②～④は第 7 号）に以下の疾病を追加した。

- ① テレピン油にさらされる業務による皮膚疾患
- ② ベリリウムにさらされる業務による肺がん
- ③ 1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
- ④ ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

(3) 施行期日

平成 25 年 10 月 1 日

第2章 監督指導等

第1節 事業場監督

平成25年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、178,133件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が140,499件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が23,408件、再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が14,226件となっている。

1. 定期監督等(災害時の監督を含む)

平成25年中に定期監督等を実施した事業場数140,499件を業種別にみると、建設業が46,475件と最も多く、全体の33.1%を占め、次いで製造業33,498件（同23.8%）、商業20,104件（同14.3%）、保健衛生業9,258件（同6.6%）、接客娯楽業8,027件（同5.7%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、95,550件で違反率は68.0%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が32.0%で最も高く、次いで安全基準26.2%、割増賃金22.9%、健康診断19.7%、労働条件の明示18.1%、就業規則13.6%の順になっている。

2. 申告監督

平成25年中に取り扱った申告件数は、34,322件(前年からの繰越しが5,004件、当該年中の新規受理が29,318件)であり、このうち、当年中に完結した件数は29,702件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が25,118件で最も多く、新規受理件数の85.7%を占め、次いで解雇の4,691件(同16.0%)の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の68.2%に当たる23,408件で、これを業種別にみると、商業4,252件(全体の18.2%)、接客娯楽業3,919件（同16.7%）、建設業3,603件（同15.4%）、その他の事業2,928件(同12.5%)、製造業2,530件(同10.8%)の順となっている。

3. 再監督

平成25年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた112,873事業場の12.6%に当たる14,226件となっている。

4. 使用停止等処分

平成25年中において労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から労働基準監督署長等が行った使用停止等処分件数は、5,909件である。

また、使用停止等処分事業場を業種別にみると、建設業が3,815件、製造業が1,777件であり、この2業種で全体の94.6%を占めている。

5. 司法処分

平成25年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、1,043件であり、その内訳は、労働基準法違反が474件で全体の45.4%を占め、労働安全衛生法違反が560件(同53.7%)、最低賃金法違反が8件(同0.8%)、賃金の支払の確保等に関する法律違反が1件(0.1%)となっている。

これを業種別にみると、建設業が369件で全体の35.4%を占め、製造業231件(同22.1%)、商業79件(同7.6%)、接客娯楽業75件(同7.2%)の順となっており、また、工業的業種計では682件(同65.4%)、非工業的業種計では361件(同34.6%)となっている。

第2節 賃金不払の概況

平成25年中に、全国の労働基準監督署が取り扱った賃金不払事件(平成24年に受理し、平成25年まで処理を継続した事件を含む。以下同じ。)の総数は、件数で20,039件(前年比9.3%減)、対象労働者数で41,024人(前年比5.8%減)、金額で159億9,801万6千円(前年比8.7%減)となっている。

このうち平成25年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で17,547件、対象労働者数で35,515人、金額で約132億9,647万円となっている。

さらに、これを業種別にみると、件数では、商業が3,274件で全体の18.7%を占め、次いで接客娯楽業の3,080件(同17.6%)、建設業の2,802件(同16.0%)、の順となっている。また、対象労働者数では商業が6,440人(同18.1%)、製造業が6,220人(同17.5%)の順となっており、金額では、商業が約24億9,142万円(同18.7%)、製造業が約23億2,253万円(同17.5%)の順となっている。

これら平成25年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で10,236件(全体の51.1%)、対象労働者数で17,888人(同43.6%)、金額で約51億147万円(同31.9%)となっている。

第3章 産業安全

第1節 産業別労働災害発生状況

平成25年に発生した労働災害による休業4日以上死傷者数は、全産業で118,157人であり、前年に比べ1,419人の減少となった。

産業別にみると、休業4日以上死傷者数については製造業が最も多く27,077人で全体の22.9%、ついで建設業が17,189人で14.5%となっており、建設業と製造業とで全体の約38%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で1,030人であり、そのなかでは建設業が最も多く342人で全体の33.2%を占め、ついで製造業の201人(同19.5%)となっており、前年に比べ全産業で5.8%減少した。

第1表 平成25年(1～12月)業種別労働災害発生状況

(単位：人)

区 分 業 種	休業4日以上 の死傷者数	死 亡 者 数			
		平成25年 (1月～12月)	平成25年 (1月～12月)	平成24年 (1月～12月)	増減者数
全 産 業 計	118,157	1,030	1,093	-63	-5.8
製 造 業	27,077	201	199	2	1.0
鉄 道 業	239	8	6	2	33.3
建 設 業	17,189	342	367	-25	-6.8
交 通 運 輸 業	3,209	16	13	3	23.1
陸上貨物運送事 業	14,190	107	134	-27	-20.1
港 湾 荷 役 業	296	6	5	1	20.0
林 業	1,723	39	37	2	5.4
そ の 他	54,234	311	332	-21	-6.3

第2節 労働災害発生率の状況

平成25年における労働災害発生率を度数率(100万延べ実労働時間当たりの労働災害による休業1日以上の死傷者数)で見ると、調査産業計(総合工事業を除く。)で1.58となっている。

これを産業別にみると、度数率の最も高い産業は「生活関連サービス業、娯楽業」(4.76)であり、次いで「農業、林業」(4.65)の順となっている。

第2表 年、産業別度数率(100万延べ実労働時間当たりの死傷者数)

産業	年					
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
調査産業計 (総合工事業を除く)	1.75	1.62	1.61	1.62	1.59	1.58
農業, 林業(林業に限る。 平成23年以降は農業を含む。)	-	-	x	5.18	4.83	4.65
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.61	0.95	0.74	0	0.43	0
建設業(職別・設備工事業に限る)	0.77	0.61	0.69	0.56	0.62	0.83
製造業	1.12	0.99	0.98	1.05	1.00	0.94
電気・ガス・熱供給・水道業	0.69	0.52	0.55	0.52	0.60	0.59
情報通信業 (通信業、新聞業及び出版業に限る)	0.36	0.34	0.57	0.42	0.33	0.42
運輸業, 郵便業	3.66	3.33	3.07	2.77	2.77	3.10
卸売業, 小売業	2.18	1.88	2.14	1.98	2.09	1.95
生活関連サービス業, 娯楽業 (一部の業種に限る)	2.79	3.57	4.77	4.49	4.90	4.76
医療, 福祉 (一部の業種に限る)	1.52	1.46	1.34	1.59	1.45	1.38
サービス業(他に分類されないもの) (一部の業種に限る)	3.13	3.08	3.06	3.49	3.35	3.37
総合工事業	1.89	1.09	1.56	0.85	0.83	1.25

資料出所：労働災害動向調査

(注)1 100人以上の労働者を使用する事業所を対象として休業1日以上の上業務上の死傷災害発生率を調査したものである。

2 建設業のうち総合工事業については、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の総合工事業の工事現場を対象としたものである。

3 産業大分類の表章については、主要産業のみとしている。

4 生活関連サービス業、娯楽業は、洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。

5 医療、福祉は、病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。

6 サービス業(他に分類されないもの)は、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。

7 「0」は労働災害による死傷者数がないもの、「x」は調査客体数が少ないため掲載しないもの、「-」は該当事業所がないものである。

8 平成23年から農業、林業のうち農業を新たな調査対象産業に追加した。

9 東日本大震災への対応について

ア 事業所調査

東日本大震災における津波による浸水地域及び東電福島第一原発の事故による警戒区域等を含む市区町村を調査対象から除外して調査を行った。

イ 総合工事業調査

上半期調査については、東電福島第一原発の事故による警戒区域等を管轄する労働基準監督署の管轄地域であって、東日本大震災以前に労災保険の保険関係成立届が提出されたものについては除外して調査を行った。

下半期調査については、上半期で工期が終了した工事現場を調査対象から除外し、他の工事現場を代替抽出した。その際、東電福島第一原発の警戒区域等を管轄する労働基準監督署の管轄地域であって、東日本大震災以前に労災保険の保険関係成立届が提出されたものについては抽出の対象外とした。

第3節 重大災害の発生状況

重大災害は、昭和43年の480件を最高に、減少傾向にあったが、昭和60年の141件以降増加傾向に転じている。

平成25年に発生した一時に3人以上の死傷者を伴う重大災害は、244件で前年に比べて40件(対前年比14.1%)減少し、これによる死傷者は1,536人で、前年より22人(同1.4%)減少した。また、死亡者数は57人で2人(同3.6%)増加した。

重大災害発生件数を産業別に分類すると、建設業が最も多く93件で全体の38.1%を占め、次いで製造業の34件となっており、この二つの業種で全体の約52%を占めている。重大災害を原因別にみると交通事故によるものが最も多く123件(50.4%)となっている。次いで中毒・薬傷41件(16.8%)、爆発が8件(3.3%)等となっている。

第4章 労働衛生

第1節 業務上疾病の発生状況

平成25年の業務上疾病者数は全産業で7,310人であった。

これを産業別にみると、製造業が1,389人で全体の約19%を占め最も多い。

第1表 業務上疾病の発生状況

区分 業務	平成10年			平成11年			平成12年			平成13年		
	対前年度	疾病千人率	疾病千人率	対前年度	疾病千人率	疾病千人率	対前年度	疾病千人率	疾病千人率	対前年度	疾病千人率	疾病千人率
製造業	人	%	0.2	人	%	0.2	人	%	0.2	人	%	0.2
繊維工業業	87	120.8	0.1	87	120.8	0.1	87	120.8	0.1	50	70.4	0.1
化学工業業	221	89.8	0.2	221	89.8	0.2	221	89.8	0.2	176	95.7	0.1
窯業土石製品製造業	306	100.0	0.7	306	100.0	0.7	306	100.0	0.7	254	93.4	0.6
金属工業業	490	126.3	0.4	490	126.3	0.4	490	126.3	0.4	428	87.5	0.3
機械器具工業業	470	94.4	0.1	470	94.4	0.1	470	94.4	0.1	405	91.0	0.1
鉱業業	468	86.2	8.7	468	86.2	8.7	468	86.2	8.7	386	80.4	7.1
建設業業	1,364	82.5	0.3	1,364	82.5	0.3	1,364	82.5	0.3	1,157	95.1	0.3
運輸交通業業	1,100	96.2	0.5	1,100	96.2	0.5	1,100	96.2	0.5	1,062	109.4	0.4
貨物取扱業業	87	101.2	0.6	87	101.2	0.6	87	101.2	0.6	85	79.4	0.6
その他の事業業	3,098	118.5	0.1	3,098	118.5	0.1	3,098	118.5	0.1	3,240	104.5	0.1
合計	8574	100.2	0.2	8574	100.2	0.2	8574	100.2	0.2	7,984	98.8	0.2

区分 業務	平成14年			平成15年			平成16年			平成17年		
	対前年度	疾病千人率	疾病千人率	対前年度	疾病千人率	疾病千人率	対前年度	疾病千人率	疾病千人率	対前年度	疾病千人率	疾病千人率
製造業	人	%	0.1	人	%	0.1	人	%	0.1	人	%	0.2
繊維工業業	52	104.0	0.1	52	104.0	0.1	52	104.0	0.1	37	103.8	0.1
化学工業業	155	88.0	0.1	155	88.0	0.1	155	88.0	0.1	185	97.9	0.2
窯業土石製品製造業	245	96.4	0.5	245	96.4	0.5	245	96.4	0.5	247	118.2	0.7
金属工業業	377	88.0	0.3	377	88.0	0.3	377	88.0	0.3	439	107.1	0.4
機械器具工業業	364	89.8	0.1	364	89.8	0.1	364	89.8	0.1	469	115.8	0.1
鉱業業	359	93.0	6.6	359	93.0	6.6	359	93.0	6.6	231	72.9	5.9
建設業業	1,055	91.1	0.2	1,055	91.1	0.2	1,055	91.1	0.2	1,020	105.0	0.3
運輸交通業業	998	93.9	0.4	998	93.9	0.4	998	93.9	0.4	991	108.3	0.4
貨物取扱業業	73	85.8	0.5	73	85.8	0.5	73	85.8	0.5	74	79.6	0.6
その他の事業業	3,164	97.6	0.1	3,164	97.6	0.1	3,164	97.6	0.1	3,878	112.1	0.1
合計	7,502	94.0	0.1	7,502	94.0	0.1	7,502	94.0	0.1	8,226	108.1	0.2

区 分 業 務	平成 18 年			平成 19 年			平成 20			平成 21 年		
	人	%	疾病 年 千人率	人	%	疾病 年 千人率	人	%	疾病 年 千人率	人	%	疾病 年 千人率
製 造 業	2,152	105.9	0.2	2,160	100.4	0.2	1,965	91.0	0.2	1,485	75.6	0.1
織 維 工 業	39	105.4	0.1	28	71.8	0.0	19	67.9	0.1	30	157.9	0.2
化 学 工 業	197	106.5	0.2	216	109.6	0.2	169	78.2	0.2	145	85.8	0.1
窯業土石製品製造業	214	86.6	0.6	195	91.1	0.5	175	89.7	0.6	141	80.6	0.5
金 属 工 業	443	100.9	0.4	413	93.2	0.4	396	95.9	0.4	280	70.7	0.3
機 械 器 具 工 業	549	117.1	0.1	596	108.6	0.2	508	85.2	0.4	508	100.0	0.1
鋳 業	191	82.7	4.9	168	88.0	4.3	175	104.2	6.4	141	80.6	5.1
建 設 業	1,057	103.6	0.3	974	92.1	0.3	930	95.5	0.3	718	77.2	0.2
運 輸 交 通 業	917	92.5	0.4	995	108.5	0.4	1,097	110.3	0.5	927	84.5	0.4
貨 物 取 扱 業	74	100.0	0.6	97	131.1	0.8	93	95.9	0.8	82	88.2	0.7
そ の 他 の 事 業	3,978	102.6	0.1	4,290	107.8	0.1	4,614	107.6	0.2	4,138	89.7	0.1
合 計	8,369	101.7	0.2	8,684	103.8	0.2	8,874	102.2	0.2	7,491	84.4	0.2

区 分 業 務	平成 22 年			平成 23 年			平成 24 年			平成 25 年		
	人	%	疾病 年 千人率	人	%	疾病 年 千人率	人	%	疾病 年 千人率	人	%	疾病 年 千人率
製 造 業	1,745	117.5	0.2	1,624	93.1	0.2	1,479	109.8	0.2	1,389	93.9	0.1
織 維 工 業	19	63.3	0.1	22	115.8	0.1	29	131.8	0.2	29	100.0	0.1
化 学 工 業	178	122.8	0.2	167	93.8	0.2	125	74.9	0.1	125	100.0	0.2
窯業土石製品製造業	151	107.1	0.5	133	88.1	0.5	128	96.2	0.5	105	82.0	0.3
金 属 工 業	309	110.4	0.3	293	94.8	0.3	244	83.3	0.2	277	113.5	0.2
機 械 器 具 工 業	434	134.8	0.1	408	94.0	0.1	358	87.7	0.1	301	84.1	0.1
鋳 業	138	97.9	5.0	117	84.8	4.3	107	91.5	4.4	97	90.1	4.9
建 設 業	881	122.7	0.3	800	90.8	0.3	745	93.1	0.2	733	98.4	0.2
運 輸 交 通 業	956	103.1	0.4	922	96.4	0.4	912	98.9	0.4	887	97.3	0.3
貨 物 取 扱 業	88	107.3	0.8	87	98.9	0.7	104	119.5	0.8	103	99.0	0.1
そ の 他 の 事 業	4,303	104.0	0.1	4,229	98.3	0.1	4,396	104.0	0.1	4,101	93.3	0.2
合 計	8,111	108.3	0.2	7,779	95.9	0.2	7,743	99.5	0.1	7,310	94.4	0.1

資料出所：厚生労働省労働基準局「業務上疾病調」

(注) 1 業種は、疾病者数の多いものを選んだ。

疾 病 者 数

$$2 \text{ 疾病者数年千人率} = \frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$$

第2節 じん肺発生状況

じん肺健康診断は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺法に基づくじん肺管理区分が管理1に該当する者は3年以内ごとに1回、管理2または管理3の者は1年以内ごとに1回、事業者が実施することになっている。

じん肺健康診断の結果に基づく、じん肺管理区分の決定状況をみると、第2表のとおりである。これによると、じん肺有所見者数、有所見率とも減少傾向にある。

第2表 じん肺管理区分の決定状況

年	項目 じん肺健康診断 受診労働者数 (A)	管理2	管理3	管理4	有所見 者数 (B)	合併症 り患 者数	有所見率 (%) (B)/(A)×100
昭和61	251,822	34,232	5,614	75	39,921	140	15.9
62	237,310	29,111	4,645	93	33,849	104	14.3
63	228,425	27,164	4,209	64	31,437	60	13.8
平成元年	219,624	25,364	3,864	66	29,294	63	13.3
2	216,420	22,184	3,557	74	25,815	93	11.9
3	229,139	22,799	3,475	50	26,324	47	11.5
4	220,988	18,782	3,249	52	22,083	63	10.0
5	219,607	19,888	3,138	36	23,062	27	10.5
6	215,174	19,107	2,969	43	22,119	54	10.3
7	212,586	16,304	2,761	110	19,175	71	9.0
8	209,520	15,958	2,520	34	18,512	32	8.8
9	214,819	14,626	2,087	29	16,742	40	7.8
10	206,138	13,514	1,993	22	15,529	20	7.5
11	191,432	13,143	1,677	12	14,832	58	7.7
12	187,323	10,610	1,421	22	12,053	24	6.4
13	191,707	9,880	1,375	21	11,276	14	5.9
14	190,946	8,170	1,120	20	9,310	9	4.9
15	183,961	6,380	912	12	7,304	8	4.0
16	202,885	6,279	827	7	7,113	8	3.5
17	196,841	5,245	713	14	5,972	7	3.0
18	225,183	5,167	729	12	5,908	10	2.6
19	224,651	4,637	620	7	5,264	7	2.3
20	244,993	4,146	592	14	4,752	4	1.9
21	213,784	3,951	494	10	4,455	4	2.1
22	243,636	3,445	459	11	3,915	9	1.6
23	234,477	2,843	378	14	3,235	6	1.4
24	235,923	2,633	324	8	2,965	7	1.3
25	243,740	2,186	295	12	2,493	5	1.0

資料出所：じん肺健康管理実施結果調

(注) 1 本統計中には、随時申請によるものは含まれていない。

2 じん肺管理区分の管理4は、療養を要するもの。

第3節 定期健康診断の実施状況

常時50人以上の労働者を使用する事業者から報告のあった定期健康診断の実施状況は第3表のとおりである。

第3表 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)(平成25年)

(%)

項目	項目別の有所見率												所見のあった者の割合(注)
	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	胸部X線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図検査	
有所見率	3.6	7.6	4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0

資料：定期健康診断結果調

(注) 「所見のあった者の割合」は、労働安全衛生規則第44条および第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く。)の人数を受診者数で割った値である。

第4節 特殊健康診断の実施状況

一定の有害業務に常時従事する労働者に対しては、特別の項目による健康診断の実施を事業者に義務付けている。

現在、法令で特別の項目による健康診断の実施が義務づけられている業務は、①粉じん作業(じん肺法)、②鉛業務(鉛中毒予防規則)、③四アルキル鉛等業務(四アルキル鉛中毒予防規則)、④放射線業務(電離放射線障害防止規則)、⑤高圧室内業務及び潜水業務(高気圧作業安全衛生規則)、⑥特定化学物質等の業務(特定化学物質障害予防規則)、⑦有機溶剤業務(有機溶剤中毒予防規則)、⑧石綿等の業務(石綿障害予防規制)の8業務である。

また、騒音、VDT機器に係る業務等については、行政通達で特別の項目による健康診断の実施を勧奨している。

これらの特殊健康診断の状況は第4表に示すとおりである。

これによると特殊健康診断実施事業場数は約10万事業場(前年比9.8%増)、受診者数は約223万人(前年比6.1%増)、有所見率は6.0%であった。

第4表 特殊健康診断実施状況

年	項目	実施事業所数	受診者数 (A)	有所見者数 (B)	有所見率(%) (B)/(A)
昭和	35年	5,543	197,798	27,617	14.0
	40	8,927	226,979	24,048	10.6
	45	14,865	304,793	30,735	10.1
	50	30,446	557,224	29,962	5.4
	55	71,976	1,213,867	30,546	2.5
	60	81,689	1,436,463	24,429	1.7
平成	元年	80,242	1,415,940	25,015	1.8
	5	76,986	1,553,650	52,353	3.4
	6	76,051	1,558,666	55,969	3.6
	7	76,041	1,536,770	78,198	5.1
	8	76,355	1,554,080	80,661	5.2
	9	77,503	1,585,063	84,125	5.3
	10	78,099	1,606,353	93,438	5.8
	11	79,421	1,608,603	94,686	5.9
	12	80,153	1,609,154	96,656	6.0
	13	79,628	1,596,593	92,718	5.8
	14	80,989	1,626,958	96,795	5.9
	15	79,055	1,637,878	97,328	5.9
	16	81,986	1,661,201	101,039	6.1
	17	85,938	1,739,513	107,777	6.2
	18	88,577	1,883,529	114,142	6.1
	19	88,556	1,955,230	123,809	6.3
	20	91,016	2,099,488	135,540	6.5
	21	86,879	1,985,552	122,841	6.2
	22	92,879	2,138,360	134,272	6.3
	23	90,217	2,093,544	129,499	6.2
	24	92,394	2,101,445	131,454	6.3
	25	101,452	2,229,617	134,434	6.0

資料出所：特殊健康診断実施結果調

(注) 有機溶剤、鉛健康診断は平成元年10月より項目等が変更されている。

第5節 新規化学物質の届出件数及び名称公表件数

1. 新規化学物質の届出件数

化学物質の有害性調査制度に係る新規化学物質の届出件数は、第1表のとおりである。

第1表 新規化学物質の届出件数

年	区分	件数		
		製造	輸入	計
昭和54年 ～昭和63年		3,223	615	3,838
平成元年		457	64	521
2		466	58	524
3		451	55	506
4		497	40	537
5		539	87	626
6		534	85	619
7		434	81	515
8		574	77	651
9		526	64	590
10		517	91	608
11		617	72	689
12		574	101	675
13		458	78	536
14		526	95	621
15		740	171	911
16		775	138	913
17		1,026	197	1,223
18		1,098	275	1,373
19		1,212	307	1,519
20		1,022	221	1,243
21		966	264	1,230
22		1,055	228	1,283
23		1,132	279	1,411
24		1,009	254	1,263
25		797	214	1,011
計		21,225	4,221	25,436

2. 新規化学物質の名称公表件数

化学物質の有害性調査制度に係る新規化学物質の名称公表件数は、第2表のとおりである。

第2表 新規化学物質の名称公表件数

年	件数
昭和54年～昭和63年	3,838
平成元年	471
2	483
3	470
4	530
5	523
6	643
7	563
8	587
9	571
10	594
11	573
12	695
13	526
14	546
15	700
16	857
17	932
18	1,193
19	1,280
20	1,344
21	1,064
22	1,158
23	1,221
24	1,160
25	1,059
計	23,581

第5章 機構・定員及び予算

第1節 行政機構

労働基準監督機関の機構は、本省の下に、都道府県労働局(47局)、労働基準監督署(321署)及び支署(4)が置かれている(平成26年3月31日現在)。

第2節 職員の定員

平成25年度の全国の労働基準監督官数は第1表のとおり3,948人となり前年度に比し13人減であった。

第1表 本省・局・署別

計	本省	都道府県労働局	労働基準監督署
3,948人	40人	710人	3,198人

第3節 予算

平成25年度一般会計予算額は第2表のとおり4,630百万円である。

また、特別会計(労災勘定)にあつては、1,063,302百万円である。

労働安全衛生対策費	16,675,981千円
独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	1,561,074千円
独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	55,667千円
保険給付費	780,347,940千円
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	9,748,071千円
職務上年金給付費等交付金	6,306,295千円
社会復帰促進等事業費	152,344,392千円
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	7,144,196千円
独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	2,660,648千円
仕事生活調和推進費	1,057,774千円
中小企業退職金共済等事業費	1,984,067千円
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	110,123千円
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	47,679千円
個別労働紛争対策費	754,713千円
業務取扱費	47,570,939千円
施設整備費	775,379千円
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	27,356,595千円
予備費	6,800,000千円
歳出合計	1,063,301,533千円

第2表 平成25年度予算の概要

(単位：千円)

区	分	合計
1	一般行政に必要な経費	47,458
	(1) 経常事務費	37,007
	(2) 労働金庫監督検査対策費	9,080
	(3) 社会保険労務士制度の適正な運営に必要な経費	1,371
2	審議会等に必要な経費	20,945
	(1) 経常事務費	20,945
3	労働保険の審査に必要な経費	34,751
	(1) 経常事務費	34,751
4	中小企業退職金共済制度実施に必要な経費	2,656
	(1) 中小企業退職金共済制度実施費	2,656
5	労働条件政策に必要な経費	114,845
	(1) 労働条件確保対策推進費	114,845
6	監督行政に必要な経費	446,270
	(1) 経常事務費	128,194
	(2) 労働条件確保対策推進費	290,408
	(3) 司法事務効率化推進費	27,668
7	労働災害防止対策に必要な経費	57,201
	(1) 経常事務費	54,914
	(2) 外国における特定機械等検査経費	1,040
	(3) 規制緩和推進に必要な経費	1,247
8	賃金労働時間行政に必要な経費	31,706
	(1) 賃金制度改善指導等経費	31,706
9	最低賃金制度実施に必要な経費	497,344
	(1) 基準的行政経費	56,221
	(2) 最低賃金調査等経費	40,461
	(3) 最低賃金専門部会等開催費	233,958
	(4) 最低賃金履行確保対策経費	18,200
	(5) 最低賃金減額特例許可関係経費	148,504
10	最低賃金の引き上げに向けた中小企業の支援に必要な経費	2,646,299
11	労働者災害補償保険に必要な経費	277,090
12	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費	453,469
	合計	4,630,034

附 属 資 料

1. 年次別監督実施状況
2. 業種別・規模別適用事業場数
3. 業種別・規模別適用労働者数
4. 定期監督等実施状況・法違反状況
5. 申告処理状況（家内労働法関係を除く。）
6. 再監督実施状況
7. 使用停止等命令処分等実施状況
8. 家内労働監督実施状況及び措置状況
9. 許可及び認定等件数
10. 送検事件状況
11. 送検結果の推移
12. 賃金不払状況
13. 未払賃金の立替払事業の実施状況
14. 社内預金管理状況の推移
15. 業種別死傷者数の推移(休業4日以上)
16. 業種別・都道府県別死傷災害発生状況
17. 業種別・事故の型別死傷者数(休業4日以上)
18. 業種別・起因物別死傷者数(休業4日以上)
19. 業種別・年齢別労働災害発生状況
20. 業種別・都道府県別死亡災害発生状況
21. 業種別・原因別重大災害発生状況
22. 業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）
23. 定期健康診断実施結果（業種別）
24. 特殊健康診断実施状況（対象作業別）
25. 業種別・じん肺健康管理実施状況
26. 最低賃金決定状況
27. 家内労働法適用状況
28. 労働基準行政機構図
29. 労働基準行政所掌法令

1. 年次別監督実施状況

年	定期監督等	申告監督	再監督	計
昭和 23 年	181,636 (94.9)	9,681 (5.1)	-	191,317 (100.0)
30	154,546 (64.0)	37,989 (15.7)	48,992 (20.3)	241,527 (100.0)
35	135,909 (73.4)	18,517 (10.0)	30,746 (16.6)	185,172 (100.0)
40	191,053 (80.4)	16,506 (6.9)	30,211 (12.7)	237,770 (100.0)
45	233,946 (79.1)	23,873 (8.1)	37,849 (12.8)	295,668 (100.0)
50	165,483 (80.3)	20,327 (9.9)	20,249 (9.8)	206,059 (100.0)
55	167,850 (81.9)	18,174 (8.9)	18,886 (9.2)	204,910 (100.0)
60	173,438 (84.1)	15,644 (7.6)	17,133 (8.3)	206,215 (100.0)
平成 2 年	156,401 (87.3)	9,052 (5.1)	13,676 (7.6)	179,129 (100.0)
7	175,875 (86.7)	15,759 (7.8)	11,277 (5.6)	202,911 (100.0)
12	147,773 (79.9)	27,133 (14.7)	9,958 (5.4)	184,864 (100.0)
16	122,793 (74.1)	32,299 (19.5)	10,536 (6.4)	165,628 (100.0)
17	122,734 (74.8)	31,206 (19.0)	10,201 (6.2)	164,141 (100.0)
18	118,872 (73.8)	31,308 (19.4)	10,878 (6.8)	161,058 (100.0)
19	126,499 (75.0)	31,426 (18.6)	10,808 (6.4)	168,733 (100.0)
20	115,993 (72.9)	33,238 (20.9)	9,859 (6.2)	159,090 (100.0)
21	100,535 (68.5)	36,444 (24.8)	9,881 (6.7)	146,860 (100.0)
22	128,959 (73.9)	33,077 (19.0)	12,497 (7.2)	174,533 (100.0)
23	132,829 (75.7)	29,442 (16.8)	13,261 (7.6)	175,532 (100.0)
24	134,295 (77.4)	25,418 (14.6)	13,807 (8.0)	173,520 (100.0)
25	140,499 (78.9)	23,408 (13.1)	14,226 (8.0)	178,133 (100.0)

- (注) 1 ()内は監督実施件数に対する種類別監督実施件数の割合を示す。
 2 各年とも1月1日から12月31日までの件数を示すが、昭和40年については4月1日から翌年3月31日までの件数を示す。
 3 家内労働法関係の監督を除いている。

2. 業種別・規模別適用事業場数

(平成21年7月1日現在)

業種		規模	合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1号	食料品製造業		49,343	28,694	11,700	3,595	2,921	1,973	460
	繊維工業		12,418	10,041	1,553	364	275	159	26
	衣服その他の繊維製品製造業		24,237	18,124	4,328	858	642	262	23
	木材・木製品製造業		11,636	8,868	2,070	401	203	88	6
	家具・装備品製造業		16,281	13,719	1,858	329	205	141	29
	パルプ・紙・紙加工品製造業		10,825	6,423	2,666	770	623	299	44
	印刷・製本業		29,877	22,289	4,994	1,264	886	371	73
	化学工業		40,188	24,272	9,111	2,766	2,202	1,400	437
	窯業土石製品製造業		17,671	11,199	4,750	908	487	264	63
	鉄鋼業		6,051	3,176	1,651	473	412	252	87
	非鉄金属製造業		4,613	2,593	1,094	350	300	206	70
	金属製品製造業		53,059	38,296	10,272	2,281	1,423	671	116
	一般機械器具製造業		63,528	44,572	11,658	3,068	2,294	1,449	487
	電気機械器具製造業		29,795	16,050	6,925	2,280	2,053	1,655	832
運送用機械等製造業		17,526	9,936	3,874	1,296	1,074	864	482	
電気・ガス・水道業		6,156	3,161	1,965	488	311	201	30	
その他の製造業		164,013	139,705	17,817	3,384	2,048	926	133	
小計		557,217	401,118	98,286	24,875	18,359	11,181	3,398	
2号	石炭鉱業		15	6	7	0	1	0	1
	土石採取業		2,272	1,635	547	69	17	3	1
	その他の鉱業		166	104	31	12	6	10	3
	小計		2,453	1,745	585	81	24	13	5
3号	建設業		434,890	358,990	61,976	8,154	4,089	1,453	228
4号	鉄道・軌道・水運・航空業		9,029	4,551	2,287	800	669	582	140
	道路旅客運送業		13,703	5,176	3,481	1,642	1,816	1,467	121
	道路貨物運送業		67,889	27,610	25,630	7,904	4,784	1,780	181
	その他の運輸交通業		854	341	332	84	47	39	11
小計		91,475	37,678	31,730	10,430	7,316	3,868	453	
5号	貨物取扱業		6,326	3,495	1,722	513	379	196	21
工	業的業種計		1,092,361	803,026	194,299	44,053	30,167	16,711	4,105
6号	農業		12,381	9,548	2,223	389	161	59	1
	林業		4,157	2,907	952	184	90	24	0
	小計		16,538	12,455	3,175	573	251	83	1
7号	畜産業		6,349	4,992	1,043	183	94	35	2
	水産業		3,457	2,362	911	110	60	13	1
	小計		9,806	7,354	1,954	293	154	48	3
8号	卸売業		334,426	252,643	62,169	10,702	6,037	2,446	429
	小売業		825,674	648,968	140,086	18,767	12,069	5,010	774
	理美容業		129,199	123,468	5,323	300	85	21	2
	その他の商業		172,503	148,723	17,580	3,093	1,917	985	205
	小計		1,461,802	1,173,802	225,158	32,862	20,108	8,462	1,410
9号	金融業		77,911	40,689	26,999	6,120	2,733	1,051	319
	広告・あつせん業		59,967	52,155	6,063	921	554	226	48
	小計		137,878	92,844	33,062	7,041	3,287	1,277	367
10号	映画・演劇業		7,152	5,038	1,232	331	383	144	24
11号	通信業		41,391	32,039	6,033	1,212	970	811	326
12号	教育・研究業		179,668	100,143	47,958	17,610	9,233	3,662	1,062
13号	医療保健業		187,057	148,411	26,042	3,447	3,237	4,264	1,656
	社会福祉施設		122,083	54,934	44,381	12,058	8,733	1,918	59
	その他の保健衛生業		7,507	5,363	1,418	419	242	62	3
小計		316,647	208,708	71,841	15,924	12,212	6,244	1,718	
14号	旅館業		34,497	22,242	8,288	1,894	1,240	708	125
	飲食店		438,147	343,874	75,277	13,969	4,449	536	42
	その他の接客娯楽業		53,977	31,287	15,198	4,508	2,424	525	35
小計		526,621	397,403	98,763	20,371	8,113	1,769	202	
15号	清掃・と畜業		48,194	28,272	11,928	3,285	2,502	1,768	439
16号	官公署		41,172	21,372	9,520	3,336	3,222	2,690	1,032
17号	その他の事業		396,589	315,715	51,018	12,193	9,757	6,207	1,699
非	工業的業種計		3,183,458	2,395,145	561,642	115,031	70,192	33,165	8,283
合	計		4,275,819	3,198,171	755,941	159,084	100,359	49,876	12,388

注：本表は平成21年経済センサス-基礎調査(総務省統計局)より算出したものです。

3. 業種別・規模別適用労働者数

(平成21年7月1日現在)

業種		規模	合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1号	食料品製造業		1,192,565	109,597	198,842	137,121	202,256	322,030	222,719
	繊維工業		126,653	27,779	25,694	13,606	19,127	25,257	15,190
	衣服その他の繊維製品製造業		256,064	59,392	69,077	32,575	43,686	38,937	12,397
	木材・木製品製造業		108,922	30,008	33,253	15,216	13,463	13,726	3,256
	家具・装備品製造業		134,602	38,879	29,819	12,327	14,116	22,793	16,668
	パルプ・紙・紙加工品製造業		209,061	23,800	45,368	29,420	43,310	46,979	20,184
	印刷・製本業		365,105	71,461	83,450	47,980	61,023	56,411	44,780
	化学工業		1,008,659	89,165	154,889	105,544	152,578	226,642	279,841
	窯業土石製品製造業		270,358	41,420	76,476	34,019	32,803	42,200	43,440
	鉄鋼業		207,270	12,776	28,384	18,217	28,555	41,060	78,278
	非鉄金属製造業		140,528	9,548	18,483	13,467	21,022	33,440	44,568
	金属製品製造業		651,558	128,602	168,003	85,902	96,909	105,800	66,342
	一般機械器具製造業		1,187,851	147,663	194,569	116,930	157,508	233,068	338,113
	電気機械器具製造業		1,366,617	58,730	119,901	87,409	144,264	273,368	682,945
運送用機械等製造業		952,794	36,091	66,210	49,374	75,505	144,817	580,797	
電気・ガス・水道業		129,816	12,988	32,578	18,564	21,124	29,273	15,289	
その他の製造業		1,175,880	408,663	283,959	127,205	139,393	144,127	72,533	
小計		9,484,303	1,306,562	1,628,955	944,876	1,266,642	1,799,928	2,537,340	
2号	石炭鉱業		536	40	110	0	51	0	335
	土石採取業		19,169	6,587	8,311	2,542	1,045	359	325
	その他の鉱業		4,440	351	525	432	404	1,279	1,449
	小計		24,145	6,978	8,946	2,974	1,500	1,638	2,109
3号	建設業		3,106,655	1,194,761	957,650	304,861	273,730	224,761	150,892
4号	鉄道・軌道・水運・航空業		332,304	19,604	39,010	30,226	46,663	98,831	97,970
	道路旅客運送業		560,942	20,642	61,334	63,817	127,509	232,656	54,984
	道路貨物運送業		1,550,223	126,944	443,165	299,505	322,944	264,491	93,174
	その他の運輸交通業		25,452	1,382	5,691	3,143	3,313	6,414	5,509
小計		2,468,921	168,572	549,200	396,691	500,429	602,392	251,637	
5号	貨物取扱業		128,913	13,636	29,609	19,596	26,153	29,349	10,570
工	業的業種計		15,212,937	2,690,509	3,174,360	1,668,998	2,068,454	2,658,068	2,952,548
6号	農業		103,280	33,355	35,126	14,501	10,667	9,312	319
	林業		42,492	10,253	16,071	6,787	5,780	3,601	0
	小計		145,772	43,608	51,197	21,288	16,447	12,913	319
7号	畜産業		54,159	17,531	16,599	6,773	6,220	6,205	831
	水産業		34,092	8,890	14,492	4,147	4,200	2,023	340
	小計		88,251	26,421	31,091	10,920	10,420	8,228	1,171
8号	卸売業		3,365,109	904,722	988,752	401,090	406,885	374,915	288,745
	小売業		7,051,066	2,093,376	2,227,515	702,942	826,184	763,166	437,883
	理美容業		378,388	280,776	76,251	10,969	5,419	3,162	1,811
	その他の商業		1,187,023	379,259	281,371	116,611	130,153	154,870	124,759
	小計		11,981,586	3,658,133	3,573,889	1,231,612	1,368,641	1,296,113	853,198
9号	金融業		1,451,023	150,903	461,726	228,159	180,415	165,898	263,922
	広告・あっせん業		389,418	159,809	92,700	34,468	37,926	35,922	28,593
	小計		1,840,441	310,712	554,426	262,627	218,341	201,820	292,515
10号	映画・演劇業		107,379	16,990	19,991	12,905	26,660	20,496	10,337
11号	通信業		693,529	141,718	92,841	46,121	66,834	139,118	206,897
12号	教育・研究業		3,864,147	348,638	841,740	661,797	626,099	568,749	817,124
13号	医療保健業		3,064,000	623,969	386,874	130,085	230,199	738,586	954,287
	社会福祉施設		2,361,418	248,237	777,406	453,311	597,528	256,225	28,711
	その他の保健衛生業		83,340	17,395	23,834	15,922	16,401	8,513	1,275
小計		5,508,758	889,601	1,188,114	599,318	844,128	1,003,324	984,273	
14号	旅館業		547,327	76,064	137,049	71,011	85,376	112,104	65,723
	飲食店		3,224,918	1,051,815	1,262,949	511,553	288,431	73,152	37,018
	その他の接客娯楽業		830,622	111,305	262,494	169,355	161,571	74,448	51,449
小計		4,602,867	1,239,184	1,662,492	751,919	535,378	259,704	154,190	
15号	清掃・と畜業		1,145,485	109,337	199,379	125,058	173,444	288,915	249,352
16号	官公署		1,873,879	68,632	164,710	127,221	224,908	452,616	835,792
17号	その他の事業		5,029,178	921,923	826,136	462,623	675,645	996,723	1,146,128
非	工業的業種計		36,881,272	7,774,897	9,206,006	4,313,409	4,786,945	5,248,719	5,551,296
合	計		52,094,209	10,465,406	12,380,366	5,982,407	6,855,399	7,906,787	8,503,844

注：本表は平成21年経済センサス-基礎調査（総務省統計局）より算出したものです。

4. 定期監督等実施状況・法違反状況（平成25年）

その1

業種	事項	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同違反事業場比率(%)	違反状況													37 条 割 増 賃 金	
					労働基準法														
					3	4	5	6	15	18	20	23	32	32	34	35	35		36
					条均等 待遇	条男女同一賃金	条強 制 労 働	条中 間 搾 取	条労働条件の明示	条強 制 貯 金	条解 雇 の 子 告	条・ 24 条賃 金 不 払	条・ 40 条 労働 時間	条 労働 時間 （ 年 少 者 ）	条 休 憩	条 休 日	条 休 日 （ 年 少 者 ）		条 有 害 の 時 間 適 合
1号	食料品製造業	6,183	4,547	73.5					1,008		17	285	2,011	10	110	132		5	1,226
	繊維工業	820	529	64.5					141		3	34	165		3	2			124
	衣服その他の繊維製品製造業	1,388	906	65.3					251	2	3	69	317		2	12			291
	木材・木製品製造業	1,329	1,024	77.1					153		3	37	333	1		12		1	194
	家具・装備品製造業	642	520	81.0					84		1	30	215		1	7			147
	パルプ・紙・紙加工品製造業	675	509	75.4					92			27	194		4	5			118
	印刷・製本業	2,495	1,693	67.9	1				212			58	645		6	12		2	338
	化学工業	2,659	1,728	65.0					293		3	114	628	1	12	21		4	317
	窯業土石製品製造業	1,176	875	74.4					151		2	45	294		6	13			167
	鉄鋼業	654	425	65.0					55		1	16	138		1	4		1	52
	非鉄金属製造業	330	200	60.6					27			9	60			2		1	27
	金属製品製造業	4,624	3,657	79.1					536	2	2	184	1,359	1	8	57		9	717
	一般機械器具製造業	2,474	1,814	73.3					292		2	129	790	1	1	36		3	433
	電気機械器具製造業	1,790	1,129	63.1	1				179		1	82	458	2	4	11		3	298
輸送用機械等製造業	2,341	1,613	68.9					185	1	1	72	479	2	4	16		2	227	
電気・ガス・水道業	512	189	36.9					40		1	11	72		3	7			46	
その他の製造業	3,406	2,449	71.9					657		4	154	1,172	2	22	40		3	801	
小計	33,498	23,807	71.1	3				4,356	5	44	1,356	9,330	20	187	389		34	5,523	
2号	石炭鉱業	8	8	100.0					1				5			2			2
	土石採取業	364	273	75.0					87			14	135		4	11			82
	その他の鉱業	74	42	56.8					10			4	23		1	3			7
小計	446	323	72.4					98			18	163		5	16			91	
3号	土木工事業	12,032	6,494	54.0					291	1	3	111	439	2	1	48		2	405
	建築工事業	28,720	19,174	66.8					360	1	8	125	622	1	5	85		4	498
	その他の建設業	5,723	3,429	59.9					2	317	1	4	171	493	1	4	67	1	16
小計	46,475	29,097	62.6					2	968	3	15	407	1,554	4	10	200	1	22	1,371
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	533	188	35.3					47			9	91		3	7			47
	道路旅客運送業	1,528	1,173	76.8					322		3	117	658	2	58	50		5	361
	道路貨物運送業	5,577	4,140	74.2					1,025		10	257	2,641	7	309	215		11	1,104
	その他の運輸交通業	45	33	73.3					11			1	16		1				11
小計	7,683	5,534	72.0					1,405		13	384	3,406	9	371	272		16	1,523	
5号	陸上貨物取扱業	811	521	64.2					87			40	296		11	11		6	109
	港湾運送業	207	104	50.2					20			3	50			4		1	16
小計	1,018	625	61.4					107			43	346		11	15		7	125	
1～5号計		89,120	59,386	66.6	3			2	6,934	8	72	2,208	14,799	33	584	892	1	79	8,633
6号	農業	401	278	69.3					73		2	68							5
	林業	802	324	40.4					35			15	47		1	4			56
小計	1,203	602	50.0					108		2	83	47		1	4			61	
7号	畜産業	214	155	72.4					34			22							5
	水産業	112	73	65.2					21			18							6
小計	326	228	69.9					55			40							11	
8号	卸売業	4,377	3,130	71.5					911		8	262	1,376	1	32	91		1	1,202
	小売業	12,446	8,927	71.7					2,554	1	26	656	3,905	17	313	421	1	5	3,278
	理美容業	1,360	957	70.4					412			75	273		24	12			292
	その他の商業	1,921	1,351	70.3					327		2	111	660		23	45		2	468
小計	20,104	14,365	71.5					4,204	1	36	1,104	6,214	18	392	569	1	8	5,240	
9号	金融業	823	343	41.7					44		1	50	104		2	9			149
	広告・あっせん業	461	317	68.8					87		2	45	186		4	7			143
小計	1,284	660	51.4					131		3	95	290		6	16			292	
10号	映画・演劇業	454	339	74.7					122		1	22	189		4	31		1	118
11号	通信業	667	244	36.6					41			18	112		2	13			70
12号	教育・研究業	1,917	1,299	67.8					3	388		7	146	631		24	34		422
13号	医療保健業	2,145	1,689	78.7					514	1	5	132	841		34	37		2	611
	社会福祉施設	6,553	4,894	74.7					1,103		2	509	1,688	1	143	123		5	1,830
	その他の保健衛生業	560	401	71.6					114			28	201		11	26			167
小計	9,258	6,984	75.4					1,731	1	7	669	2,730	1	188	186		7	2,608	
14号	旅館業	1,907	1,480	77.6					501		5	123	805	3	61	132	1	2	696
	飲食店	4,841	3,617	74.7					1,466	4	14	326	1,620	29	248	152	3	3	1,439
	その他の接客娯楽業	1,279	933	72.9					252		1	80	457		35	61		1	388
小計	8,027	6,030	75.1					2,219	4	20	529	2,882	32	344	345	4	6	2,523	
15号	清掃・と畜業	2,608	1,776	68.1	1				478	1	2	106	804	2	18	100		2	537
16号	官公署	33	13	39.4					2				1						1
17号	派遣業	703	449	63.9					93		2	37	162	1	3	7			118
	その他の事業	4,795	3,175	66.2					1	741		19	356	1,682		51	117		3
小計	5,498	3,624	65.9					1	834		21	393	1,844	1	54	124		3	1,331
6～17号計		51,379	36,164	70.4	1			4	10,313	7	99	3,205	15,744	54	1,033	1,422	5	27	13,214
合計		140,499	95,550	68.0	4			6	17,247	15	171	5,413	30,543	87	1,617	2,314	6	106	21,847

業 種	事 項	違 反 状 況														賃 確 法			最 賃 法			労 働 安 全 衛 生 法		
		39	56	61	62	64	63	65	66	89	95	96		96	107	108	3	4	10	11	12			
		年次有給休暇	最低年齢	深夜労働者	年少者制限	妊産婦制限	坑内労働	産前産後	時間外労働・深夜労働	就業規則	寄宿舎規則	寄宿舎標準	寄宿舎設置届	労働者名簿	金台帳	貯蓄金保全措置	最低賃金	賃効力	総括安全管理者	安全管理者	衛生管理者			
1号	食料品製造業	14		4					735	14	16	5	15	131	435		279	5	127	471				
	繊維工業	4							65	4	2		3	21	40		65	1	3	17				
	衣服その他の繊維製品製造業	5							148	35	52	12	23	62	130		132		14	42				
	木材・木製品製造業	2							79	3	3	1	1	17	51		26		6	54				
	家具・装備品製造業								46	1	1			4	30		19		8	25				
	ハルブ・紙・紙加工品製造業	2							72	3	1	1	1	9	36		25		10	33				
	印刷・製本業	5							166	1	1		1	27	113		43		13	96				
	化学工業	4							260	5	2	1	2	25	102		73		30	136				
	窯業土石製品製造業	2			1				102	2	2		2	21	44		22		6	39				
	鉄鋼業	1			1				36	2	2			1	7		2		3	27				
	非鉄金属製造業	1							19	1	1		1	5	7		5		3	20				
	金属製品製造業	8			2				372	10	11		7	63	135		66		40	255				
	一般機械器具製造業	3							244	3	4	2	3	27	84		51	2	34	131				
	電気機械器具製造業	5							196	1	1		2	20	76		68		38	92				
輸送用機械等製造業	6			1				156	4	2		4	20	66		32		18	80					
電気・ガス・水道業								30					5	23		5		4	6					
その他の製造業	3							376	1	1		1	80	275		181	1	34	159					
小計	65		4	5				3,102	90	102	22	66	538	1,654		1,094	9	391	1,683					
2号	石炭鉱業							2																
	土石採取業	1						29					2	18			1			3				
	その他の鉱業							3					1	6										
小計	1						34					3	24			1				3				
3号	土木工事業	3		2	1			135	28	24	2	1	54	165		11	1	8	48					
	建築工事業	2	1	2	19			170	31	28	2	2	61	270		26	1	9	55					
	その他の建設業		2		2			160	33	30	6	1	105	260		14	1	12	50					
小計	5	3	4	22			465	92	82	10	4	220	695		51	3	29	153						
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	1						30					4	25		1		4	8					
	道路旅客運送業	9						224					25	312		110	4	32	111					
	道路貨物運送業	12		3				648					80	984		84	6	102	374					
	その他の運輸交通業							5						10		1			2					
小計	22		3				907					109	1,331		196	10	138	495						
5号	陸上貨物取扱業	3						73	1	1			11	54		10	6	18	59					
	港湾運送業							2						3			1	1	2					
小計	3						75	1	1			11	57		10	7	19	61						
1～5号計		96	3	11	27			4,583	183	185	32	70	881	3,761		1,352	29	577	2,395					
6号	農林業							34	11	6	1	2	17	19		27			14					
	小計	2						24					6	36		2		1	13					
7号	畜産業	3						13	3	3	1	2	5	12		11			11					
	水産業							11	2	2		1	2	10					8					
小計	3						24	5	5	1	3	7	22		11			19						
8号	卸売業	9			1			672	3	1			74	689		93		11	241					
	小売業	22	5	34				2,302	1	1		1	276	1,508		396	3	23	529					
	理美容業	6						102					52	284		88			6					
	その他の商業	2						242	1			1	39	228		35			90					
小計	39	5	34	1			3,318	5	2		2	441	2,709		612	3	34	866						
9号	金融業	1						42					3	50		2			24					
	広告・あっせん業	2						47					9	73		15			25					
小計	3						89					12	123		17			49						
10号	映画・演劇業	3	3					78					8	92		9			34					
11号	通信業	1						33					4	34		4		7	22					
12号	教育・研究業	7						319					35	286		19	1		135					
13号	医療保健業	14					1	374					62	258		29	3		104					
	社会福祉施設	29						1,236					122	803		266			719					
	その他の保健衛生業	1						111					10	78		19			56					
小計	44					1	1,721					194	1,139		314	3		879						
14号	旅館業	2	1	2				321			1		78	301		112	3	56	126					
	飲食店	12	2	90	1			1,038	1				186	788		282			156					
	その他の接客娯楽業	1				1		256	1				31	195		39		15	91					
小計	15	3	92	1	1		1,615	2	1			295	1,284		433	3	71	373						
15号	清掃・と畜業	2						369					33	250		64	24	76	181					
16号	官公署												3			2			0					
17号	派遣業	1		1				105	1	3	1	1	12	51		3			61					
	その他の事業	21	2	1				695	3	2		1	84	532		97	1		320					
小計	22	2	2				800	4	5	1	2	96	583		100	1		381						
6～17号計		141	13	128	2	1	1	8,424	27	19	3	9	1,148	6,580		1,614	35	189	2,966					
合計		237	16	139	29	1	1	313,007	210	204	35	79	2,029	10,341		2,966	64	766	5,361					

業 種	事 項	違 反 状 況																	
		労働安全衛生法															65		
		30	31	32	33・34	37	38・40	42・43	44条・44の2	45	55・56	57	59・60	61	65				
条特定元方事業者等	条注	条請負人	機械建築物貸与者	製造の許可	検査、使用の制限	譲渡等の制限	条定期自主検査	製造等の禁止	条表	安全衛生教育	業制	(作業環境測定)	労働安全衛生規則	有機溶剤中毒	鉛中毒予防規則	障害予防化学物質	石棉障害予防規則	障害防止規則	
1号	食料品製造業	3					9	4	437			131	121	82	8	26		4	
	繊維工業			1			3	2	47			12	18	8	6		2		
	衣服その他の繊維製品製造業								15			3	2	3	3				
	木材・木製品製造業		4				1	2	1	285		26	59	51	12	38		5	
	家具・装備品製造業								1	109		8	16	64		62	1	1	
	ハルブ・紙・紙加工品製造業						2	1	96			15	23	29		28			
	印刷・製本業						3	1	210		1	35	61	609	1	607		3	
	化学工業	1	1				7		361		1	114	82	195	1	169		15	
	窯業土石製品製造業	4					1		1	225	1	63	69	72	2	19		8	
	鉄鋼業						2		116			42	29	91	8	11		9	
	非鉄金属製造業						1		48			27	15	34	2	8	2		
金属製品製造業	4	1			1	11	8	1,390		1	477	319	352	14	237	1	34		
一般機械器具製造業	1				4	10	3	479			165	123	178	3	144		5		
電気機械器具製造業		1				1		172			39	16	92	1	81	1	7		
輸送用機械等製造業	7	24				2		1	253	1	151	42	95	4	64		8		
電気・ガス・水道業						1		8			2	1	5		4		2		
その他の製造業	1	1				6	1	293		2	91	83	260	1	250		6		
小計	21	32	1			5	60	23	3	4,544	1	6	1,401	1,079	2,220	57	1,757	5	109
2号	石炭鉱業								28			4	6	1					
	土石採取業								2			1							
	その他の鉱業								2			1							
小計								30			5	6	1						
3号	土木工事業	169	479	1	2			1	483			118	248	7	1	1			
	建築工事業	790	4,024	19	13			2	17	361	2	117	200	19		8			
	その他の建設業	49	135	1	1			2		101		56	45	10		3		1	
小計	1,008	4,638	21	16			4	18	945	2	291	493	36	1	12		1		
4号	鉄道・軌道・水運・航空業								2					2	2				
	道路旅客運送業								4			4	2	3		3			
	道路貨物運送業		1		1			1	2	311		20	76	13		11			
その他の運輸交通業								3			1								
小計		1		1			1	2	320		25	78	18		16				
5号	陸上貨物取扱業						1		27			4	4	2	2				
	港湾運送業								4		1	2	1						
小計						1		31			5	6	3		2				
1～5号計		1,029	4,671	22	17	5	66	43	3	5,870	1	8	1,727	1,662	2,278	58	1,787	5	110
6号	農林業	1							31			8	13						
	小計	1							40			20	7	1	1				
7号	畜産業								35			8	22	2		1		2	
	水産業								17			9	12						
小計								52			17	34	2		1		2		
8号	卸売業		1				1		187	1		35	95	14	1	8		1	
	小売業		2						174			57	62	34		31		2	
	理美容業								0										
その他の商業	1	2		2		3	1	54			7	21	8	1	6				
小計	1	5		2		4	1	415	1		99	178	56	2	45		3		
9号	金融業								1										
広告・あっせん業		2							1		1	1							
小計		2							2		1	1							
10号	映画・演劇業																		
11号	通信業								1										
12号	教育・研究業								22			5	1	23		21		8	
13号	医療保健業								6			2	1	8		4		5	
	社会福祉施設								5			8		2		1		1	
	その他の保健衛生業								6					3		3		3	
小計								17			10	1	13		8		9		
14号	旅館業						1		4			2	2						
	飲食店								1			3							
	その他の接客娯楽業						1		24			24	6						
小計						2		29			29	8							
15号	清掃・と畜業	3							115		1	25	37	10	2	3		1	
16号	官公署	1	1																
17号	派遣業								1			7		1	1				
	その他の事業	3	8	1			1		47	1	1	15	17	20		13		4	1
小計	3	8	1			1		48	1	1	22	17	21		14		4	1	
6～17号計		9	16	1	2		7	1	772	2	2	236	297	126	5	92		27	1
合計		1,038	4,687	23	19	5	73	44	3	6,642	3	10	1,963	1,959	2,404	63	1,879	5	137

業種	事項	違反状況														じん肺法					派遣法	特例
		労働安全衛生法												7	8	9	44	45				
		65						66						88								
		条		条		条		条		条		条		条	条	条	条	条				
酸防	事基	粉防	(健康	労働	有予	鉛中	四ア	特障	石綿	高安	電障	除	計	就	定	定	条	47				
素止	務準	じ止	健康	安全	機防	中毒	毒予	定害	綿障	気圧	障放	染	画	業	期	期	労働	47				
欠乏	所規	ん規	診	衛生	溶劑	子防	ル予	化学	障害	衛生	射		の	時	外	外	基準	47				
症	衛規	障	断)	生規	中	規	ル規	物規	予防	作	止		届	健	健	健	法	47				
等	則	害	則	則	毒	則	則	質	規	業	規		出	診	診	診	法	47				
		則			則									断	断	断	等					
1号	食料品製造業	47			1,054	1,042	14		2					7		3		4	21			
	繊維工業				122	117	5		1					1					2			
	衣服その他の繊維製品製造業				275	274	4		1						1				2			
	木材・木製品製造業				206	183	32		1					10	1	1		1	2			
	家具・装備品製造業			2	144	102	51		4						1	2			5			
	バルブ・紙・紙加工品製造業	1		1	136	118	22							1					1			
	印刷・製本業			1	1,012	444	752		7					4	1	3						
	化学工業	1		19	429	352	99	2	13	1				25	2	21		3	11			
	窯業土石製品製造業			51	160	139	20	2	7					4	9	52		6	6			
	鉄鋼業	2		72	76	63	20		6					5	5	27			4			
	非鉄金属製造業			26	37	34	3	1						3	6	19			1			
	金属製品製造業	1		97	840	655	187	3	78		1			22	51	333	1	4	21			
	一般機械器具製造業	1		29	462	355	120	3	48			2		19	14	121		3	7			
	電気機械器具製造業			8	295	233	68	16	9					13	2	24		2	2			
輸送用機械等製造業	3		27	267	208	66	1	22					8	11	53		10	9				
電気・ガス・水道業				33	31	1					1		2									
その他の製造業	3		10	658	516	165	2	59	2				5	9	43			4				
小計	59		343	6,206	4,866	1,629	30	258	3	1	3		129	112	703	1	34	98				
2号	石炭鉱業				2	2																
	土石採取業			1	40	40								4	1	8						
	その他の鉱業				7	7										1						
小計			1	49	49								4	1	9							
3号	土木工事業	4		1	260	235	3	2		2			23	65	7		6	5				
	建築工事業	11		1	341	320	22	4	6			1	291	5	26		9	10				
	その他の建設業	6			194	170	4	3	2	1	1	19	15		5			6				
小計	21		2	795	725	29	9	8	3	1	43	371	5	38		15	21					
4号	鉄道・軌道・水運・航空業				29	26	2	1								1						
	道路旅客運送業				307	305		1			1							1				
	道路貨物運送業	2			1,222	1,218	5	4					2		3		11	5				
	その他の運輸交通業				11	10		1														
小計	2			1,569	1,559	7	7				1		2		4		12	5				
5号	陸上貨物取扱業				107	105	1					1				2		6	7			
	港湾運送業	1			12	12																
	小計	1			119	117	1					1				2		6	7			
1～5号計	83		346	8,738	7,316	1,666	30	274	11	4	6	43	506	118	756	1	67	131				
6号	農業				62	62						1							2			
	林業				60	60								8								
小計				122	122							1	8					2				
7号	畜産業				50	50	1															
	水産業				27	27																
小計				77	77	1																
8号	卸売業	3	1		833	826	7		2				1		2		3	4				
	小売業			4	2,786	2,763	29	1	11	2	1	1	4		5		1	2				
	理美容業				373	373																
	その他の商業			2	328	323	5		3				1	2	4			4				
小計	3	1	6	4,320	4,285	41	1	16	2	1	1	6	2	11		4	10					
9号	金融業				46	46												2				
	広告・あっせん業				96	96							1					2				
小計				142	142							1										
10号	映画・演劇業				101	101												1				
11号	通信業				60	60																
12号	教育・研究業				223	215	7		2		1	1	1		1		2					
13号	医療保健業				355	339	7		2			13	5									
	社会福祉施設				1,160	1,159	1											2				
	その他の保健衛生業				105	103	4					1										
小計				1,620	1,601	12		2				14	5				2					
14号	旅館業				519	519							1					2				
	飲食接客娯楽業				1,318	1,318																
	その他の接客娯楽業				277	276					1											
小計				2,114	2,113					1		1					2					
15号	清掃・と畜業	2		3	397	395	2		1				1		1	4		1	6			
16号	官公署				4	4																
17号	派遣業				145	145	1															
	その他の事業	2	1	2	776	769	4	1	5		3	2	1	1	3		10	4				
小計	2	1	2	921	914	5	1	5		3	2	1	1	3		10	4					
6～17号計	7	2	11	10,101	10,029	68	2	26	2	6	18	2	23	4	19		24	22				
合計	90	2	357	18,839	17,345	1,734	32	300	13	10	24	45	529	122	775	1	91	153				

5. 申告処理状況（家内労働法関係を除く。）（平成25年）

業種	要処理申告事業場数			監督実施事業場数(D)	同違反事業場数(E)	同違反事業場比率 (%)	完結事業場数(F)	完結率 (%)	主要事項別被申告事業場数													
	前年からの繰越件数(A)	当年受理件数(B)	計(A+B)(C)						労働基準法						最低賃金法				労働安全衛生法		じん肺法	
									均等	男女同一賃金	賃金払	解雇	労働時間等 （労働時間等少 者他	その他	安	衛	生	他				
1号	食料品製造業	111	778	889	649	525	80.9	757	85.2			640	137	15	1	69	88	1	3	1		
	繊維工業	6	43	49	40	32	80.0	45	91.8		1	37	8			5	2	1	1			
	衣服その他の繊維製品製造業	27	162	189	126	92	73.0	165	87.3			142	19	2		12	19					
	木材・木製品製造業	9	74	83	64	51	79.7	71	85.5			62	16	1		7	9	3				
	家具・装備品製造業	7	37	44	29	24	82.8	38	86.4			30	10			4	7		1			
	パルプ・紙・紙加工品製造業	8	51	59	43	30	69.8	44	74.6			37	9	2		7	4	1				
	印刷・製本業	26	138	164	114	94	82.5	133	81.1			113	33	3		8	11	1				
	化学工業	41	177	218	153	123	80.4	201	92.2			126	39	4		22	15	3	7	1	1	
	窯業土石製品製造業	9	61	70	57	37	64.9	56	80.0			50	11	3		9	6			1		
	鉄鋼業	4	29	33	22	13	59.1	29	87.9			21	9	2		4	2	1	2			
	非鉄金属製造業	4	30	34	26	23	88.5	31	91.2			21	5			7	1	1				
	金属製品製造業	39	368	407	322	238	73.9	360	88.5			262	102	10		47	38	7	4	1	2	
	一般機械器具製造業	40	176	216	155	120	77.4	185	85.6			145	35	3		17	21					
電気機械器具製造業	30	193	223	171	134	78.4	193	86.5			165	29	5		14	18	1					
輸送用機械等製造業	31	176	207	152	107	70.4	186	89.9			137	33	3		21	24	4	1				
電気・ガス・水道業	2	11	13	10	8	80.0	11	84.6			9	1			2	1						
その他の製造業	75	494	569	397	305	76.8	491	86.3			1	399	101	11	45	50	3	5	1			
小計	469	2,998	3,467	2,530	1,956	77.3	2,996	86.4			2	2,396	597	64	1	300	316	27	24	5	3	
2号	石炭鋁業																					
	土石採取業	2	27	29	23	15	65.2	26	89.7			23	7			1	3					
	その他の鋁業		1	1	1	1	100.0						1									
小計	2	28	30	24	16	66.7	26	86.7			23	8			1	3						
3号	土木工事業	207	1,108	1,315	852	615	72.2	1,174	89.3			987	141	4	2	48	103	5	2	6		
	建築工事業	351	1,994	2,345	1,569	1,097	69.9	2,059	87.8	1	1,844	232	11	2	74	219	8	2	2			
	その他の建設業	241	1,557	1,798	1,182	821	69.5	1,556	86.5			1,417	162	3		70	155	8	3	1		
小計	799	4,659	5,458	3,603	2,533	70.3	4,789	87.7		1	4,248	535	18	4	192	477	21	7	9			
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	4	19	23	13	8	61.5	20	87.0			11		4		4	2	1	1			
	道路旅客運送業	81	450	531	392	275	70.2	482	90.8			343	51	19		86	47	2	5			
	道路貨物運送業	336	2,085	2,421	1,680	1,232	73.3	2,102	86.8	1	1,795	277	91	1	182	197	11	8	2			
その他の運輸交通業	10	42	52	35	21	60.0	41	78.8			33	8			4	7						
小計	431	2,596	3,027	2,120	1,536	72.5	2,645	87.4		1	2,182	336	114	1	276	253	14	14	2			
5号	陸上貨物取扱業	20	140	160	137	109	79.6	135	84.4			159	20	4	1	10	70	1	1			
	港湾運送業		9	9	6	6	100.0	7	77.8			7	1			1						
小計	20	149	169	143	115	80.4	142	84.0			166	21	4	1	11	70	1	1				
1～5号計	1,721	10,430	12,151	8,420	6,156	73.1	10,598	87.2		4	9,015	1,497	200	7	780	1,119	63	46	16	3		
6号	農業	48	228	276	194	159	82.0	235	85.1			197	35			18	42					
	林業	8	48	56	47	37	78.7	50	89.3			40	7			7	4	2		1		
	小計	56	276	332	241	196	81.3	285	85.8			237	42			25	46	2		1		
7号	畜産業	13	67	80	55	42	76.4	65	81.3			49	18	1		8	9		1			
	水産業	3	39	42	34	22	64.7	36	85.7			27	13	1		8	5					
	小計	16	106	122	89	64	71.9	101	82.8			76	31	2		16	14		1			
8号	商業	916	5,396	6,312	4,252	3,247	76.4	5,443	86.2	1	4,578	996	72	3	354	481	7	22	1			
9号	金融・広告業	118	562	680	452	329	72.8	590	86.8			492	91	10		39	49	1	3	1		
10号	映画・演劇業	4	56	60	41	34	82.9	50	83.3			51	8			1	7					
11号	通信業	20	87	107	67	42	62.7	92	86.0			69	13	4		10	5		4			
12号	教育・研究業	131	640	771	522	408	78.2	658	85.3			547	89	15		86	47	2	4			
13号	医療保健業	92	718	810	578	416	72.0	713	88.0	1	1	556	160	10		92	47		5			
	社会福祉施設	157	1,246	1,403	1,044	765	73.3	1,246	88.8			1,021	205	35		154	98	5	7			
	その他の保健衛生業	22	128	150	96	63	65.6	127	84.7			103	27	1		11	9		1			
小計	271	2,092	2,363	1,718	1,244	72.4	2,086	88.3	1	1	1,680	392	46		257	154	5	13				
14号	旅館業	108	552	660	457	365	79.9	550	83.3			460	86	12		64	45		4			
	飲食店	593	3,667	4,260	2,872	2,156	75.1	3,666	86.1	1	3,294	538	32	14	160	343		3	3			
	その他の接客娯楽業	155	757	912	590	438	74.2	777	85.2			650	144	10		49	56	1	3			
小計	856	4,976	5,832	3,919	2,959	75.5	4,993	85.6	1	1	4,404	768	54	14	273	444	1	10	3			
15号	清掃・と畜業	165	957	1,122	751	562	74.8	967	86.2			775	166	8		80	96	3	2	2		
16号	官公署		9	9	8	5	62.5	8	88.9			6				3			2			
17号	派遣業	203	1,115	1,318	877	583	66.5	1,155	87.6			896	207	6		110	103		2			
	その他の事業	527	2,616	3,143	2,051	1,494	72.8	2,676	85.1			2,292	391	38	1	180	235	3	11			
小計	730	3,731	4,461	2,928	2,077	70.9	3,831	85.9			3,188	598	44	1	290	338	3	13				
6～17号計	3,283	18,888	22,171	14,988	11,167	74.5	19,104	86.2		2	2	16,103	3,194	255	18	1,434	1,681	24	74	8		
合計	5,004	29,318	34,322	23,408	17,323	74.0	29,702	86.5		2	6	25,118	4,691	455	25	2,214	2,800	87	120	24	3	
主要事項別違反事業場数												13,890	1,977	242	11	1,139	1,341	38	64	14	1	

6. 再監督実施状況（平成25年）

業 種	事 項	再監督実施事業場数	完全是正事業場数	完全是正率（％）
1号	食料品製造業	759	305	40.2
	繊維工業	80	38	47.5
	衣服その他の繊維製品製造業	149	56	37.6
	木材・木製品製造業	213	103	48.4
	家具・装備品製造業	218	74	33.9
	パルプ・紙・紙加工品製造業	104	44	42.3
	印刷・製本業	822	370	45.0
	化学工業	345	135	39.1
	窯業土石製品製造業	165	73	44.2
	鉄鋼業	86	30	34.9
	非鉄金属製造業	56	22	39.3
	金属製品製造業	1,237	510	41.2
	一般機械器具製造業	479	213	44.5
	電気機械器具製造業	201	75	37.3
	輸送用機械等製造業	233	103	44.2
電気・ガス・水道業	7	6	85.7	
その他の製造業	462	166	35.9	
小計		5,616	2,323	41.4
2号	石炭鉱業			
	土石採取業	19	10	52.6
	その他の鉱業	3	2	66.7
小計		22	12	54.5
3号	土木工事業	385	269	69.9
	建築工事業	2,025	1,543	76.2
	その他の建設業	322	189	58.7
小計		2,732	2,001	73.2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	15	3	20.0
	道路旅客運送業	200	73	36.5
	道路貨物運送業	690	235	34.1
	その他の運輸交通業	11	7	63.6
小計		916	318	34.7
5号	陸上貨物取扱業	42	21	50.0
	港湾運送業	8	8	100.0
	小計		50	29
1～5号計		9,336	4,683	50.2
6号	農業業	62	20	32.3
	林業業	23	7	30.4
	小計		85	27
7号	畜産業	30	17	56.7
	水産業	23	10	43.5
	小計		53	27
8号	卸売業	465	212	45.6
	小売業	1,075	423	39.3
	理美容業	69	20	29.0
	その他の商業	168	77	45.8
小計		1,777	732	41.2
9号	金融業	65	25	38.5
	広告・あっせん業	85	34	40.0
	小計		150	59
10号	映画・演劇業	47	18	38.3
11号	通信業	32	16	50.0
12号	教育・研究業	209	73	34.9
13号	医療保健業	174	87	50.0
	社会福祉施設業	474	230	48.5
	その他の保健衛生業	38	19	50.0
	小計		686	336
14号	旅館業	274	79	28.8
	飲食店業	508	159	31.3
	その他の接客娯楽業	149	39	26.2
	小計		931	277
15号	清掃・と畜業	215	68	31.6
16号	官公署	4	2	50.0
17号	派遣業	76	19	25.0
	その他の事業業	625	215	34.4
	小計		701	234
6～17号計		4,890	1,869	38.2
合 計		14,226	6,552	46.1

7. 使用停止等命令処分等実施状況（平成25年）

業 種	事 項	使用停止等処分事業場数	緊急措置命令事業場数
1号	食 料 品 製 造 業	318	
	織 維 工 業	34	
	衣服その他の繊維製品製造業	19	
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	156	
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	107	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	59	
	印 刷 ・ 製 本 業	64	
	化 学 工 業	136	
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	77	
	鉄 鋼 製 造 業	26	
	非 鉄 金 属 製 造 業	25	
	金 属 製 品 製 造 業	410	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	118	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	39	
輸 送 用 機 械 等 製 造 業	91		
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1		
そ の 他 の 製 造 業	97		
小 計		1,777	
2号	石 炭 採 取 業	29	
	土 石 採 取 業	29	
	そ の 他 の 採 取 業	29	
小 計		29	
3号	土 木 工 事 業	418	
	建 築 工 事 業	3,183	
	そ の 他 の 建 設 業	214	
小 計		3,815	
4号	鉄 道 ・ 軌 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業	1	
	道 路 旅 客 運 送 業	28	
	道 路 貨 物 運 送 業	28	
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	29	
小 計		29	
5号	陸 上 貨 物 取 扱 業	1	
	港 湾 運 送 業	2	
	小 計	3	
1 ～ 5 号 計		5,653	
6号	農 業	14	
	林 業	8	
	小 計	22	
7号	畜 産 業	9	
	水 産 業	10	
	小 計	19	
8号	卸 売 業	50	
	小 売 業	54	
	理 美 容 業	22	
	そ の 他 の 商 業	126	
小 計		126	
9号	金 融 業	3	
	廣 告 ・ あ っ せ ん 業	3	
小 計		3	
10号	映 画 ・ 演 劇 業	2	
11号	通 信 業	1	
12号	教 育 ・ 研 究 業	1	
13号	医 療 保 健 業	5	
	社 会 福 祉 施 設 業	5	
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業	5	
小 計		5	
14号	旅 館 業	5	
	飲 食 業	8	
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	13	
小 計		13	
15号	清 掃 ・ と 畜 業	41	
16号	官 公 署	1	
17号	派 遣 業	22	
	そ の 他 の 事 業	23	
	小 計	23	
6 ～ 17 号 計		256	
合 計		5,909	

8. 家内労働監督実施状況及び措置状況（平成25年）

業 種	定期監督等実施状況						申告処置状況							実 施 状 況				再 監 督 実 施 状 況					
	定期監督実施営業所数	同違反営業所数	同違反営業所比率(%)	3条家内労働手帳	6条工賃の支払	14条最低工賃の効力	17条安全衛生基準	27条帳簿の備付	要処受理申告営業所数				申告監督実施営業所数(F)	同違反営業所数(G)	同違反営業所比率(G/F)(%)	完結営業所数(I)	完結率(I/E)(%)	主要事項別被申告営業所数		再監督実施営業所数	違反事項		
									前年から繰越件数(A)	直接受理件数(B)	他局署から移送された件数(C)	他局署へ移送した件数(D)						計A+B+C+D(E)	家内労働手帳		その他	家内労働手帳	その他
食品製造業																							
繊維工業	7	2	28.6	2					1		1	1	100.0	1	100.0								
衣服その他の繊維製品製造業	6	5	83.3	3					1		4	3	75.0	4	80.0						1	1	
木材・木製品製造業																							
家具・装備品製造業	1	1	100.0	1																			
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1	50.0	1					1	7	8	3	100.0	5	62.5							1	7
印刷・製本業																					1		
化学繊維製造業																							
化学工業	1		0.0							2	2	1	100.0	1	50.0								1
プラスチック製品製造業																							
ゴム製品製造業																							
皮革・同製品製造業									1	1	2	1	100.0	2	100.0								1
上記を除く化学工業																							
窯業土石製品製造業																							
鉄業																							
鉄業																							
非鉄金属製造業																							
金属製品製造業																							
一般機械（精密機械を除く）器具製造業																							
器具製造業										1	1	1	100.0										1
電気機械器具製造業	11	7	63.6	4					2		5	4	75.0	4	80.0								5
輸送用機械等製造業	4	3	75.0	2					1	3	3	3	100.0	1	33.3								3
電気・ガス・水道業																							
その他の製造業	5	3	60.0	2								6	3	75.0	5	83.3							5
合計	37	22	59.5	15				4	5	32	37	22	19	86.4	23	62.2	2	31	2	2	2	1	1
主要事項別違反営業所数																							18

9. 許可及び認定等件数（平成25年）

区分	根 拠 条 文		名 称	申 請 件 数	許 可 及 び 認 定 等 件 数
	法	規 則			
許 可	基33条1項	則13条	非常災害時の理由による労働時間延長・休日労働許可	13	13
	基41条	則23条	断続的な宿直又は日直勤務許可	1,641	1,426
	基40条	則33条	休憩自由利用除外許可		
	基41条3号	則34条	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可	1,620	1,438
	基71条	則34条の4	職業訓練に関する特例許可		
	基56条2項	年少則1条	使用許可	570	556
	基61条3項	年少則5条	交替制による深夜業時間延長許可	1	
	基96条	寄宿則36条	事業附属寄宿舎規程第36条による適用特例許可	9	8
	安衛12条	安衛則8条	衛生管理者選任特例許可		
	安衛13条	安衛則13条	産業医選任特例許可	8	8
	安衛22条	有機則13条	施設の特例許可	456	438
	安衛22条	有機則18条の3	局所排気装置特例稼働許可	10	10
	安衛55条	特化則46条・石綿則47条	製造等の特例許可	1	1
	安衛65条	測定基準2条、10条、13条	作業環境測定特例許可	16	5
安衛66条	有機則31条	健康診断の特例許可			
	小 計			4,345	3,903
認 定 等	基19条1項但書後段 基20条1項但書前段	則7条	解雇制限・解雇予告除外認定	1	1
	21			15	
	基20条1項但書後段	則7条	解雇予告除外認定	2,292	1,914
	賃確7条	則9条	未払賃金の立替払に係る認定	1,731	1,347
	賃確7条	則14条	未払賃金の立替払に係る確認	11,661	11,501
	安衛22条	有機則3条、4条	適用除外認定	203	187
	安衛22条	鉛則2条、4条	適用除外認定		
	安衛22条	特化則6条	適用除外認定	41	26
	安衛22条	粉じん則2条	粉じん作業非該当認定		4
	安衛22条	粉じん則9条	一部適用除外認定	26	26
	小 計			15,976	15,021
届 出	基18条2項	則6条	貯蓄金管理に関する協定届		4,193
	基32条の2 2項	則12条の2の2	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届		18,717
	基32条の4 4項	則12条の4	1年単位の変形労働時間制に関する協定届		310,583
	基32条の5 3項	則12条の5	1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届		363
	基33条1項但書	則13条	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届		19,549
	基36条	則17条	時間外労働・休日労働に関する協定届		1,312,789
	基38条の2 3項	則24条の2	事業場外労働に関する協定届（36協定届に付随したものを含む）		12,121
	基38条の3 2項	則24条の2の2	専門業務型裁量労働制に関する協定届		8,362
	基38条の4 1項	則24条の2の3	企画業務型裁量労働制に関する決議届		2,670
	基38条の4 4項	則24条の2の5	企画業務型裁量労働制に関する報告		5,509
	基38条の4 5項	則17条	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届		11
	基89条1項	則49条	就業規則届・変更届		590,675
	基95条1項	寄規1条の2 ・建寄規2条	寄宿舎規則届・変更届		1,266
	基96条の2	寄規3条の2 ・建寄規5条	寄宿舎設置・移転・変更届		952
設定改善7条	労基則17条	時間外労働・休日労働に関する決議届		2	
	小 計				2,287,762
命 令 等	基18条6項	則6条の3	貯蓄金管理中止命令		
	基33条2項	則14条	代休附与命令		
	基58条2項	年少則3条	労働契約解除		
	基92条2項	則50条	就業規則変更命令		
	賃確4条	則3条	貯蓄金の保全措置命令		
	安衛11条		安全管理者増員・解任命令		
	安衛12条		衛生管理者増員・解任命令		
	安衛88条		工事着手差止め・計画変更命令		168
	安衛12条	安衛則9条	共同衛生管理者選任勧告		
じん肺3条3項、 15条3項	則15条	検査命令		9	
	小 計				177

(最低賃金減額特例許可)

根拠条文	名称		地域別最賃			特定(産業別)最賃			合計		
			申請 件数 (件)	許可 件数 (件)	許可 人員 (人)	申請 件数 (件)	許可 件数 (件)	許可 人員 (人)	申請 件数 (件)	許可 件数 (件)	許可 人員 (人)
最低賃金法 第7条第1号	精神障害者の 減額特例許可	精神障害	486	490	490	4	4 (2)	4 (2)	490	494	494
		知的障害	3,446	3,490	3,490	31	32 (28)	32 (28)	3,477	3,522	3,522
	身体障害者の 減額特例許可		194	194	194	4	4 (4)	4 (4)	198	198	198
最低賃金法 第7条第2号	試の使用期間中の者の 減額特例許可		1	0	0	0	0	0	1	0	0
最低賃金法 第7条第3号	職業訓練を受ける者の 減額特例許可		3	3	3	0	0	0	3	3	3
最低賃金法 第7条第4号 (則第3条第2項)	軽易な業務に従事する 者の減額特例許可		6	6	6	0	0	0	6	6	6
	断続的労働に従事する 者の減額特例許可		5,664	5,503	7,928	8	8 (5)	8 (5)	5,672	5,511	7,936
合計			9,800	9,686	12,111	47	48 (39)	48 (39)	9,847	9,734	12,159

※1 同一労働者について、特定最賃及び地域別最賃の双方について減額特例許可をしたものは特定最低賃金に計上し、その許可件数、許可人員を()に内数として示した。

※2 許可件数、許可人員については、前年繰越し分を含む。

10. 送検事件状況（平成25年）

その1

業種	事項	合計	労働基準法													
			計	6	15	16	19	20	22	23	24	26	32	35	37	39
				条 中 間 搾 取	条 労 働 条 件 の 明 示	条 賠 償 予 定 の 禁 止	条 解 雇 制 限	条 解 雇 の 予 告	条 解 雇 制 限	条 金 品 の 返 還	最 賃 法 4 条 賃 金 の 支 払	条 休 業 手 当	条 労 働 時 間	条 休 日	条 割 増 賃 金	条 年 次 有 給 休 暇
1号	食料品製造業	31	18								12	1	2		3	
	繊維工業	3	1												1	
	衣服その他の繊維製品製造業	16	15								10				5	
	木材・木製品製造業	8	3								2		1			
	家具・装備品製造業	3	2								2					
	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	2								2					
	印刷・製本業	8	6					1			4		1			
	化学工業	22	6								2		2		1	
	窯業土石製品製造業	13	2								2					
	鉄鋼業	6														
	非鉄金属製造業	3														
	金属製品製造業	43	2								1		1			
	一般機械器具製造業	18	7								6		1			
	電気機械器具製造業	8	7								4		2		1	
輸送用機械等製造業	27	4								1		2		1		
電気・ガス・水道業																
その他の製造業	18	10								9		1				
小計	231	85					1			57	1	13		12		
2号	石炭鉱業															
	土石採取業	9	4								4					
	その他の鉱業															
小計	9	4								4						
3号	土木工事業	109	22		1						17		2		1	
	建築工事業	185	30								21				1	
	その他の建設業	75	15		1						13				1	
	小計	369	67		2						51		2		3	
4号	鉄道・軌道・水運・航空業															
	道路旅客運送業	18	16								8		2	1	3	
	道路貨物運送業	51	39								13		20	1	1	
	その他の運輸交通業															
小計	69	55								21		22	2	4		
5号	陸上貨物取扱業	1														
	港湾運送業	3	1								1					
小計	4	1								1						
1～5号計	682	212		2			1			134	1	37	2	19		
6号	農業	11	6							1	4	1				
	林業	14														
	小計	25	6							1	4	1				
7号	畜産業	4														
	水産業	5	1								1					
	小計	9	1								1					
8号	商業	79	59	2			3			42		4		5		
9号	金融・広告業	12	11							6		2		3		
10号	映画・演劇業															
11号	通信業															
12号	教育・研究業	29	27	3	2		1		1	12	1	1		2		
13号	医療保健業	9	8							4		3		1		
	社会福祉施設	22	20		1		2			15		1				
	その他の保健衛生業	1	1							1						
	小計	32	29		1		2			20		4		1		
14号	旅館業	16	13				1			11				1		
	飲食店	44	44	1			1	1	1	34		2		2		
	その他の接客娯楽業	15	11	1						7		1		1		
	小計	75	68	2			2	1	1	52		3		4		
15号	清掃・と畜業	33	8				1			6		1				
16号	官公署	1														
17号	派遣業	14	12							8		1		2		
	その他の事業業	52	41	1	1	1				27				8		
	小計	66	53	1	1	1				35		1		10		
6～17号計	361	262	4	8	1	1	9	1	3	178	2	16		25		
合計	1,043	474	4	10	1	1	10	1	3	312	3	53	2	44		

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

業 種	事 項	基 準 法											法 律			
		40	56	62	89	90	91	101	104条	107	108	120	計	10	11	12
		条 労 働 時 間 及 び 例	条 最 低 年 齢	条 危 険 有 害 業 務 限 制	条 の 成 及 び 届 け 出 務	条 作 成 の 手 続 き	条 制 裁 規 定 の 制 限	条 の 働 基 準 監 督 官 限	の2 報 告 等	条 労 働 者 名 簿	条 賃 金 台 帳	条 罰 則		条 統 括 安 全 衛 生 管 理 者	条 安 全 管 理 者	条 衛 生 管 理 者
1号	食 料 品 製 造 業												11			
	織 維 工 業												2			
	衣服その他の繊維製品製造業															
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業												5			
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業															
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業												2			
	印 刷 ・ 製 本 業												2			1
	化 学 工 業				1								16			
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業												11			
	鉄 鋼 業												6			
	非 鉄 金 属 製 造 業												3			
	金 属 製 品 製 造 業												41			
一 般 機 械 器 具 製 造 業												11				
電 気 機 械 器 具 製 造 業												1				
輸 送 用 機 械 等 製 造 業												22				
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業																
そ の 他 の 製 造 業												8				
小 計				1								141			1	
2号	石 炭 鉱 業															
	土 石 採 取 業											5				
	そ の 他 の 鉱 業															
小 計											5					
3号	土 木 工 事 業			1								87				
	建 築 工 事 業		1	6				1				155				
	そ の 他 の 建 設 業											60				
小 計		1	7				1				302					
4号	鉄 道 ・ 軌 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業															
	道 路 旅 客 運 送 業										1	1				
	道 路 貨 物 運 送 業				1						2	12				
そ の 他 の 運 輸 交 通 業											1					
小 計				1						2	2					
5号	陸 上 貨 物 取 扱 業											1				
	港 湾 運 送 業											2				
	小 計											3				
1 ~ 5号 計		1	7	2			1			2	2	464		1		
6号	農 業											5				
	林 業											14				
	小 計											19				
7号	畜 産 業											4				
	水 産 業											4				
	小 計											8				
8号	商 業				1						1	18				
9号	金 融 ・ 広 告 業											1				
10号	映 画 ・ 演 劇 業															
11号	通 信 業															
12号	教 育 ・ 研 究 業					3	1					2				
13号	医 療 保 健 業											1				
	社 会 福 祉 施 設 業				1							2				
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業															
小 計				1							3					
14号	旅 館 業											3		1		
	飲 食 店 業	1								1						
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業											4				
小 計	1									1	7		1			
15号	清 掃 ・ と 畜 業											24	1			
16号	官 公 署											1				
17号	派 遣 業											2				
	そ の 他 の 事 業								2		1	11	1			
	小 計								2		1	13	1			
6 ~ 17号 計	1			2	3	1		2	1	2	96	2	1			
合 計	1	1	7	4	3	1	1	2	1	2	4	560	2	1	1	

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

業 種	事 項														
	労 働 安 全 衛 生 法														
	13	14	20	21	22	23	26	30	30	31	31	33	37	40	43
	条産業医等	条作業主任者	条設備等	条作業方法	条衛生関係	条就業場所等	条労働者の義務	条特定元方事業者等	条の2元方事業者等の等	条注文者	条の2化学物質等の注文者	条機械貸与者	条製造の許可	条使用等の制限	条譲渡等の制限
1号	食料品製造業			5	2										
	繊維工業			2											
	衣服その他の繊維製品製造業														
	木材・木製品製造業			3	1										
	家具・装備品製造業														
	パルプ・紙・紙加工品製造業			2											
	印刷・製本業														
	化学工業			11	1							1			
	窯業土石製品製造業			7	1										
	鉄鋼業			2	2		1								
	非鉄金属製造業			3											
	金属製品製造業		9	18	5		1								
一般機械器具製造業		2	2	3		1			1					1	
電気機械器具製造業			1												
輸送用機械等製造業			8	2	1	2				2		1			
電気・ガス・水道業															
その他の製造業			4		1										
小計		11	68	17	2	5			1	2	1	1		1	
2号	石炭鉱業														
	土石採取業			5											
	その他の鉱業														
小計			5												
3号	土木工事業		3	34	17	1	1		2		1				
	建築工事業		6	24	66	3			4		22		1		
	その他の建設業		1	14	21	1		1			1		1	1	
小計		10	72	104	5	1	1	6		24		3	1		
4号	鉄道・軌道・水運・航空業														
	道路旅客運送業														
	道路貨物運送業		1	3	2										
	その他の運輸交通業														
小計		1	3	2											
5号	陸上貨物取扱業			1											
	港湾運送業			2											
小計			3												
1～5号計		22	151	123	7	6	1	6	1	26	1	4	1	1	
6号	農業			1	4										
	林業		1		8	1	1								
小計		1	1	12	1	1									
7号	畜産業			2											
	水産業			2	1										
小計			4	1											
8号	商業		1	6	4	1									
9号	金融・広告業														
10号	映画・演劇業														
11号	通信業														
12号	教育・研究業				2										
13号	医療保健業	1													
	社会福祉施設			1	1										
	その他の保健衛生業														
小計	1		1	1											
14号	旅館業				1										
	飲食接客娯楽業				1	2									
	その他の接客娯楽業				1	2									
小計			1	3											
15号	清掃・と畜業			13	8										
16号	官公署				1										
17号	派遣業														
	その他の事業業			2	2	1									
小計			2	2	1										
6～17号計		1	2	28	33	4	1								
合計		1	24	179	156	11	7	1	6	1	26	1	4	1	

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

業種	事項	労働安全衛生法									最賃法		賃確法	
		45	59	61	65	66	88	98	100	120		4		19
		条定期自主検査	条安全衛生教育	条就業制限	条作業環境測定	条健康診断	条計画の届出等	条使用停止命令等	条報告等	条罰則	計	条最低賃金の効力	計	条罰則
1号	食料品製造業							1	3		2	2		
	繊維工業													
	衣服その他の繊維製品製造業										1	1		
	木材・木製品製造業								1					
	家具・装備品製造業										1	1		
	パルプ・紙・紙加工品製造業													
	印刷・製本業			1										
	化学工業			1					1					
	窯業土石製品製造業			2					1					
	鉄鋼業	1												
	非鉄金属製造業													
	金属製品製造業		1	5					1	1				
	一般機械器具製造業		1											
電気機械器具製造業														
輸送用機械等製造業				3					3		1	1		
電気・ガス・水道業														
その他の製造業			2					1						
小計	1	2	14					1	11	1	5	5		
2号	石炭鉱業													
	土石採取業													
	その他の鉱業													
小計														
3号	土木工事業		3	5					19					
	建築工事業						2		27					
	その他の建設業			2					17					
小計		3	7				2		63					
4号	鉄道・軌道・水運・航空業													
	道路旅客運送業								1		1	1		
	道路貨物運送業			2					4					
その他の運輸交通業														
小計			2						5		1	1		
5号	陸上貨物取扱業													
	港湾運送業													
小計														
1～5号計	1	5	23				2	1	79	1	6	6		
6号	農業													
	林業			1					2					
小計			1						2					
7号	畜産業			2										
	水産業					1								
小計			2		1									
8号	商業			3	1				1	1	1	1	1	
9号	金融・広告業					1								
10号	映画・演劇業													
11号	通信業													
12号	教育・研究業													
13号	医療保健業													
	社会福祉施設													
	その他の保健衛生業													
小計														
14号	旅館業					1								
	飲食業													
	その他の接客娯楽業		1											
小計		1			1									
15号	清掃・と畜業			1					1		1	1		
16号	官公署													
17号	派遣業								2					
	その他の事業			1					4					
	小計			1					6					
6～17号計		1	8	1	3			10	1	2	2	1	1	
合計	1	6	31	1	3	2	1	89	2	8	8	1	1	

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

11. 送検結果の推移

区	分		総計	検 察 官			処 分		裁 役	判 結		果
	件数	人数		起訴	不起訴	起訴率	罰金(正式)	罰金(略式)				
昭和25年	960	438	317	58.0%	32	116	236	5				
昭和35年	409	259	78	46.9%	3	36	221	0				
昭和40年	1,126	792	304	72.3%	13	114	629	0				
昭和45年	2,396	1,419	132	64.6%	14	322	1,078	0				
昭和50年	1,726	1,091	597	64.9%	10	62	1,049	0				
昭和55年	3,639	1,941	1,666	64.9%	8	31	1,861	1				
昭和60年	1,363	867	469	71.6%	3	13	848	0				
昭和65年	2,913	1,565	1,280	69.8%	3	26	1,528	2				
昭和70年	1,531	1,089	431	58.3%	1	11	1,073	2				
昭和75年	3,012	1,892	1,088	53.3%	1	14	1,870	4				
昭和80年	1,328	916	396	54.2%	4	2	907	0				
昭和85年	2,508	1,524	954	47.0%	5	6	1,496	0				
平成2年	1,271	736	526	51.9%	1	7	724	0				
平成3年	2,442	1,261	1,152	49.0%	1	13	1,244	0				
平成4年	1,310	665	583	48.6%	0	8	652	0				
平成5年	2,706	1,131	1,335	41.8%	0	9	1,110	0				
平成6年	1,385	482	408	39.9%	0	8	471	0				
平成7年	2,819	1,313	1,398	39.1%	0	24	1,285	0				
平成8年	1,290	503	568	38.6%	0	14	486	0				
平成9年	2,723	1,014	1,398	39.3%	0	19	994	0				
平成10年	1,219	522	484	41.8%	0	10	504	0				
平成11年	2,531	1,019	1,185	41.8%	0	16	995	0				
平成12年	1,277	516	538	41.8%	3	9	502	0				
平成13年	2,461	1,078	1,383	44.4%	4	21	1,049	0				
平成14年	1,227	521	550	42.5%	2	11	506	0				
平成15年	2,269	981	1,288	43.6%	7	19	950	0				
平成16年	1,110	395	550	35.6%	2	5	388	0				
平成17年	2,132	781	1,351	36.6%	3	14	764	0				
平成18年	1,157	404	609	34.5%	3	3	393	0				
平成19年	1,942	666	1,276	34.3%	3	9	647	0				
平成20年	1,064	345	537	32.4%	1	3	340	0				
平成21年	1,843	644	1,199	35.0%	1	4	638	0				
平成22年	1,133	366	583	32.3%	2	17	346	0				
平成23年	2,227	740	1,487	33.2%	2	26	711	0				
平成24年	1,043	399	615	38.3%	1	3	381	0				
平成25年	2,084	674	1,341	32.3%	1	5	641	0				

(注) 1 同一事件において、被疑者の処分が異なることがあるが、件数は上位の処分について計上した。
 2 総計、検察官処分及び裁判結果の件数、人数が各々一致しないものがあるが、被疑者死亡、併合処分、検察官処分中止、併合処分、検察官処分中止、検察官認知による増減及び裁判未済のものがあることによる。なお、起訴率は当該年における起訴件数／(起訴件数＋不起訴件数) による割合で、処分未済を含まない。
 3 平成25年からは、翌々年1月の第5開庁日時点での数値としている。

12. 賃金不払状況

事項 期間	前期繰越		新規把握		計		解決状況 (B)		解決不能 (C)		当期未差引未解決 (A)-(B)-(C)		
	件数	対象労働者数 千人	金額 百万円	件数	対象労働者数 千人	金額 百万円	件数	対象労働者数 千人	件数	対象労働者数 千人	金額 百万円	件数	対象労働者数 千人
昭和55年度 (55.4~56.3) 上期	2,325	16	9,966	14,015	70	13,650	11,221	52	2,837	21	5,612	2,282	14
(55.4~55.9) 下期	2,325	16	9,966	7,497	39	6,578	5,755	27	1,298	10	2,460	2,769	18
(55.10~56.3) 昭和60年度	2,769	18	10,144	6,518	31	7,072	5,466	25	1,539	11	3,152	2,282	14
(60.4~61.3) 上期	2,388	13	10,719	13,159	53	13,227	9,682	34	7,467	19	5,328	2,443	13
(60.4~60.9) 下期	2,388	13	10,719	6,961	27	6,629	4,898	17	3,640	9	2,677	2,811	14
(60.10~61.3) 平成2年度	2,811	14	11,031	6,198	26	6,598	4,784	17	3,827	10	2,751	2,443	13
平成7年度	871	3	1,349	6,345	21	5,915	5,074	16	3,270	6	1,772	839	3
平成9年	1,951	9	3,252	11,332	39	16,983	7,461	19	4,855	21	10,297	1,904	8
平成11年	2,123	15	5,223	13,068	49	19,376	8,215	23	4,444	31	16,163	2,304	10
平成13年	2,843	11	6,591	17,125	57	21,716	10,170	25	6,480	28	15,515	3,110	15
平成14年	3,636	15	5,958	21,472	67	25,485	12,575	32	8,055	35	17,439	3,828	15
平成15年	3,828	15	5,950	23,356	72	27,650	13,361	36	8,025	37	19,031	4,233	14
平成16年	4,233	14	6,544	24,362	67	28,035	14,029	34	8,576	34	20,757	4,146	13
平成17年	4,146	13	5,246	24,516	66	25,376	14,621	38	11,539	29	15,239	3,833	11
平成18年	3,833	11	3,844	22,669	54	18,810	13,540	32	7,373	26	12,326	3,419	8
平成19年	3,419	8	2,954	22,354	50	16,420	13,726	29	6,342	21	10,409	3,043	8
平成20年	3,043	8	2,623	23,105	62	17,530	14,072	36	6,491	25	10,984	3,100	8
平成21年	3,100	8	2,678	24,845	62	19,820	14,437	35	7,940	27	11,642	3,469	9
平成22年	3,469	9	2,917	27,133	63	22,991	14,868	30	6,969	32	14,842	3,950	10
平成23年	3,950	10	4,097	23,908	50	18,271	13,240	23	5,374	29	14,279	3,358	7
平成24年	3,358	7	2,715	22,345	48	19,929	12,597	27	8,394	22	11,456	2,704	6
平成25年	2,704	6	2,795	19,392	37	14,722	11,037	18	4,514	21	10,300	2,492	6
	2,492	6	2,702	17,547	36	13,296	10,236	18	5,101	17	8,218	2,192	6

資料所：厚生労働省労働基準局 注)平成9年より統計の対象期間を年(1月~12月)にしている。

13. 未払賃金の立替払事業の実施状況

年 度	企 業 数 (件)	支 給 者 数 (人)	立 替 払 額 (千円)
昭和51年度 (51.7-52.3)	565	11,076	1,431,586
昭和52年度	1,139	20,957	3,083,078
昭和53年度	1,020	21,345	3,388,276
昭和54年度	692	11,333	1,853,462
昭和55年度	834	15,560	2,700,394
昭和56年度	837	12,947	2,590,719
昭和57年度	901	15,285	3,609,026
昭和58年度	932	14,736	3,041,103
昭和59年度	1,048	14,410	2,786,128
昭和60年度	1,040	17,301	3,864,285
昭和61年度	975	16,332	3,650,486
昭和62年度	796	14,055	3,288,573
昭和63年度	559	7,496	1,733,917
平成元年度	377	4,776	1,185,208
平成2年度	250	3,215	687,492
平成3年度	353	5,650	1,979,480
平成4年度	517	7,468	2,267,859
平成5年度	772	14,437	4,809,241
平成6年度	1,084	18,747	6,964,096
平成7年度	1,274	21,574	8,351,373
平成8年度	1,376	22,699	8,657,300
平成9年度	1,636	27,489	10,867,128
平成10年度	2,406	42,304	17,334,626
平成11年度	2,773	46,402	20,149,057
平成12年度	3,538	51,437	20,791,710
平成13年度	3,900	56,895	25,564,964
平成14年度	4,734	72,823	47,641,892
平成15年度	4,313	61,309	34,189,564
平成16年度	3,527	46,211	26,503,942
平成17年度	3,259	42,474	18,398,681
平成18年度	3,014	40,888	20,435,697
平成19年度	3,349	51,322	23,417,151
平成20年度	3,639	54,422	24,820,978
平成21年度	4,357	67,774	33,390,739
平成22年度	3,880	50,787	24,761,984
平成23年度	3,682	42,637	19,951,059
平成24年度	3,211	40,205	17,507,354
平成25年度	2,980	37,143	15,173,290
累 計	75,539	1,123,921	472,822,898

資料出所) 独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

注1) 昭和51年度は、昭和51年7月から昭和52年3月までである。

注2) 累計の立替払額は、四捨五入の関係で各年度の立替払額の合計と一致しないことがある。

14. 社内預金管理状況の推移

年	区分	合計	工業的業種		1 製造業		3 建設業		4 運輸交通業		非工業的業種		8 商業		9 金融広告業	
			業種	構成比	業種	構成比	業種	構成比	業種	構成比	業種	構成比	業種	構成比	業種	構成比
昭和55	事業場預金	47,841	13,932	29.1	8,557	17.9	1,978	4.1	2,745	5.7	33,909	70.9	10,924	22.8	20,338	42.5
			530万人	60.2	264	49.8	21	4.0	29	5.5	211	39.2	50	9.4	107	20.2
60	事業場預金	46,066	12,429	27.0	7,475	16.2	1,773	3.8	2,697	5.9	33,637	73.0	8,570	18.6	22,631	49.1
			457万人	64.6	241	52.7	22	4.8	28	6.1	162	35.4	41	9.0	103	22.5
平成2	事業場預金	34,548億円	23,284	67.4	18,630	53.9	1,991	5.8	2,437	7.1	11,264	32.6	2,835	8.2	7,056	20.4
			40,445	23.6	4,856	12.0	1,349	3.3	3,045	7.5	30,890	76.4	6,403	15.8	22,572	55.8
7	事業場預金	38,232	8,686	22.7	3,589	9.4	1,257	3.3	3,673	9.6	29,546	77.3	4,944	12.9	23,367	61.1
			234万人	129	55.1	93	39.7	11	4.7	24	10.3	105	44.9	20	8.5	75
12	事業場預金	26,859億円	14,287	53.2	9,874	36.8	1,637	6.1	2,688	10.0	12,572	46.8	1,992	7.4	9,405	35.0
			30,133	20.6	1,778	5.9	795	2.6	3,438	11.4	23,935	79.4	2,279	7.6	20,404	67.7
16	事業場預金	20,518	7,319	28.4	4,983	19.4	428	1.7	1,899	7.4	18,413	71.6	1,511	5.9	11,499	44.7
			86万人	5,205	25.4	1,060	5.2	384	1.9	3,658	17.8	15,313	74.6	1,364	6.6	13,145
17	事業場預金	20,638	6,342	30.7	967	4.7	379	1.8	4,876	23.6	14,296	69.3	1,148	5.6	12,311	59.7
			76万人	31.8	18	23.8	1	1.1	5	6.8	52	68.2	5	6.3	32	42.0
18	事業場預金	19,668	6,337	32.2	898	4.6	270	1.4	4,999	25.4	13,331	67.8	1,298	6.6	11,160	56.7
			64万人	31.7	13	19.7	0	0.5	7	11.4	44	68.3	5	7.6	25	38.4
19	事業場預金	10,554億円	2,731	25.9	1,741	16.5	27	0.7	959	9.1	7,823	74.1	810	7.7	4,212	39.9
			19,077	33.9	760	4.0	271	1.4	5,292	27.7	12,606	66.1	1,178	6.2	10,567	55.4
20	事業場預金	10,113億円	2,781	27.5	1,826	18.1	54	0.5	896	8.9	7,332	72.5	776	7.7	3,872	38.3
			17,373	31.4	714	4.1	168	1.0	4,440	25.6	11,925	68.6	1,096	6.3	10,142	58.4
21	事業場預金	17,394	6,252	35.9	654	3.8	178	1.0	5,335	30.7	11,142	64.1	963	5.5	9,447	54.3
			55万人	27.5	10	18.1	0	0.7	5	8.5	40	72.5	2	4.6	24	43.9
22	事業場預金	16,856	2,013	21.9	1,349	14.7	41	0.4	618	6.7	7,166	78.1	430	4.7	4,100	44.7
			58万人	35.3	603	3.6	171	1.0	5,088	30.2	10,906	64.7	887	5.3	9,504	56.4
23	事業場預金	9,334億円	2,422	25.9	1,258	13.5	320	3.4	833	8.9	6,912	74.1	629	6.7	3,985	42.7
			18,076	40.3	588	3.3	148	0.8	6,471	35.8	10,792	59.7	855	4.7	9,193	50.9
24	事業場預金	15,944	5,771	36.2	554	3.5	122	0.8	4,981	31.2	10,173	63.8	831	5.2	8,805	55.2
			51万人	27.5	9	18.3	0	0.9	4	7.9	37	72.5	5	9.0	19	38.1
25	事業場預金	8,696億円	1,987	22.8	1,252	14.4	56	0.6	666	7.7	6,709	77.2	844	9.7	3,253	37.4
			14,586	38.5	462	3.2	109	0.7	4,863	33.3	8,974	61.5	775	5.3	7,548	51.7
26	事業場預金	17,293	5,612	27.9	8	16.2	0	0.7	5	10.9	36	72.1	4	8.6	20	40.2
			47万人	21.9	1,058	11.9	39	0.4	838	9.4	6,943	78.1	826	9.3	3,610	40.6
26	事業場預金	8,403億円	7,335	42.4	487	2.8	112	0.6	6,580	38.1	9,958	57.6	817	4.7	8,550	49.4
			47万人	26.6	8	17.6	1	1.6	3	7.2	35	73.4	4	8.9	21	44.8
			1,807	21.5	1,145	13.6	91	1.1	562	6.7	6,596	78.5	779	9.3	3,700	44.0

15. 業種別死傷者数の

年	産業		製造業		鉱業		建設業	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡
	人	人	人	人	人	人	人	人
昭和 23 年	226,491	2,869	110,946	1,206	-	-	25,216	471
(ピーク) 36	481,686	6,712	175,212	1,351	59,664	194	134,552	2,602
40	408,331	6,046	149,550	1,161	42,349	211	113,444	2,251
45	364,444	6,048	142,886	1,400	22,842	217	102,840	2,430
50	322,322	3,725	118,058	856	9,628	121	99,406	1,582
55	335,706	3,009	106,481	589	8,477	105	112,786	1,374
60	257,240	2,572	80,401	475	4,642	137	73,595	960
61	246,891	2,318	74,849	428	3,815	51	71,602	927
62	232,953	2,342	69,709	441	2,480	53	68,355	983
63	226,318	2,549	67,752	452	1,828	71	66,851	1,106
平成 元	217,964	2,419	64,697	431	1,505	46	63,847	1,017
2	210,108	2,550	62,404	447	1,230	44	60,900	1,775
3	200,633	2,489	59,068	448	1,141	46	57,724	1,047
4	189,589	2,354	53,653	392	1,093	41	54,357	993
5	181,900	2,245	49,896	414	1,041	36	52,241	953
6	176,047	2,301	47,587	409	989	27	49,788	942
7	167,316	2,348	45,645	400	909	45	46,504	1,020
8	162,862	2,363	43,293	405	960	32	44,886	1,001
9	156,726	2,078	47,054	351	942	40	41,688	848
10	148,248	1,844	42,269	305	837	29	38,117	725
11	137,316	1,992	38,840	344	823	24	35,310	794
12	133,948	1,889	37,753	323	760	26	33,599	731
13	133,598	1,790	36,165	326	729	24	32,608	644
14	125,918	1,658	32,921	275	628	17	30,650	607
15	125,750	1,628	32,518	293	669	14	29,263	548
16	122,804	1,620	31,275	293	597	16	28,414	594
17	120,354	1,514	30,054	256	561	16	27,193	497
18	121,378	1,472	29,732	268	476	16	26,872	508
19	121,356	1,357	29,458	264	439	13	26,106	461
20	112,921	1,268	28,259	260	362	8	24,382	430
21	105,718	1,075	23,046	186	345	9	21,465	371
22	107,759	1,195	23,028	211	322	5	21,398	365
23	111,349	1,024	23,589	182	308	11	22,372	342
24	119,576	1,093	28,291	199	197	6	17,073	367
25	118,157	1,030	27,077	201	239	8	17,189	342

(注) 1. 平成23年までの死傷者数は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成

2. 死亡は死亡災害報告より作成したもの。
3. 昭和48年以降の死傷者数は休業4日以上、昭和47年以前の死傷者数は休業8日以上のものである。
4. 昭和48年以降の交通運輸業には道路貨物運送業を含まず、道路貨物運送業は陸上貨物運送事業に含まれている。
5. 23年は、東日本大震災を直接の原因とするもの(2,827人)を除いている。

推移（休業4日以上）

交通運輸業		陸上貨物運送事業		港湾荷役業		林業		その他の事業	
死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
22,611	385	11,107	131	-	-	3,159	163	1,936	121
23,596	401	26,018	267	14,402	118	29,536	400	18,706	600
28,275	449	17,640	225	12,090	112	22,486	319	22,497	569
29,508	541	9,947	133	10,541	149	16,248	248	29,632	673
4,858	77	23,291	298	6,802	73	12,323	153	47,956	462
4,626	52	21,807	261	4,108	55	12,490	117	64,931	456
3,643	53	18,444	259	2,095	42	8,498	122	65,922	524
3,509	54	18,258	272	1,691	32	7,952	115	65,215	439
3,172	42	17,822	293	1,571	30	6,811	95	63,033	405
3,034	55	17,805	317	1,396	29	6,173	114	61,479	405
2,952	49	17,269	307	1,275	26	5,750	86	60,669	457
2,935	64	16,831	311	1,103	28	5,069	89	59,636	492
2,778	52	16,079	292	1,034	29	4,882	81	57,927	494
2,666	47	14,991	270	946	22	4,640	88	57,243	501
2,447	41	14,615	281	826	16	4,311	67	56,523	437
2,407	47	14,177	292	735	15	4,236	83	56,128	486
2,260	41	13,921	298	672	20	3,802	74	53,603	450
2,065	36	13,792	333	590	28	3,392	80	53,884	448
2,073	38	16,555	290	589	17	3,190	56	44,635	438
2,092	47	15,646	225	463	19	3,089	69	45,735	425
1,902	29	14,590	270	411	10	2,914	71	42,526	450
1,872	29	14,653	271	388	11	2,773	53	42,150	445
1,892	32	14,988	241	406	18	2,633	54	44,177	451
1,880	35	13,858	234	389	15	2,531	49	43,061	426
1,936	32	13,991	241	348	12	2,572	61	44,426	427
2,011	36	13,703	243	334	10	2,392	46	44,078	382
1,953	31	13,208	245	323	11	2,171	47	44,891	411
2,012	25	13,402	198	298	14	1,972	57	46,614	386
2,034	29	13,427	196	307	9	2,080	50	47,505	335
2,059	29	14,691	148	290	9	2,073	43	47,175	341
1,965	12	12,794	122	228	10	2,128	43	43,747	322
2,009	22	13,040	154	219	5	2,149	59	45,594	374
2,066	17	13,543	129	245	10	2,010	38	47,216	295
3,137	13	13,834	134	344	5	1,897	37	54,803	332
3,209	16	14,190	107	296	6	1,723	39	54,234	311

したもの。平成24年以降は労働者死傷病報告による。

16. 業種別・都道府県別

	全産業			製造業			鉱業			建設業		
	H25	H24	増減数	H25	H24	増減数	H25	H24	増減数	H25	H24	増減数
北海道	6,708	6,512	196	1,231	1,188	43	26	20	6	1,026	960	66
青森	1,224	1,310	-86	217	259	-42	2	4	-2	221	235	-14
岩手	1,458	1,367	91	279	308	-29	6	3	3	302	255	47
宮城	2,580	2,620	-40	471	460	11	7	8	-1	465	527	-62
秋田	1,006	1,079	-73	208	225	-17	5	3	2	229	236	-7
山形	1,253	1,246	7	333	331	2	6	4	2	239	261	-22
福島	2,080	2,028	52	481	477	4	9	5	4	464	482	-18
茨城	2,757	2,957	-200	790	873	-83	5	8	-3	358	438	-80
栃木	1,786	1,870	-84	537	603	-66	13	8	5	245	271	-26
群馬	2,252	2,204	48	727	751	-24	4	2	2	279	265	14
埼玉	5,639	5,695	-56	1,383	1,486	-103	1	1	0	755	748	7
千葉	4,992	5,130	-138	976	1,043	-67	4	4	0	714	663	51
東京	9,639	9,782	-143	750	810	-60	2	4	-2	1,472	1,429	43
神奈川	6,485	6,689	-204	1,035	1,126	-91	2	1	1	871	907	-36
新潟	2,633	2,597	36	705	706	-1	10	10	0	523	523	0
富山	1,110	1,252	-142	328	366	-38	4	1	3	184	238	-54
石川	1,053	1,091	-38	285	295	-10	4	1	3	129	137	-8
福井	759	865	-106	223	252	-29	3	2	1	113	150	-37
山梨	777	704	73	217	190	27	2	3	-1	121	116	5
長野	2,024	1,954	70	551	522	29	6	2	4	279	283	-4
岐阜	2,019	2,005	14	716	718	-2	3	6	-3	276	269	7
静岡	3,986	4,193	-207	1,227	1,399	-172	5	11	-6	545	538	7
愛知	6,534	6,392	142	2,037	2,060	-23	8	14	-6	711	627	84
三重	2,141	2,219	-78	618	642	-24	13	6	7	341	291	50
滋賀	1,422	1,454	-32	462	391	71	3	0	3	144	162	-18
京都	2,488	2,469	19	480	477	3	7	3	4	341	358	-17
大阪	8,014	8,364	-350	1,900	2,076	-176	1	3	-2	816	877	-61
兵庫	4,668	4,670	-2	1,176	1,271	-95	7	11	-4	592	556	36
奈良	1,293	1,350	-57	311	333	-22	2	2	0	167	174	-7
和歌山	1,173	1,182	-9	295	301	-6	2	1	1	192	211	-19
鳥取	465	467	-2	98	102	-4	1	0	1	76	78	-2
島根	729	708	21	141	144	-3	2	2	0	127	114	13
岡山	1,968	2,023	-55	544	576	-32	10	6	4	296	285	11
広島	3,024	3,000	24	822	908	-86	8	3	5	366	347	19
山口	1,247	1,345	-98	308	331	-23	3	4	-1	210	205	5
徳島	826	834	-8	217	197	20	1	2	-1	163	150	13
香川	1,119	1,162	-43	345	369	-24	2	1	1	159	138	21
愛媛	1,461	1,560	-99	434	454	-20	13	6	7	203	234	-31
高知	922	1,004	-82	163	186	-23	0	1	-1	177	163	14
福岡	4,946	4,965	-19	1,016	971	45	5	4	1	686	672	14
佐賀	1,129	1,020	109	289	279	10	1	2	-1	208	160	48
長崎	1,367	1,418	-51	317	356	-39	4	1	3	175	209	-34
熊本	1,800	1,679	121	369	339	30	5	8	-3	321	273	48
大分	1,177	1,141	36	240	279	-39	3	1	2	255	217	38
宮崎	1,287	1,300	-13	299	333	-34	3	1	2	188	205	-17
鹿児島	1,750	1,701	49	356	357	-1	5	4	1	309	267	42
沖縄	987	999	-12	170	171	-1	1	0	1	156	169	-13
合計	118,157	119,576	-1,419	27,077	28,291	-1,214	239	197	42	17,189	17,073	116

資料出所：労働者死傷病報告

*23年は東日本大震災を直接の原因とするもの（1,664人）を除いている。

死傷災害発生状況

交通運輸業			陸上貨物運送事業			港湾荷役業			林業			その他		
H25	H24	増減数	H25	H24	増減数	H25	H24	増減数	H25	H24	増減数	H25	H24	増減数
248	253	-5	856	787	69	16	25	-9	116	129	-13	3,189	3,150	39
25	44	-19	120	127	-7	1	4	-3	29	26	3	609	611	-2
16	17	-1	139	123	16	1	0	1	61	68	-7	654	593	61
57	65	-8	282	297	-15	1	11	-10	35	40	-5	1,262	1,212	50
12	26	-14	68	68	0	0	0	0	38	42	-4	446	479	-33
18	13	5	88	94	-6	0	1	-1	23	21	2	546	521	25
35	28	7	239	234	5	0	5	-5	34	29	5	818	768	50
56	52	4	401	355	46	1	5	-4	11	11	0	1,135	1,215	-80
16	14	2	200	220	-20	0	0	0	19	17	2	756	737	19
30	24	6	279	268	11	0	0	0	24	33	-9	909	861	48
88	81	7	980	1,000	-20	0	1	-1	6	9	-3	2,426	2,369	57
117	152	-35	779	733	46	6	9	-3	9	16	-7	2,387	2,510	-123
723	666	57	1,055	1,031	24	22	17	5	18	20	-2	5,597	5,805	-208
350	361	-11	806	825	-19	29	35	-6	18	12	6	3,374	3,422	-48
39	50	-11	234	216	18	6	2	4	20	15	5	1,096	1,075	21
13	8	5	113	122	-9	1	5	-4	7	13	-6	460	499	-39
13	15	-2	115	104	11	3	2	1	22	26	-4	482	511	-29
7	8	-1	88	73	15	1	1	0	22	15	7	302	364	-62
7	5	2	67	66	1	0	0	0	20	27	-7	343	297	46
64	50	14	113	129	-16	0	0	0	64	60	4	947	908	39
18	20	-2	196	178	18	0	1	-1	64	56	8	746	757	-11
59	74	-15	450	472	-22	5	11	-6	49	58	-9	1,646	1,630	16
160	144	16	913	905	8	34	31	3	26	17	9	2,645	2,594	51
25	23	2	256	245	11	2	5	-3	47	70	-23	839	937	-98
22	22	0	175	161	14	0	0	0	17	21	-4	599	697	-98
121	94	27	246	219	27	2	0	2	40	60	-20	1,251	1,258	-7
259	224	35	1,169	1,223	-54	56	55	1	8	3	5	3,805	3,903	-98
112	117	-5	594	556	38	34	33	1	46	49	-3	2,107	2,077	30
19	16	3	157	146	11	0	0	0	46	59	-13	591	620	-29
16	18	-2	95	106	-11	2	1	1	62	62	0	509	482	27
11	9	2	35	39	-4	0	1	-1	28	34	-6	216	204	12
11	17	-6	45	49	-4	1	0	1	50	56	-6	352	326	26
42	40	2	282	277	5	1	3	-2	48	62	-14	745	774	-29
69	54	15	423	364	59	12	9	3	55	52	3	1,269	1,263	6
21	17	4	118	103	15	1	2	-1	32	59	-27	554	624	-70
10	8	2	73	77	-4	1	1	0	30	45	-15	331	354	-23
12	17	-5	144	135	9	8	7	1	6	12	-6	443	483	-40
15	17	-2	155	167	-12	4	10	-6	51	54	-3	586	618	-32
7	16	-9	81	66	15	1	0	1	78	102	-24	415	470	-55
124	119	5	661	665	-4	21	29	-8	42	49	-7	2,391	2,456	-65
8	17	-9	164	137	27	1	1	0	17	11	6	441	413	28
34	26	8	106	107	-1	6	3	3	16	20	-4	709	696	13
25	18	7	199	159	40	1	0	1	49	63	-14	831	819	12
13	21	-8	74	77	-3	1	1	0	61	46	15	530	499	31
14	12	2	108	110	-2	0	0	0	105	93	12	570	546	24
25	20	5	189	171	18	8	13	-5	53	55	-2	805	814	-9
23	25	-2	60	48	12	6	4	2	1	0	1	570	582	-12
3,209	3,137	72	14,190	13,834	356	296	344	-48	1,723	1,897	-174	54,234	54,803	-569

17. 業種別・事故の型別死傷者数 (休業4日以上)

		平成25年(25年1月～25年12月) (単位:人)																					
業種	事故の型別	死者数	墜落・転落	脚指	昇降機・エレベーター・階段	はさまれ、巻きこまれ	踏破	おぼえ	高温・高圧の物体	圧入物	電撃	炎・火	交通制法(道路)	製作の区画	分業	計							
																	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
01 食品製造	01 肉・乳製品 02 水産食品 03 農産食品 04 パン・菓子製造 05 酒製造 06 飲料製造 09 その他の食品	59	244	45	53	10	29	164	193	0	0	0	0	0	14	0	80	4	0	944			
		61	289	40	63	13	28	171	0	0	27	11	0	0	14	0	61	6	0	998			
		49	113	16	25	6	17	102	53	0	15	3	1	0	0	9	1	20	1	2	433		
		90	310	41	38	12	25	337	86	2	0	0	0	0	17	1	102	3	1	1,131			
		25	20	3	5	2	2	20	11	2	0	4	0	0	0	2	0	10	0	0	106		
		13	21	6	1	1	4	30	5	0	7	0	0	0	0	0	13	0	0	101			
		308	1,226	156	155	59	106	891	625	3	0	278	38	1	1	0	2	55	1	334	12	5	4,286
		605	2,233	307	340	103	211	1,757	1,144	7	0	426	70	4	1	0	3	111	3	620	26	8	7,979
		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6	7	0	3	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	34	
		11	17	0	2	0	0	26	1	0	0	2	0	0	0	0	0	8	0	0	0	67	
		12	15	5	2	1	2	31	1	0	0	5	3	0	0	0	0	4	0	0	0	81	
		18	41	5	2	2	4	59	18	1	0	3	7	0	0	0	2	0	14	0	1	177	
47	81	10	9	3	7	132	20	1	0	10	10	0	0	2	0	28	0	1	361				
7	51	2	1	0	1	12	13	0	0	6	0	1	0	0	0	7	1	0	102				
25	42	3	8	2	3	32	14	0	0	2	0	1	0	0	0	9	0	0	142				
32	93	5	9	2	4	44	27	0	0	8	0	2	0	0	1	0	16	1	0	244			
70	45	20	50	11	24	176	148	1	0	3	0	0	1	0	0	8	1	31	3	593			
17	10	10	15	3	9	54	37	0	4	3	0	0	0	2	0	15	1	0	180				
62	44	26	54	9	21	147	183	0	6	2	0	0	0	0	4	0	32	1	1	592			
149	99	56	119	23	54	377	368	1	0	13	5	0	1	0	0	14	1	78	5	2	1,365		
11	26	6	12	8	11	49	125	0	0	4	0	1	1	0	0	4	0	15	0	0	273		
3	6	1	1	1	0	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	25			
9	6	2	6	3	4	20	71	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	126			
3	16	6	5	4	6	15	30	0	4	0	0	0	0	0	3	0	4	0	0	96			
26	54	15	24	16	21	93	228	1	0	8	0	1	1	0	0	7	0	25	0	520			
14	13	6	5	7	8	62	8	1	0	2	1	2	0	0	0	1	0	13	0	0	143		
42	54	11	16	7	11	254	29	1	0	6	2	0	0	0	7	1	39	1	0	481			
15	17	8	3	5	5	81	5	0	0	4	0	0	0	0	0	0	9	0	0	152			
71	84	25	24	19	24	397	42	2	0	12	3	2	0	0	0	8	1	61	1	0	776		
37	59	11	13	8	6	204	24	0	0	1	1	1	0	0	2	15	0	35	1	0	418		
4	11	1	2	1	1	33	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	63			
4	13	2	1	2	0	21	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	55			
45	83	14	16	11	7	258	33	0	0	1	1	1	0	0	2	17	0	46	1	0	536		
21	30	13	7	1	9	40	6	0	0	15	15	1	2	0	0	2	0	26	2	0	190		
4	5	2	1	0	1	16	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	0	39			
10	37	6	3	5	5	38	5	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	18	0	0	132		
14	15	1	3	1	2	10	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	1	0	60			
81	124	31	51	18	42	266	107	0	0	21	2	0	2	1	2	7	0	72	1	2	830		
19	28	5	14	5	11	98	24	0	8	0	1	0	0	0	3	0	26	2	0	244			
6	9	1	2	1	3	22	6	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	54			
3	7	2	2	0	0	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	0	1	25			
10	5	4	4	0	4	17	2	0	0	3	0	0	2	0	1	0	3	0	0	55			
36	39	14	11	5	4	53	17	0	0	13	6	1	2	0	1	2	0	33	1	2	240		
204	299	79	98	36	81	565	171	0	0	66	26	3	13	1	3	16	0	196	7	5	1,869		
160	104	35	69	33	40	233	18	1	1	7	2	1	0	0	1	9	1	37	2	0	754		
11	15	9	11	9	3	30	8	0	0	5	0	0	1	0	0	2	0	14	0	0	118		
4	21	3	7	1	2	24	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7	0	0	75		
4	4	0	4	2	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	28			
3	5	4	4	0	2	21	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	45			
49	57	11	40	6	18	111	15	0	0	9	3	0	0	0	6	0	30	2	0	357			
231	206	62	135	51	67	428	48	1	1	22	5	1	1	1	17	1	93	5	0	1,377			
23	21	8	21	3	14	67	5	0	0	21	2	0	0	2	2	0	11	2	0	202			
17	26	10	59	13	22	100	17	1	0	37	1	1	0	0	1	0	17	2	0	324			
24	21	7	22	3	13	69	9	0	0	8	1	1	0	0	0	4	0	6	1	0	189		
64	68	25	102	19	49	236	31	1	0	66	4	2	0	0	3	6	0	34	5	0	715		
9	11	6	8	5	1	33	6	0	0	13	3	0	3	0	0	0	4	2	0	104			
7	9	4	16	3	5	41	6	0	0	18	1	0	0	0	0	4	0	6	0	0	120		
13	11	3	10	2	7	50	11	0	0	11	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	136		
29	31	13	34	10	13	124	23	0	0	42	4	0	3	0	4	0	28	2	0	360			

18. 業種別・起因物別死傷

			原 動 機	動 力 伝 導 機	木 材 加 工 機	材 用 機 械	建 設 機 械 等	金 加 工 機 械	属 用 機 械	一 般 動 機 械	動 力 クレーン	力 等	動 力 搬 運 機	乗 物
01 製造業	01 食料品製造	01 肉・乳製品	0	6	2	0	0	0	0	181	2	63	12	
		02 水産食料品	0	9	1	0	3	210	4	95	14			
		03 農産食料品	0	0	1	0	1	100	2	45	9			
		04 パン・菓子製造	0	5	0	2	1	361	4	59	13			
		05 酒製造	0	0	0	0	0	14	0	6	3			
		06 飲料製造	0	2	0	0	0	22	2	15	0			
		09 その他の食品	0	30	1	0	8	877	11	254	74			
	小計	0	52	5	2	13	1,765	25	537	125				
	02 繊維工業	01 製糸業	0	0	0	0	0	1	0	0	0			
		02 紡績業	0	0	0	0	0	17	0	0	0			
		03 織物業	0	0	0	0	0	20	0	3	0			
		04 染色整理業	0	2	0	0	0	26	2	5	0			
		09 その他の繊維	0	4	0	0	4	55	0	10	2			
	小計	0	6	0	0	4	119	2	18	2				
	03 衣服その他の繊維	01 外衣下着	0	0	0	0	1	22	0	3	1			
		09 その他の繊維製品	0	2	3	0	2	37	0	7	1			
	小計	0	2	3	0	3	59	0	10	2				
	04 木材・木製品	01 製材業	0	13	244	4	2	13	3	90	4			
		02 合板製造	0	6	50	0	1	13	1	24	2			
		09 その他の木材	1	4	244	1	6	32	6	72	2			
	小計	1	23	538	5	9	58	10	186	8				
	05 家具・装備品	01 木製家具	0	0	152	0	5	10	0	11	4			
		02 金属製家具	0	2	1	0	4	3	1	3	0			
		03 建具製造	0	0	87	0	2	2	0	5	0			
		09 その他の家具	0	0	28	0	3	7	2	8	2			
	小計	0	2	268	0	14	22	3	27	6				
	06 パルプ等	01 パルプ・紙	0	1	1	0	0	57	4	18	2			
		02 紙加工品製造	0	10	3	0	8	225	2	58	6			
		09 その他パルプ等	0	2	1	0	1	75	0	14	1			
	小計	0	13	5	0	9	357	6	90	9				
	07 印刷・製本	01 印刷業	0	4	0	0	5	210	3	17	14			
		02 製本業	0	0	0	0	2	30	0	6	1			
		09 その他の印刷	0	1	0	0	1	20	0	3	3			
	小計	0	5	0	0	8	260	3	26	18				
	08 化学工業	01 無機・有機化学	0	6	0	0	1	24	0	20	2			
		02 化学繊維製造	0	1	0	0	1	13	1	2	0			
		03 医薬品製造	0	4	0	0	0	23	0	11	0			
		04 石油・石炭製品	0	1	1	1	0	5	0	10	1			
		05 プラスチック製品	0	4	21	0	36	271	13	66	8			
		06 ゴム製品製造	0	5	0	2	13	92	2	12	1			
		07 皮革製品製造	0	2	0	0	2	21	0	2	0			
		08 塗料製造	0	1	0	0	1	4	0	0	0			
		09 化学肥料	0	4	0	0	1	9	0	11	2			
		99 その他の化学	1	4	1	0	2	43	2	23	1			
	小計	1	32	23	3	57	505	18	157	15				
	09 窯業土石	01 セメント製品	0	8	1	20	19	73	30	185	5			
		02 ガラス製品	1	4	0	0	2	25	4	11	2			
		03 陶磁器製品	0	2	0	0	1	15	3	9	0			
		04 耐火物製造	0	1	0	0	0	8	1	5	1			
		05 その他の窯業	0	2	0	1	3	7	2	8	0			
	09 その他の土石製品	0	2	3	8	10	49	14	58	3				
	小計	1	19	4	29	35	177	54	276	11				
	10 鉄鋼業	01 製鉄・製鋼	0	2	1	1	30	9	13	21	1			
		02 鋳物業	1	6	0	0	30	20	32	29	0			
		09 その他の鉄鋼業	0	1	0	1	20	15	11	32	2			
	小計	1	9	1	2	80	44	56	82	3				
	11 非鉄金属	01 非鉄精錬圧延	0	1	1	2	11	9	5	17	0			
		02 非鉄鋳物業	0	1	1	0	20	14	4	13	1			
		09 その他の非鉄金属	0	1	0	0	19	23	4	17	0			
	小計	0	3	2	2	50	46	13	47	1				

者数（休業4日以上）

（平成25年1月～12月）（単位：人）

圧容 力器	化設 備	学備 装	溶接 装置	炉 等	電 設	気備 機	人機 工	力機 工	用 具	その の装 置、 設	他 の備 備	仮設 物、 建 築物 等	危 険物、 有害 等	材 料	荷 重	環 境等	その の起 因物	他 の起 因物	起 因物 なし	分 不 能	類 能	合 計
2	0	0	0	4	0	150	68	28	242	18	31	63	31	10	30	1	944					
1	0	0	0	4	1	117	71	29	233	13	26	69	33	18	46	1	998					
1	0	0	0	1	1	34	38	16	116	4	9	29	10	4	9	3	433					
0	0	0	0	0	2	76	83	23	313	10	24	73	29	18	34	1	1,131					
1	0	0	0	0	0	5	13	11	32	1	8	5	4	1	2	0	106					
0	0	0	0	0	1	1	12	7	19	2	2	5	5	0	6	0	101					
6	0	0	0	44	11	510	329	175	1,189	78	100	254	104	81	126	4	4,266					
11	0	0	0	53	16	893	614	289	2,144	126	200	498	216	132	253	10	7,979					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2					
0	0	0	0	0	0	3	5	0	4	0	2	2	0	0	1	0	34					
0	0	0	0	0	0	4	8	5	15	0	3	4	1	1	3	0	67					
0	0	0	0	3	0	4	4	3	20	5	1	1	0	0	4	1	81					
0	0	0	0	0	0	7	17	7	33	7	7	12	1	3	6	2	177					
0	0	0	0	3	0	18	34	15	73	12	13	19	2	4	14	3	361					
0	0	0	0	0	0	6	9	2	26	2	1	6	11	4	8	0	102					
0	0	0	0	0	0	7	18	5	38	0	7	6	4	1	4	0	142					
0	0	0	0	0	0	13	27	7	64	2	8	12	15	5	12	0	244					
2	0	0	0	0	0	10	21	4	51	0	101	8	10	4	7	2	593					
0	0	0	0	2	0	9	10	4	19	0	26	2	5	1	4	1	180					
0	0	0	0	0	0	13	29	11	48	2	82	17	7	3	11	1	592					
2	0	0	0	2	0	32	60	19	118	2	209	27	22	8	22	4	1,365					
0	0	0	0	0	0	11	6	5	22	1	28	5	5	4	4	0	273					
0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	3	0	0	1	1	0	25					
0	0	0	0	0	0	9	6	0	6	0	6	2	0	0	1	0	126					
1	0	0	0	0	0	11	3	3	14	1	6	4	3	0	0	0	96					
1	0	0	0	0	0	31	15	9	47	2	43	11	8	5	6	0	520					
0	0	0	0	0	4	5	6	1	15	1	7	13	2	0	6	0	143					
0	0	0	0	0	1	13	33	5	49	5	18	21	4	3	16	1	481					
0	0	0	1	0	1	6	11	3	15	0	6	9	3	0	2	1	152					
0	0	0	1	0	6	24	50	9	79	6	31	43	9	3	24	2	776					
0	0	0	0	0	0	12	21	11	60	4	17	18	3	4	15	0	418					
0	0	0	0	0	0	2	2	1	11	0	0	6	0	0	1	1	63					
0	0	0	0	0	0	5	6	0	9	0	1	1	1	2	2	0	55					
0	0	0	0	0	0	19	29	12	80	4	18	25	4	6	18	1	536					
1	6	0	0	2	1	7	11	11	38	20	10	9	6	6	9	0	190					
0	0	0	0	1	0	2	2	0	8	0	0	5	1	0	2	0	39					
0	1	0	0	0	0	8	12	7	30	4	4	12	2	3	11	0	132					
0	0	0	0	1	0	3	3	4	15	4	1	6	3	0	1	0	60					
0	0	0	0	1	0	57	66	21	107	7	55	54	6	7	29	1	830					
1	0	0	0	1	0	15	20	2	31	2	15	16	2	2	10	0	244					
0	0	0	0	0	0	4	4	1	7	2	1	1	3	2	2	0	54					
0	0	0	0	0	0	1	5	3	3	1	0	1	1	2	2	0	25					
1	0	0	0	1	1	3	3	2	7	3	1	5	0	0	1	0	55					
2	2	0	0	1	4	11	23	9	42	13	13	26	4	4	8	1	240					
5	9	0	0	8	6	111	149	60	288	56	100	135	28	26	75	2	1,869					
0	0	0	0	1	2	24	79	27	119	1	102	20	22	2	13	1	754					
0	0	0	0	1	1	11	9	1	12	0	18	8	1	0	7	0	118					
0	0	0	0	1	0	5	4	1	13	0	6	12	0	1	2	0	75					
0	0	0	0	0	0	0	3	1	3	0	1	2	0	0	2	0	28					
0	0	0	0	1	0	2	3	1	8	0	3	3	0	0	1	0	45					
0	0	0	0	3	1	12	28	14	62	5	49	15	13	1	7	0	357					
0	0	0	0	7	4	54	126	45	217	6	179	60	36	4	32	1	1,377					
1	0	3	11	1	8	17	17	11	28	5	23	6	4	0	6	0	202					
0	0	1	8	1	13	39	39	13	27	6	68	14	5	2	8	1	324					
0	0	1	1	0	5	15	15	1	22	3	49	6	1	1	2	0	189					
1	0	5	20	2	26	71	71	25	77	14	140	26	10	3	16	1	715					
0	1	0	4	0	1	3	3	3	16	5	11	5	5	1	2	1	104					
0	0	0	8	0	8	10	10	2	9	1	20	6	2	0	0	0	120					
0	0	1	2	0	7	6	6	6	13	2	23	2	2	0	8	0	136					
0	1	1	14	0	16	19	19	11	38	8	54	13	9	1	10	1	360					

			原 動 機	動 力 伝 導 機	木 材 加 工 機 械	建 設 機 械 等	金 属 加 工 機 械	一 般 動 機 械	動 力 クレーン	動 力 搬 運 機 械	乗 物	
12 金属製品	01 洋食器・刃物	01	0	1	0	0	21	3	1	0	1	
		02	0	2	0	0	27	6	1	3	0	
		03	0	1	0	0	198	8	7	19	1	
		04	0	4	0	0	11	8	11	108	2	
		09	0	16	25	9	906	150	273	202	26	
	13 一般機械器具	小計	0	24	25	9	1,163	175	293	242	30	
		01 機械器具製造	01	2	13	7	11	336	94	82	76	22
			02	0	1	0	0	8	2	1	3	1
			03	0	0	0	0	5	2	0	0	0
			04	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	05		0	1	0	1	49	11	10	7	2	
	14 電気機械器具	小計	2	15	7	12	399	110	93	86	25	
		01 重電機	01	1	1	1	0	10	6	4	4	1
			02	0	1	1	0	13	17	1	9	2
			03	0	3	2	0	20	37	2	6	7
			09	0	2	5	1	51	46	5	19	8
	小計		1	7	9	1	94	106	12	38	18	
	15 輸送機械製造	01 造船業	0	0	4	2	20	9	30	10	11	
		02 自動車製造	1	5	3	1	220	106	18	89	20	
		03 鉄道車両	0	0	1	0	5	1	4	3	3	
		09 其他輸送機械	0	0	0	2	43	12	7	21	3	
		小計	1	5	8	5	288	128	59	123	37	
	16 電気・ガス	01 電気業	0	0	0	0	0	0	0	2	6	
		02 ガス業	0	0	0	0	0	0	0	1	8	
		03 水道業	0	1	0	0	0	1	0	1	9	
		09 其他の電気・ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		小計	0	1	0	0	0	1	0	4	25	
	17 その他の製造	01 自動車整備	1	10	2	9	16	10	17	86	71	
		02 機械修理業	1	4	1	10	13	12	19	23	7	
		03 クリーニング業	0	5	0	0	1	79	2	43	15	
		04 たばこ製造	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
		09 其他製造	0	6	21	10	43	130	9	123	17	
	小計	2	25	24	29	73	232	47	275	110		
	計	10	243	922	99	2,299	4,164	694	2,224	445		
	02 鉱業	01 石炭鉱業	01 一般石炭	0	1	0	0	0	0	0	1	0
			09 其他の石炭	0	0	0	0	0	0	0	2	0
			小計	0	1	0	0	0	0	0	3	0
		02 土石採取業	01 採石業	0	3	0	19	3	13	2	41	0
			02 砂利採取業	0	1	0	8	0	2	0	21	2
			09 其他の土石採取	0	0	0	2	0	1	0	5	0
		03 その他の鉱業	小計	0	4	0	29	3	16	2	67	2
			01 金属鉱業	0	1	0	0	0	0	0	0	0
			02 石油等鉱業	0	0	0	1	0	0	0	1	0
		小計	09 其他鉱業	0	0	0	2	2	0	0	4	0
			小計	0	1	0	3	2	0	0	5	0
			計	0	6	0	32	5	16	2	75	2
		03 建設業	01 土木工事	01 水力発電所	0	0	0	1	0	0	0	0
02 トンネル建設工事	0			0	1	12	0	1	4	10	1	
03 地下鉄建設工事	0			0	0	0	0	0	0	0	0	
04 軌道建設工事	0			0	0	4	0	3	9	9	18	
05 橋梁建設工事	0			0	0	12	5	1	15	13	16	
06 道路建設工事	0			0	22	166	6	17	29	115	34	
07 河川土木工事	1			2	11	37	0	2	11	26	3	
08 砂防工事業	0			0	1	17	0	4	7	10	3	
09 土地整理土木	0			1	13	45	4	8	14	39	14	
10 上下水道	1			0	6	91	17	7	15	37	14	
11 港湾海岸	1			0	1	9	0	0	19	5	10	
99 其他土木	1			4	97	250	22	80	82	254	55	
小計	4			7	152	644	54	123	205	518	168	

(平成25年1月～12月) (単位:人)

圧容 力器	化 学 設 備	溶 装 接 置	炉 窯 ・ 等	電 機 設 備	人 機 工 具	力 械 用 具	そ の 他 の 装 置 、 設 備	仮 設 物 、 建 築 物 等	危 険 物 、 有 害 物 等	材 料	荷 重	環 境 等	そ の 他 の 起 因 物	起 因 物 な し	分 不 能	類 合 計
0	0	1	0	0	3	2	0	6	0	4	2	0	0	3	0	48
0	0	0	0	0	4	3	1	2	0	6	4	1	0	2	0	62
0	0	5	0	0	11	16	6	28	3	68	13	4	4	11	0	403
1	0	0	5	0	7	12	4	40	24	28	6	4	0	8	0	187
5	1	70	4	6	106	324	66	348	47	790	140	37	18	98	3	3,676
6	1	76	9	6	131	357	77	424	74	896	165	46	22	122	3	4,376
1	0	11	3	2	66	158	37	191	12	226	75	21	15	44	3	1,508
0	0	0	0	0	1	3	2	15	0	3	4	0	0	4	0	48
0	0	0	0	0	2	2	2	15	0	3	2	1	0	4	0	38
0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	8
0	0	2	0	0	4	14	4	15	4	14	7	3	3	10	0	161
1	0	13	3	2	75	178	46	236	17	246	88	25	18	63	3	1,763
0	1	0	0	2	3	13	1	8	1	9	6	3	1	7	0	83
0	0	1	1	0	9	5	5	20	1	9	13	2	2	10	1	123
2	1	2	1	2	15	20	10	76	8	14	16	14	2	13	1	274
0	0	0	0	1	21	29	18	76	2	28	25	11	10	26	1	385
2	2	3	2	5	48	67	34	180	12	60	60	30	15	56	3	865
1	0	19	0	2	20	49	20	116	6	55	4	9	1	3	0	391
1	0	40	7	2	62	75	32	141	11	112	56	20	23	58	0	1,103
0	0	0	0	0	4	0	1	7	1	3	0	0	0	1	0	34
0	0	5	1	0	12	18	8	29	1	20	11	2	1	8	1	205
2	0	64	8	4	98	142	61	293	19	190	71	31	25	70	1	1,733
1	0	0	0	2	3	2	2	12	0	1	2	9	1	2	0	45
0	0	0	0	0	1	4	2	17	0	2	0	3	1	1	0	40
0	0	0	0	0	2	3	1	14	0	2	0	0	0	2	0	36
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
1	0	0	0	2	7	10	5	43	0	5	2	12	2	5	0	125
1	0	4	0	0	46	73	19	66	15	42	15	12	7	31	1	554
0	0	4	2	1	12	24	6	20	5	21	12	5	2	13	1	218
0	0	0	3	3	37	48	22	135	7	18	31	16	9	25	0	499
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
4	0	3	0	0	48	68	23	136	12	58	72	15	8	26	7	839
5	0	11	5	4	143	213	70	358	39	139	130	49	26	95	9	2,113
37	13	174	134	57	1,739	2,161	794	4,759	399	2,531	1,385	552	305	893	44	27,077
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
0	0	1	0	0	5	5	7	20	0	10	1	11	1	0	0	142
0	0	0	0	0	1	4	1	12	0	3	0	5	0	2	0	62
0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	11
0	0	1	0	0	6	10	8	34	0	13	1	16	1	2	0	215
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	14
0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	0	0	1	0	1	0	18
0	0	1	0	0	7	11	10	36	0	13	2	17	1	3	0	239
0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	4	1	2	0	1	0	12
0	0	0	0	0	1	2	0	13	0	5	0	8	0	0	1	59
0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	7
0	0	0	0	0	10	4	0	17	1	9	2	2	1	1	1	91
0	0	0	0	1	0	6	2	56	1	6	2	13	0	2	0	151
0	0	0	1	0	18	37	8	112	3	72	18	112	4	16	2	792
0	0	0	0	0	1	22	3	48	0	14	5	22	0	2	0	210
0	0	0	0	1	2	9	0	26	1	7	1	32	0	1	0	122
0	0	0	0	0	10	17	1	44	1	42	9	54	0	4	1	321
0	0	0	0	0	9	25	5	60	3	45	10	41	6	11	0	403
1	0	0	0	0	0	11	1	30	1	8	3	8	0	3	0	111
0	0	0	0	0	76	193	14	334	10	234	62	270	9	44	4	2,095
1	0	0	1	2	128	328	34	745	21	447	113	564	21	85	9	4,374

			原 動 機	動 力 伝 導 機 構	木 材 加 工 機 械	建 設 機 械 等	金 加 工 機 械	一 般 機 械	動 力 機 械	力 クレーン	動 力 搬 運 機	乗 物
02 建築工事	01 鉄骨・鉄筋家屋	01 鉄骨・鉄筋家屋	1	0	99	123	83	45	106	162	77	
		02 木造家屋建築	0	1	409	61	28	73	32	135	35	
		03 建築設備工事	2	1	25	22	32	21	12	48	25	
		09 その他の建築工事	2	2	143	164	76	46	72	283	69	
		小計	5	4	676	370	219	185	222	628	206	
	03 その他の建設	01 電気通信工事	0	0	7	25	3	7	24	27	46	
		02 機械器具設置	0	4	10	8	21	14	22	51	27	
		09 その他の建設	1	0	37	86	30	36	58	148	63	
		小計	1	4	54	119	54	57	104	226	136	
		計	10	15	882	1,133	327	365	531	1,372	510	
04 運輸交通業	01 鉄道等	01 鉄道・軌道	0	1	0	1	0	4	1	9	74	
		02 水運業	0	0	1	1	0	0	4	0	10	
		03 航空業	0	0	0	0	0	1	0	3	64	
		小計	0	1	1	2	0	5	5	12	148	
	02 道路旅客	01 ハイヤー・タクシー	0	0	0	0	0	1	2	23	1,013	
		02 バス業	0	5	1	1	0	1	2	18	315	
		09 その他の旅客	0	0	0	0	0	0	1	2	17	
		小計	0	5	1	1	0	2	5	43	1,345	
	03 道路貨物運送	01 一般貨物	3	6	15	34	12	39	195	5,311	319	
		02 特定貨物	0	1	2	4	2	4	4	186	15	
		03 貨物軽自動車	0	0	0	0	0	2	1	29	5	
		09 その他の道路貨物	0	0	1	1	1	1	8	148	19	
		小計	3	7	18	39	15	46	208	5,674	358	
	04 その他の運輸交通	09 その他の運輸交通	1	0	0	2	0	0	3	17	12	
計		4	13	20	44	15	53	221	5,746	1,863		
05 貨物取扱	02 港湾運送業	01 陸上貨物	0	1	6	2	2	11	10	326	28	
		01 一般港湾	0	0	0	1	0	1	6	16	2	
		02 港湾荷役業	0	0	0	4	1	1	15	43	12	
		09 その他の港湾運送	0	0	0	0	0	0	0	4	5	
		小計	0	0	0	5	1	2	21	63	19	
計	0	1	6	7	3	13	31	389	47			
06 農林業	02 林業	01 農業	0	3	64	16	2	149	10	117	22	
		01 木材伐出	1	0	221	26	0	31	31	48	7	
		09 その他の林業	0	1	118	9	0	46	4	19	4	
		小計	1	1	339	35	0	77	35	67	11	
計	1	4	403	51	2	226	45	184	33			
07 畜産・水産業	02 水産業	01 畜産業	0	12	0	10	3	53	2	97	15	
		01 漁業	0	8	0	0	0	19	30	15	99	
		09 その他の水産業	0	1	0	0	0	10	2	5	20	
		小計	0	9	0	0	0	29	32	20	119	
計	0	21	0	10	3	82	34	117	134			
08 商業	01 卸売業	01 各種商品卸	0	0	2	0	1	5	1	26	12	
		02 家具等卸売	0	0	2	0	0	0	0	4	2	
		09 その他の卸売	1	11	19	18	25	102	33	447	165	
		小計	1	11	23	18	26	107	34	477	179	
	02 小売業	01 各種商品小売	0	0	4	1	1	70	3	35	30	
		02 自動車小売	0	8	0	5	3	4	6	29	69	
		03 家具等小売業	0	0	2	0	1	0	1	5	6	
		04 燃料小売業	0	4	1	8	3	7	4	43	56	
		05 新聞販売	0	0	0	0	0	3	0	15	1,327	
		09 その他の小売業	0	5	21	10	18	378	30	257	416	
	小計	0	17	28	24	26	462	44	384	1,904		
	03 理美容業	01 理容業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
		02 美容業	0	0	0	0	0	1	0	1	12	
	小計	0	0	0	0	0	1	0	2	12		
	04 その他の商業	01 倉庫業	0	0	0	1	0	8	9	126	10	
		09 その他の商業	0	4	4	31	4	18	37	82	82	
小計		0	4	4	32	4	26	46	208	92		
計	1	32	55	74	56	596	124	1,071	2,187			

(平成25年1月～12月) (単位:人)

圧容 力器	化 設	学 備	溶 装	接 置	炉 窯	・ 等	電 設	気 備	人 機	力 械	用 具	そ の 他 の 装 置 、 備 設	仮 設 物 、 建 設 物 、 構 築 物 等	危 険 物 、 有 害 物 等	材 料	荷 環 境 等	そ の 他 の 起 因 物	起 因 物 な し	分 不 能	類 合 計
2	0	9	0	3	88	366	25	1,046	15	405	66	90	10	30	3	2,854				
0	0	1	0	4	142	451	20	1,131	2	344	40	55	5	41	0	3,010				
3	0	0	2	9	38	142	16	197	12	79	44	33	1	13	1	778				
4	0	3	2	10	121	478	27	1,149	13	484	102	91	25	59	2	3,427				
9	0	13	4	26	389	1,437	88	3,523	42	1,312	252	269	41	143	6	10,069				
0	0	1	0	40	21	164	18	150	2	29	18	32	5	14	1	634				
2	1	3	2	4	14	90	15	126	7	51	37	7	11	11	0	538				
2	0	8	2	7	56	207	42	381	15	196	68	82	17	31	1	1,574				
4	1	12	4	51	91	461	75	657	24	276	123	121	33	56	2	2,746				
14	1	25	9	79	608	2,226	197	4,925	87	2,035	488	954	95	284	17	17,189				
0	0	0	0	3	13	15	5	125	1	3	7	27	14	33	3	339				
0	0	0	0	0	0	10	0	7	1	2	2	3	0	1	0	42				
0	0	0	1	0	3	2	5	21	0	0	17	17	8	17	2	161				
0	0	0	1	3	16	27	10	153	2	5	26	47	22	51	5	542				
0	0	0	0	1	8	26	18	301	0	2	37	102	74	91	19	1,718				
0	1	0	0	0	35	55	15	197	3	7	24	45	34	65	3	827				
0	0	0	0	0	1	6	0	12	0	0	3	4	0	1	2	49				
0	1	0	0	1	44	87	33	510	3	9	64	151	108	157	24	2,594				
6	0	0	0	3	786	702	110	1,764	21	548	1,495	307	94	426	25	12,221				
1	0	0	1	0	19	25	9	59	1	16	45	8	5	16	0	423				
0	0	0	0	0	6	5	0	20	0	1	10	0	0	5	0	84				
0	0	0	0	0	14	22	7	62	0	23	35	6	1	16	1	366				
7	0	0	1	3	825	754	126	1,905	22	588	1,585	321	100	463	26	13,094				
0	0	0	0	0	2	6	0	17	0	5	4	2	0	2	0	73				
7	1	0	2	7	887	874	169	2,585	27	607	1,679	521	230	673	55	16,303				
0	0	0	0	0	101	102	28	169	14	43	180	18	11	41	3	1,096				
0	0	0	0	0	1	7	3	10	0	6	13	1	1	2	0	70				
0	0	0	0	0	2	35	3	31	0	26	26	2	0	4	0	205				
0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	2	2	0	1	2	0	21				
0	0	0	0	0	3	45	6	43	0	34	41	3	2	8	0	296				
0	0	0	0	0	104	147	34	212	14	77	221	21	13	49	3	1,392				
1	0	0	0	0	72	223	13	234	1	36	39	215	11	33	0	1,261				
0	0	0	0	0	18	21	1	19	0	88	6	548	9	12	1	1,088				
0	0	0	0	0	20	27	2	21	0	40	4	305	8	7	0	635				
0	0	0	0	0	38	48	3	40	0	128	10	853	17	19	1	1,723				
1	0	0	0	0	110	271	16	274	1	164	49	1,068	28	52	1	2,984				
1	0	2	1	1	31	42	18	136	10	13	16	495	42	15	2	1,017				
0	0	0	0	0	11	82	19	34	1	4	10	32	5	28	0	397				
1	0	0	0	0	6	22	3	38	0	7	7	6	9	2	0	139				
1	0	0	0	0	17	104	22	72	1	11	17	38	14	30	0	536				
2	0	2	1	1	48	146	40	208	11	24	33	533	56	45	2	1,553				
0	0	0	0	1	9	14	5	39	0	4	25	7	4	9	0	164				
0	0	0	0	0	1	1	2	7	0	6	7	1	0	0	0	33				
1	0	2	1	5	146	167	60	526	17	130	220	70	38	90	3	2,297				
1	0	2	1	6	156	182	67	572	17	140	252	78	42	99	3	2,494				
0	0	0	1	7	420	227	95	751	9	51	248	65	53	148	3	2,222				
0	0	2	0	1	11	29	8	74	8	14	8	9	1	17	2	308				
0	0	0	1	0	6	22	6	32	2	9	18	6	1	6	0	124				
6	1	1	0	0	10	53	22	156	1	7	25	33	11	22	2	476				
0	0	0	0	0	107	11	3	576	1	8	10	236	14	32	0	2,343				
6	0	2	20	17	917	784	318	2,283	58	250	711	230	140	441	23	7,335				
12	1	5	22	25	1,471	1,126	452	3,872	79	339	1,020	579	220	666	30	12,808				
0	0	0	0	0	3	4	0	8	0	0	1	1	1	1	0	20				
0	0	0	0	0	7	9	5	28	1	1	7	5	4	8	1	90				
0	0	0	0	0	10	13	5	36	1	1	8	6	5	9	1	110				
0	0	1	0	1	51	69	11	86	2	16	74	19	5	24	0	513				
0	0	0	0	4	57	91	27	268	7	51	44	37	16	44	3	911				
0	0	1	0	5	108	160	38	354	9	67	118	56	21	68	3	1,424				
13	1	8	23	36	1,745	1,481	562	4,834	106	547	1,398	719	288	842	37	16,836				

			原 動 機	動 力 伝 導 機 構	木 材 加 工 機 械	建 設 機 械 等	金 加 工 機 械	一 般 力 動 機 械	力 クレーン	動 力 搬 運 機	乗 物	
09 金融広告業	01 金融業	01 銀行・信託	0	0	0	0	0	1	1	6	87	
		02 証券・取引	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		03 保険業	0	0	0	0	0	1	1	14	367	
		09 その他の金融業	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
		小計	0	0	0	0	0	2	2	21	459	
	02 広告・あつせん	01 旅行業	0	0	0	0	0	0	1	0	7	
		09 その他の広告あつせん	0	0	2	1	0	3	1	7	20	
		小計	0	0	2	1	0	3	2	7	27	
		計	0	0	2	1	0	5	4	28	486	
		10 映画・演劇業	01 映画・演劇業	01 映画製作	0	0	0	0	1	0	1	9
02 映画館	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
09 その他の映画	0	0	1	0	0	0	1	1	3			
計	0	0	1	0	0	1	1	2	12			
11 通信業	01 通信業	01 通信業	1	0	0	1	0	1	3	1,355		
計	1	0	0	1	0	1	3	33	1,355			
12 教育研究	01 教育研究	01 教習所	0	0	1	0	0	1	0	2	36	
		02 ソフトウェア業	0	0	0	0	0	0	1	0	4	
		09 その他教育	0	1	12	5	1	15	2	9	42	
		計	0	1	13	5	1	16	3	11	82	
13 保健衛生業	01 医療保健業	01 病院	0	0	1	0	0	17	5	5	49	
		02 一般診療所	0	0	0	0	0	2	0	0	20	
		09 その他医療保健	0	0	0	0	0	0	0	2	46	
		小計	0	0	1	0	0	19	5	7	115	
	02 社会福祉施設	01 社会福祉施設	0	0	15	2	1	70	7	29	560	
		03 その他の保健衛生	01 浴場業	0	0	0	0	4	0	1	4	
	09 その他の保健衛生	0	0	1	1	0	1	0	2	15		
	小計	0	0	1	1	0	5	0	3	19		
	計	0	0	17	3	1	94	12	39	694		
	14 接客娯楽	01 旅館業	01 旅館業	1	1	3	4	0	17	4	2	28
02 飲食店			01 一般飲食店	0	0	3	1	0	237	5	18	161
09 その他の飲食店			0	1	0	0	0	27	1	2	13	
小計		0	1	3	1	0	264	6	20	174		
03 その他の接客		01 ゴルフ場	0	1	14	13	1	59	1	67	104	
		02 公園・遊園地	0	0	4	2	0	4	1	3	12	
		09 その他の接客	0	5	3	4	0	27	1	7	37	
		小計	0	6	21	19	1	90	3	77	153	
計		1	8	27	24	1	371	13	99	355		
15 清掃・と畜		01 清掃・と畜	01 ビルメンテナンス	0	8	7	3	6	40	13	55	96
	02 産業廃棄物		1	3	4	61	11	53	33	411	27	
	03 その他の廃棄物		0	3	2	17	5	27	11	235	41	
	04 火葬業		0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	05 と畜業		0	0	0	0	1	7	1	2	0	
	09 その他の清掃・と畜		0	3	8	8	5	24	2	125	40	
	計		1	17	21	89	28	151	60	829	205	
16 官公署	01 官公署	01 官公署	1	0	0	0	0	4	0	3	3	
		計	1	0	0	0	0	4	0	3	3	
17 その他の事業	01 派遣業	01 派遣業	0	0	0	0	2	5	2	15	26	
		02 警備業	0	0	0	57	1	3	9	98	296	
		02 情報処理	0	0	0	0	0	1	1	2	6	
		09 その他の事業	1	6	24	30	15	97	38	243	424	
		小計	1	6	24	87	16	101	48	343	726	
	計	1	6	24	87	18	106	50	358	752		
合 計			31	367	2,393	1,660	2,759	6,264	1,828	12,580	9,165	

資料出所:労働者死傷病報告

(平成25年1月～12月) (単位:人)

圧容 力器	化 学 設 備	溶 装 置	接 置 炉 等	電 機 設 備	人 機 工 具	力 械 用 具	そ の 他 の 装 置 、 備 設	仮 設 物 、 建 設 物 、 構 築 物 等	危 険 物 、 有 害 物 等	材 料	荷 重	環 境 等	そ の 他 の 起 因 物	起 因 物 な し	分 不 能	類 合 計
0	0	0	0	2	8	10	10	85	2	3	7	8	22	12	0	264
0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	7
0	0	0	0	1	39	7	10	312	0	2	9	28	7	54	3	855
0	0	0	0	0	1	3	1	12	0	0	0	2	1	1	0	24
0	0	0	0	3	48	20	22	411	2	5	16	38	30	68	3	1,150
0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	1	1	4	4	3	1	44
0	0	0	0	0	9	18	3	59	0	1	3	5	3	9	1	145
0	0	0	0	0	9	18	3	81	0	2	4	9	7	12	2	189
0	0	0	0	3	57	38	25	492	2	7	20	47	37	80	5	1,339
0	0	0	0	1	0	2	0	13	0	0	2	2	0	3	0	34
0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	4
0	0	0	0	0	0	3	1	13	1	4	4	0	2	5	0	39
0	0	0	0	1	0	6	1	27	1	4	6	3	2	9	0	77
0	0	0	0	3	100	64	21	588	0	13	86	132	30	78	4	2,513
0	0	0	0	3	100	64	21	588	0	13	86	132	30	78	4	2,513
0	0	0	0	0	0	5	0	19	0	0	0	5	1	3	0	73
0	0	0	0	0	1	1	1	11	0	0	0	2	0	4	0	25
0	0	0	0	2	48	91	26	305	6	18	15	79	62	96	4	839
0	0	0	0	2	49	97	27	335	6	18	15	86	63	103	4	937
2	0	0	4	2	101	142	92	808	9	19	29	109	374	449	33	2,250
0	0	0	0	1	6	21	15	112	3	2	5	13	20	35	1	256
0	0	0	0	1	26	22	11	125	2	4	5	6	42	55	4	351
2	0	0	4	4	133	185	118	1,045	14	25	39	128	436	539	38	2,857
1	0	0	3	10	413	378	194	1,902	20	64	107	430	1,003	1,511	111	6,831
0	0	0	0	0	7	19	7	40	2	5	1	6	2	3	0	101
0	0	0	0	0	18	11	5	47	1	1	5	8	34	23	2	175
0	0	0	0	0	25	30	12	87	3	6	6	14	36	26	2	276
3	0	0	7	14	571	593	324	3,034	37	95	152	572	1,475	2,076	151	9,964
0	0	0	4	2	68	172	97	739	20	63	56	85	36	82	5	1,489
6	0	0	27	14	552	446	294	1,163	117	343	147	119	148	138	14	3,953
0	0	0	4	1	73	54	20	165	9	25	20	15	12	20	1	463
6	0	0	31	15	625	500	314	1,328	126	368	167	134	160	158	15	4,416
1	0	0	0	1	20	85	10	318	2	16	22	231	50	88	3	1,107
0	0	0	0	1	8	15	5	52	1	3	7	21	12	34	0	185
2	0	0	0	3	33	110	49	297	6	31	77	115	47	92	5	951
3	0	0	0	5	61	210	64	667	9	50	106	367	109	214	8	2,243
9	0	0	35	22	754	882	475	2,734	155	481	329	586	305	454	28	8,148
8	0	0	0	5	120	452	180	1,535	22	73	83	147	43	170	7	3,073
2	0	3	5	0	26	75	39	163	10	145	108	41	11	27	1	1,260
1	0	0	1	1	20	36	20	207	4	80	82	29	14	63	0	899
0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	1	0	8
0	0	0	0	0	24	4	2	12	0	0	1	7	2	3	0	66
1	0	0	2	1	18	67	22	236	6	38	45	30	14	32	4	731
12	0	3	8	7	208	637	263	2,155	42	336	319	254	84	296	12	6,037
0	0	0	0	0	5	7	1	30	0	2	2	6	2	10	2	78
0	0	0	0	0	5	7	1	30	0	2	2	6	2	10	2	78
0	0	1	0	1	11	12	10	70	1	6	24	6	3	12	2	209
0	0	0	0	4	47	72	30	473	0	29	25	149	32	91	4	1,420
0	0	0	0	0	0	1	4	38	0	1	5	2	2	8	1	72
6	1	0	0	15	188	343	140	1,190	17	148	222	270	117	233	22	3,790
6	1	0	0	19	235	416	174	1,701	17	178	252	421	151	332	27	5,282
6	1	1	0	20	246	428	184	1,771	18	184	276	427	154	344	29	5,491
104	17	214	219	252	7,238	10,069	3,143	28,999	906	7,138	6,460	6,498	3,168	6,291	394	118,157

19. 業種別・年齢別労働災害発生状況

(平成25年1月～12月) (単位：人)

業種			年齢						計
			19歳 以下	20歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 以上	
01 製造業	01 食料品製造	01 肉・乳製品	25	134	175	188	251	171	944
		02 水産食料品	24	118	152	168	254	282	998
		03 農産食料品	16	43	57	88	115	114	433
		04 パン・菓子製造	20	197	198	249	280	187	1,131
		05 酒製造	3	13	27	17	21	25	106
		06 飲料製造	2	10	24	31	22	12	101
		09 その他の食品	68	403	635	989	1,153	1,018	4,266
		小計	158	918	1,268	1,730	2,096	1,809	7,979
		02 繊維工業	01 製糸業	0	0	0	1	1	0
	02 紡績業		1	4	4	5	11	9	34
	03 織物業		2	1	9	16	10	29	67
04 染色整理業	2		10	10	13	25	21	81	
09 その他の繊維	3		22	31	37	45	39	177	
小計	8	37	54	72	92	98	361		
03 衣服その他の繊維	01 外衣下着	2	5	9	16	39	31	102	
	09 その他の繊維製品	2	16	23	29	33	39	142	
小計	4	21	32	45	72	70	244		
04 木材・木製品	01 製材業	9	87	116	100	128	153	593	
	02 合板製造	4	40	34	44	35	23	180	
	09 その他の木材	23	88	99	114	135	133	592	
小計	36	215	249	258	298	309	1,365		
05 家具・装備品	01 木製家具	13	42	53	51	46	68	273	
	02 金属製家具	1	2	5	7	6	4	25	
	03 建具製造	1	14	23	23	27	38	126	
	09 その他の家具	4	16	15	18	18	25	96	
小計	19	74	96	99	97	135	520		
06 パルプ等	01 パルプ・紙	5	24	43	25	30	16	143	
	02 紙加工品製造	12	88	110	115	85	71	481	
	09 その他パルプ等	4	16	38	39	31	24	152	
小計	21	128	191	179	146	111	776		
07 印刷・製本	01 印刷業	15	84	93	97	80	49	418	
	02 製本業	0	7	12	16	10	18	63	
	09 その他の印刷	3	7	11	10	17	7	55	
小計	18	98	116	123	107	74	536		
08 化学工業	01 無機・有機化学	4	34	51	39	46	16	190	
	02 化学繊維製造	0	4	10	7	12	6	39	
	03 医薬品製造	1	24	18	34	38	17	132	
	04 石油・石炭製品	1	8	10	16	15	10	60	
	05 プラスチック製品	26	149	182	215	147	111	830	
	06 ゴム製品製造	9	47	56	52	46	34	244	
	07 皮革製品製造	1	9	5	11	13	15	54	
	08 塗料製造	0	4	9	4	5	3	25	
	09 化学肥料	2	6	13	8	16	10	55	
	99 その他の化学	6	39	66	45	55	29	240	
小計	50	324	420	431	393	251	1,869		
09 窯業土石	01 セメント製品	10	80	128	177	204	155	754	
	02 ガラス製品	3	23	27	33	22	10	118	
	03 陶磁器製品	1	8	15	19	15	17	75	
	04 耐火物製造	1	4	7	4	5	7	28	
	05 その他の窯業	3	8	6	12	10	6	45	
	09 その他の土石製品	6	42	63	84	92	70	357	
小計	24	165	246	329	348	265	1,377		
10 鉄鋼業	01 製鉄・製鋼	3	32	50	36	50	31	202	
	02 鋳物業	10	58	79	74	55	48	324	
	09 その他の鉄鋼業	6	35	44	43	27	34	189	
小計	19	125	173	153	132	113	715		
11 非鉄金属	01 非鉄精錬圧延	2	16	30	24	19	13	104	
	02 非鉄鋳物業	3	20	24	34	22	17	120	
	09 その他の非鉄金属	5	26	31	27	29	18	136	
小計	10	62	85	85	70	48	360		

(平成25年1月～12月) (単位：人)

業種		年齢	19歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	計
			以下	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	以上	
製造業	12 金属製品	01 洋食器・刃物	0	10	13	10	6	9	48
		02 ねじ等製造	1	12	18	12	6	13	62
		03 金属プレス	8	75	67	88	65	100	403
		04 めっき業	8	42	34	46	34	23	187
		09 その他金属	127	653	763	798	620	715	3,676
	小計	144	792	895	954	731	860	4,376	
	13 一般機械器具	01 機械器具製造	39	278	318	328	263	282	1,508
		02 計量器測定器	2	4	12	8	9	13	48
		03 光学機械	0	2	6	14	14	2	38
		04 時計製造	0	0	2	4	1	1	8
		05 その他精密機械	4	35	32	38	29	23	161
	小計	45	319	370	392	316	321	1,763	
	14 電気機械器具	01 重電機	5	19	18	14	17	10	83
		02 軽電機製造	1	9	37	35	22	19	123
		03 電子・通信機器	4	45	57	82	61	25	274
		09 その他の電気機械	6	63	78	111	82	45	385
	小計	16	136	190	242	182	99	865	
15 輸送機械製造	01 造船業	5	87	71	67	62	99	391	
	02 自動車製造	35	225	277	259	196	111	1,103	
	03 鉄道車両	1	4	7	6	8	8	34	
	09 その他輸送機械	4	30	52	44	43	32	205	
小計	45	346	407	376	309	250	1,733		
16 電気・ガス	01 電気業	0	8	9	14	11	3	45	
	02 ガス業	0	5	9	11	9	6	40	
	03 水道業	0	2	8	7	11	8	36	
	09 その他の電気・ガス	0	1	0	1	2	0	4	
小計	0	16	26	33	33	17	125		
17 その他の製造	01 自動車整備	9	85	119	115	117	109	554	
	02 機械修理業	4	31	49	47	41	46	218	
	03 クリーニング業	4	44	84	95	154	118	499	
	04 たばこ製造	1	0	0	1	0	1	3	
	09 その他製造	12	123	171	206	179	148	839	
小計	30	283	423	464	491	422	2,113		
計	647	4,059	5,241	5,965	5,913	5,252	27,077		
02 鉱業	01 石炭鉱業	01 一般石炭	0	0	1	1	2	0	4
		09 その他の石炭	0	0	0	1	0	1	2
	小計	0	0	1	2	2	1	6	
	02 土石採取業	01 採石業	4	16	18	27	34	43	142
		02 砂利採取業	1	3	4	12	20	22	62
		09 その他の土石採取	0	0	0	3	4	4	11
	小計	5	19	22	42	58	69	215	
03 その他の鉱業	01 金属鉱業	0	0	0	0	1	0	1	
	02 石油等鉱業	0	0	2	0	1	0	3	
	09 その他鉱業	0	1	4	5	2	2	14	
小計	0	1	6	5	4	2	18		
計	5	20	29	49	64	72	239		
03 建設業	01 土木工事	01 水力発電所	0	3	4	1	2	2	12
		02 トンネル建設工事	0	7	8	18	16	10	59
		03 地下鉄建設工事	0	1	2	1	1	2	7
		04 軌道建設工事	3	16	24	19	16	13	91
		05 橋梁建設工事	6	23	31	32	30	29	151
		06 道路建設工事	21	79	130	143	185	234	792
		07 河川土木工事	4	13	37	38	58	60	210
		08 砂防工事業	2	5	18	19	34	44	122
		09 土地整理土木	10	32	46	59	68	106	321
		10 上下水道	13	45	58	88	91	108	403
		11 港湾海岸	2	7	19	23	35	25	111
		99 その他土木	49	226	365	411	456	588	2,095
小計	110	457	742	852	992	1,221	4,374		

(平成25年1月～12月) (単位：人)

業種		年齢	19歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	計
			以下	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	以上	
	02 建築工事	01 鉄骨・鉄筋家屋	136	474	540	595	537	572	2,854
		02 木造家屋建築	112	407	549	477	624	841	3,010
		03 建築設備工事	19	156	188	153	115	147	778
		09 その他の建築工事	170	593	705	654	588	717	3,427
		小計	437	1,630	1,982	1,879	1,864	2,277	10,069
	03 その他の建設	01 電気通信工事	13	116	140	136	128	101	634
		02 機械器具設置	21	102	109	116	106	84	538
		09 その他の建設	50	236	346	322	289	331	1,574
		小計	84	454	595	574	523	516	2,746
		計	631	2,541	3,319	3,305	3,379	4,014	17,189
04 運輸交通業	01 鉄道等	01 鉄道・軌道	2	83	78	50	90	36	339
		02 水運業	0	7	11	7	9	8	42
		03 航空業	0	50	61	34	15	1	161
		小計	2	140	150	91	114	45	542
	02 道路旅客	01 ハイヤー・タクシー	2	18	90	346	497	765	1,718
		02 バス業	10	29	141	299	236	112	827
		09 その他の旅客	0	1	7	9	13	19	49
		小計	12	48	238	654	746	896	2,594
	03 道路貨物運送	01 一般貨物	112	1,020	2,479	4,155	2,947	1,508	12,221
		02 特定貨物	1	40	88	116	111	67	423
		03 貨物軽自動車	0	14	22	29	16	3	84
		09 その他の道路貨物	5	30	70	111	94	56	366
		小計	118	1,104	2,659	4,411	3,168	1,634	13,094
04 その他の運輸交通	09 その他の運輸交通	2	8	9	23	19	12	73	
	計	134	1,300	3,056	5,179	4,047	2,587	16,303	
05 貨物取扱	01 陸上貨物	01 陸上貨物	23	128	244	321	253	127	1,096
	02 港湾運送業	01 一般港湾	1	11	19	16	15	8	70
		02 港湾荷役業	2	32	50	54	44	23	205
		09 その他の港湾運送	0	4	3	4	6	4	21
	小計	3	47	72	74	65	35	296	
	計	26	175	316	395	318	162	1,392	
06 農林業	01 農業	01 農業	22	164	233	168	204	470	1,261
	02 林業	01 木材伐出	10	109	187	198	240	344	1,088
		09 その他の林業	6	69	130	116	135	179	635
	小計	16	178	317	314	375	523	1,723	
	計	38	342	550	482	579	993	2,984	
07 畜産・水産業	01 畜産業	01 畜産業	19	218	210	189	211	170	1,017
	02 水産業	01 漁業	7	59	58	70	72	131	397
		09 その他の水産業	4	27	23	25	30	30	139
	小計	11	86	81	95	102	161	536	
	計	30	304	291	284	313	331	1,553	
08 商業	01 卸売業	01 各種商品卸	4	23	37	44	32	24	164
		02 家具等卸売	0	9	10	3	5	6	33
		09 その他の卸売	22	297	453	553	534	438	2,297
		小計	26	329	500	600	571	468	2,494
	02 小売業	01 各種商品小売	69	217	252	429	754	501	2,222
		02 自動車小売	2	73	72	68	57	36	308
		03 家具等小売業	2	21	29	34	20	18	124
		04 燃料小売業	10	96	96	104	92	78	476
		05 新聞販売	36	142	257	373	537	998	2,343
		09 その他の小売業	260	1,112	1,131	1,489	1,799	1,544	7,335
	小計	379	1,661	1,837	2,497	3,259	3,175	12,808	
	03 理美容業	01 理容業	0	2	7	4	5	2	20
		02 美容業	3	30	18	16	14	9	90
小計	3	32	25	20	19	11	110		
04 その他の商業	01 倉庫業	13	85	112	125	97	81	513	
	09 その他の商業	13	130	186	193	188	201	911	
	小計	26	215	298	318	285	282	1,424	
	計	434	2,237	2,660	3,435	4,134	3,936	16,836	

(平成25年1月～12月) (単位：人)

業種		年齢	19歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	計
			以下	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	以上	
09 金融広告業	01 金融業	01 銀行・信託	1	63	38	70	69	23	264
		02 証券・取引	0	1	1	2	3	0	7
		03 保険業	1	105	138	216	247	148	855
		09 その他の金融業	0	2	3	10	6	3	24
		小計	2	171	180	298	325	174	1,150
	02 広告・あっせん	01 旅行業	0	8	6	14	12	4	44
		09 その他の広告あっせん	2	26	28	36	33	20	145
		小計	2	34	34	50	45	24	189
		計	4	205	214	348	370	198	1,339
	10 映画・演劇業	01 映画・演劇業	01 映画製作	0	11	13	4	5	1
02 映画館			1	2	0	1	0	0	4
09 その他の映画			1	13	13	7	4	1	39
計		2	26	26	12	9	2	77	
11 通信業	01 通信業	01 通信業	23	426	560	599	617	288	2,513
	計	23	426	560	599	617	288	2,513	
12 教育研究	01 教育研究	01 教習所	0	6	19	20	15	13	73
		02 ソフトウェア業	0	5	8	7	4	1	25
		09 その他教育	3	96	130	151	233	226	839
	計	3	107	157	178	252	240	937	
13 保健衛生業	01 医療保健業	01 病院	14	233	364	448	691	500	2,250
		02 一般診療所	0	21	40	50	86	59	256
		09 その他医療保健	0	40	78	77	95	61	351
		小計	14	294	482	575	872	620	2,857
	02 社会福祉施設	01 社会福祉施設	50	825	1,066	1,420	1,999	1,471	6,831
	03 その他の保健衛生	01 浴場業	3	13	7	18	22	38	101
		09 その他の保健衛生	1	23	29	33	47	42	175
計	4	36	36	51	69	80	276		
計	68	1,155	1,584	2,046	2,940	2,171	9,964		
14 接客娯楽	01 旅館業	01 旅館業	41	179	153	225	367	524	1,489
	02 飲食店	01 一般飲食店	515	952	639	623	657	567	3,953
		09 その他の飲食店	34	93	60	67	82	127	463
	小計	549	1,045	699	690	739	694	4,416	
	03 その他の接客	01 ゴルフ場	40	85	87	195	339	361	1,107
		02 公園・遊園地	8	61	32	15	36	33	185
		09 その他の接客	42	311	225	103	115	155	951
小計	90	457	344	313	490	549	2,243		
計	680	1,681	1,196	1,228	1,596	1,767	8,148		
15 清掃・と畜	01 清掃・と畜	01 ビルメンテナンス	18	151	251	351	677	1,625	3,073
		02 産業廃棄物	20	131	274	323	281	231	1,260
		03 その他の廃棄物	10	101	202	232	195	159	899
		04 火葬業	0	0	2	3	3	0	8
		05 と畜業	4	11	13	11	15	12	66
		09 その他の清掃・と畜	6	83	144	157	150	191	731
	計	58	477	886	1,077	1,321	2,218	6,037	
16 官公署	01 官公署	01 官公署	1	7	8	16	19	27	78
	計	1	7	8	16	19	27	78	
17 その他の事業	01 派遣業	01 派遣業	4	25	61	47	32	40	209
	02 その他の事業	01 警備業	14	110	181	252	340	523	1,420
		02 情報処理	0	12	18	17	16	9	72
		09 その他の事業	37	477	620	810	908	938	3,790
	小計	51	599	819	1,079	1,264	1,470	5,282	
計	55	624	880	1,126	1,296	1,510	5,491		
合 計			2,839	15,686	20,973	25,724	27,167	25,768	118,157

資料出所：労働者死傷病報告

20. 業種別・都道府県別死亡災害発生状況

	全産業		製造業		鉱業		建設業		交通運輸業		陸上貨物運送事業		港湾荷役業		林業		その他の事業						
	H25	H24 増減数	H25	H24 増減数	H25	H24 増減数	H25	H24 増減数	H25	H24 増減数	H25	H24 増減数	H25	H24 増減数	H25	H24 増減数	H25	H24 増減数					
	(単位 人)																						
北海道	64	83	-19	6	8	-2	1	0	1	22	27	-5	2	1	7	10	-3	0	4	0	21	32	-11
青森	7	14	-7	0	1	-1	0	0	0	2	7	-5	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0
岩手	19	16	3	1	4	-3	1	0	1	4	6	-2	0	0	0	2	0	0	3	1	2	8	5
宮城	17	18	-1	3	3	0	0	0	0	9	9	0	0	0	1	1	0	0	0	0	4	5	-1
秋田	22	9	13	3	1	2	1	1	1	13	2	11	0	0	1	1	0	0	3	3	0	1	2
山形	11	14	-3	3	0	3	0	1	-1	6	8	-2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	-1
福島	31	26	5	1	2	-1	1	0	1	17	11	6	1	0	1	4	3	1	0	3	1	2	4
茨城	35	40	-5	7	7	0	0	0	12	11	1	0	1	-1	4	7	-3	0	0	0	12	14	-2
栃木	16	19	-3	1	3	-2	1	0	1	2	5	-3	1	0	1	2	4	-2	0	0	0	7	2
群馬	17	18	-1	7	2	5	0	1	-1	4	5	-1	0	0	0	0	3	-3	0	2	6	5	1
埼玉	45	45	0	10	15	-5	0	0	0	12	13	-1	0	0	5	7	-2	0	1	0	17	9	8
千葉	48	36	12	9	7	2	1	0	1	17	14	3	0	0	9	9	0	0	0	0	12	5	7
東京	54	82	-28	4	9	-5	0	0	26	26	0	1	2	-1	2	9	-7	1	0	0	20	36	-16
神奈川	44	46	-2	5	13	-8	0	0	13	16	-3	2	0	2	4	4	0	0	0	0	20	13	7
新潟	30	20	10	9	2	7	0	0	0	13	13	0	0	0	2	1	1	0	0	1	6	3	3
富山	11	10	1	3	3	0	0	0	0	2	3	-1	0	1	4	1	3	0	0	1	1	2	-1
石川	8	12	-4	1	0	1	0	0	1	5	-4	1	0	1	1	0	1	0	0	0	4	7	-3
福井	17	8	9	8	2	6	0	0	2	3	-1	0	0	0	1	0	1	0	2	1	4	2	2
山梨	9	7	2	1	0	1	0	0	0	4	3	1	0	0	1	1	0	0	0	1	3	2	1
長野	20	13	7	2	2	0	0	0	0	8	7	1	0	0	0	0	0	0	4	1	3	6	3
岐阜	16	18	-2	10	4	6	0	0	2	3	-1	0	0	0	1	4	-3	0	0	0	3	7	-4
静岡	25	35	-10	10	4	6	0	0	5	12	-7	0	0	0	7	6	1	0	0	1	-1	3	12
愛知	54	49	5	17	18	-1	0	1	-1	16	12	4	0	0	10	8	2	1	0	1	9	10	-1
三重	16	22	-6	5	6	-1	0	1	-1	5	4	1	0	0	2	1	1	0	2	2	2	8	-6
滋賀	12	11	1	2	2	0	0	0	0	3	4	-1	0	0	0	2	-2	0	0	0	7	3	4
京都	16	11	5	3	0	3	0	0	0	4	4	0	1	0	1	0	0	0	1	0	6	4	2
大阪	68	58	10	14	14	0	0	1	-1	21	16	5	2	0	8	8	0	1	0	0	22	19	3
兵庫	36	43	-7	7	9	-2	0	0	0	9	16	-7	0	1	5	4	1	0	1	1	13	13	0
奈良	9	11	-2	2	1	1	0	0	0	4	5	-1	0	0	2	3	-1	0	0	0	1	2	-1
和歌山	7	10	-3	1	2	-1	0	0	0	3	4	-1	0	0	0	1	-1	0	0	0	3	3	0
鳥取	5	6	-1	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	1	-1	0	0	2	2	0
島根	12	7	5	3	1	2	1	0	1	4	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1	-1	2	2
岡山	35	33	2	6	7	-1	0	0	0	11	12	-1	1	0	5	3	2	0	0	2	12	9	3
広島	28	31	-3	5	5	0	0	0	0	9	7	2	2	0	2	4	-2	0	1	1	9	13	-4
山口	14	13	1	4	4	0	0	0	0	4	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	5	4	1
徳島	9	10	-1	2	1	1	0	0	0	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	-3
香川	8	18	-10	5	7	-2	0	1	-1	0	5	-5	1	1	0	2	-2	0	0	0	2	2	0
愛媛	13	16	-3	5	5	0	1	0	1	3	4	-1	0	0	0	2	-2	0	0	3	-3	2	2
高知	12	14	-2	2	1	1	0	0	0	5	8	-3	0	0	2	1	1	0	1	1	0	2	3
福岡	34	49	-15	4	9	-5	0	0	0	12	17	-5	0	1	5	7	-2	0	0	1	13	14	-1
佐賀	6	5	1	2	0	2	0	0	0	3	2	1	0	1	0	1	-1	0	0	0	1	1	0
長崎	17	10	7	2	3	-1	0	0	0	6	4	2	0	0	1	1	0	0	0	0	8	2	6
熊本	15	22	-7	2	2	0	0	0	0	5	7	-2	0	0	3	4	-1	0	2	0	3	7	-4
大分	8	20	-12	2	4	-2	0	0	0	2	10	-8	0	1	0	0	0	0	2	-2	4	3	1
宮崎	12	11	1	0	1	-1	0	0	0	3	1	2	0	1	0	3	-3	0	6	0	3	5	-2
鹿児島	12	17	-5	1	3	-2	0	0	0	5	5	0	0	0	0	2	-2	0	1	3	0	3	0
沖縄	6	7	-1	1	2	-1	0	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	5	-3
計	1030	1093	-63	201	199	2	8	6	2	342	367	-25	16	13	107	134	-27	6	5	1	39	37	-21

資料出所：厚生労働省調べ（死亡災害報告により作成）
 *23年は東日本大震災を直接の原因とするもの(1,314人)を除いている。

21. 業種別・原因別重大災害発生状況（平成24年・25年）

	合計	爆発										破裂	土砂災害	落盤	雪崩	倒壊	墜落	クレーン等	交通事故	水災・高熱物	中毒・悪傷	電気	海難	その他		
		小計	発破	煙火	引火性燃料品	可燃性ガス	水蒸気	粉塵	その他爆発性燃料品																	
全産業	H25	244	0	0	2	5	1	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	5	0	123	6	41	1	0	0	48
	死傷 死亡	1,536 57	0 5	0 0	27 2	16 2	4 2	0 0	0 0	0 0	7 0	7 0	11 6	0 0	0 0	0 0	0 0	30 1	16 1	0 0	546 33	26 4	414 7	3 0	0 0	0 0
製造業	H24	284	1	0	3	4	2	3	0	2	6	0	0	0	0	0	9	6	2	146	10	45	1	1	1	49
	死傷 死亡	1,558 55	7 6	0 0	18 5	18 0	0 0	7 1	20 0	0 0	6 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	33 9	22 0	7 0	676 35	49 2	245 0	3 0	3 0	3 0	3 0
鉱業	H25	34	0	0	1	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2	12	0	0	0	3
	死傷 死亡	160 12	0 5	0 0	20 2	13 1	4 2	0 0	0 0	0 0	3 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	41 3	6 0	64 0	0 0	0 0	0 0	0 0
建設業	H24	45	6	0	2	0	2	2	0	2	2	2	0	0	0	4	0	0	0	10	3	13	0	1	1	6
	死傷 死亡	223 9	6 1	0 0	13 0	0 0	0 0	7 1	16 0	0 0	6 0	6 0	0 0	0 0	0 0	15 2	0 0	0 0	0 0	55 1	10 0	68 0	0 0	0 0	0 0	30 0
交通運輸業	H25	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	死傷 死亡	3 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
陸上貨物運送事業	H24	105	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	65	3	17	0	0	0	5
	死傷 死亡	458 23	17 4	0 0	5 0	12 4	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	18 7	19 0	0 0	0 0	274 12	11 0	76 0	0 0	0 0	0 0	36
港湾荷役業	H25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2
	死傷 死亡	19 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
林業	H24	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0
	死傷 死亡	48 2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
その他	H25	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	1	0	0	0	0
	死傷 死亡	82 7	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
その他	H24	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0
	死傷 死亡	70 8	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
その他	H25	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	死傷 死亡	7 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
その他	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	死傷 死亡	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
その他	H25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
	死傷 死亡	16 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
その他	H24	94	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	4	20	0	0	0	36
	死傷 死亡	835 12	7 0	0 0	7 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	133 20	275 0	0 0	0 0	0 0	0 0
その他	H24	103	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	2	15	1	0	0	5
	死傷 死亡	735 11	14 0	7 0	0 0	3 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	230 11	6 0	101 0	3 0	0 0	0 0	378

資料出所：厚生労働省調べ（重大災害報告により作成）

22. 平成25年業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）

業種 疾病分類	業														小計	鉦業	建設業	運輸 交通業	貨物 取扱業	農林 水産業	商業・ 金融・ 広告業	保健 衛生業	接客・ 娯楽業	清掃・ と畜業	その他の 事業	合計
	食品 製造業	繊維・ 織物 製造業	木材・ 木製品・ 家具・ 装飾品 製造業	パルプ・紙 紙加工品 印刷・ 製本業	化学 工業	窯業・ 土石製品製 造業	鉄鋼・ 非鉄金属製 造業	金属製品 製造業	一般・ 電気・ 輸送用 機械工業	電気・ ガス・ 水道業	その他の 製造業	小計	鉦業	建設業												
負傷に起因 する疾病	208 (170)	16 (11)	33 (26)	34 (29)	87 (71)	33 (26)	23 (20)	123 (98)	198 (154)	3 (2)	78 (66)	836 (673)	2 (0)	363 (223)	733 (624)	73 (65)	123 (75)	955 (822)	1,432 (1,328)	303 (245)	203 (161)	230 (172)	5,253 (4,388)			
有害光線	1	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	6	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	9			
電離放射線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
物理的 異常気圧下	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	15	3	0	0	0	0	0	21			
原因 異常温度	49	2	8	4	12	6	33	25	33	1	10	183	2	156	72	10	25	78	21	71	33	73	724			
因子 騒音	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4			
以外の原因	1	0	0	2	0	0	1	0	2	0	0	7	0	4	5	0	0	3	1	1	2	4	27			
重労働	6	0	1	0	2	0	2	4	4	0	1	18	0	4	13	2	2	20	22	3	1	1	86			
作 非突貫性酸 塩	2	1	0	0	1	2	1	1	2	0	1	11	0	6	5	0	0	7	11	5	2	3	50			
働 振動/腐食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
眼 手指前腕	18	1	2	2	4	2	0	12	11	0	2	54	0	6	5	4	33	12	10	3	8	140				
以外の原因	9	1	1	0	1	0	0	10	10	0	1	23	0	9	4	1	1	13	5	9	1	2	68			
酸欠乏症	2	0	3	0	0	0	1	1	1	0	0	8	0	8	2	0	0	2	0	1	0	2	16			
化学物質	24	8	1	2	13	2	2	20	7	0	12	91	0	37	5	12	3	14	7	13	16	7	205			
じん肺	0	0	0	0	5	57	15	9	21	0	10	117	93	111	0	0	0	0	0	0	0	13	334			
病原体	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	11	1	0	4	23	129	8	0	3	182			
が 電離放射線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
化学物質	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	6			
以外の原因	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
その他の疾病	8	0	3	0	0	1	0	5	8	0	4	29	0	15	27	0	5	38	33	17	6	13	183			
合 計	330	29	52	44	125	105	77	200	301	4	122	1,389	97	733	887	103	172	1,186	1,673	443	268	359	7,310			

資料：業務上疾病調

- (注) 1 表は休業4日以上のものである。
 2 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
 3 「負傷に起因する疾病」欄内の()は腰痛で内数である。
 4 「化学物質」は労働基準法施行規則表第1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
 5 本統計の数字は平成25年中に発生した疾病で平成26年3月末までに把握したものである。

23. 平成25年定期健康診断実施結果（業種別）

業 種	健診実施事業場数	受診者数	所見のあった者	
			人 数	有所見率(%)
01 製 造 業				
01 食 品 製 造	5,247 (1,633)	626,874	340,979	54.4
02 織 維 工 業	455 (187)	41,890	22,884	54.6
03 衣 服 織 維	528 (51)	44,372	24,749	55.8
04 木 材 木 製	314 (110)	25,878	14,830	57.3
05 家 具 装 備	248 (51)	22,948	12,369	53.9
06 パ ル プ 等	864 (460)	85,409	47,396	55.5
07 印 刷 製 本	1,183 (428)	115,154	59,652	51.8
08 化 学 工 業	3,934 (2,111)	517,621	268,410	51.9
09 窯 業 土 石	860 (435)	83,666	46,488	55.6
10 鉄 鋼 業	739 (457)	140,731	72,065	51.2
11 非 鉄 金 属	554 (332)	79,919	43,330	54.2
12 金 属 製 品	3,030 (872)	257,719	141,113	54.8
13 一 般 機 器	3,419 (1,083)	527,237	269,517	51.1
14 電 気 機 器	4,189 (1,629)	747,577	375,255	50.2
15 輸 送 機 械	2,877 (1,398)	672,739	300,693	44.7
16 電 気 ガ ス	1,018 (449)	128,605	84,371	65.6
17 他 の 製 造	1,785 (440)	166,187	87,940	52.9
小 計	31,244 (12,126)	4,284,526	2,212,041	51.6
02 鉱 業				
01 石 炭 鉱 業	2 (0)	249	183	73.5
02 土 石 採 取	16 (4)	732	550	75.1
03 他 の 鉱 業	29 (18)	2,219	1,546	69.7
小 計	47 (22)	3,200	2,279	71.2
03 建 設 業				
01 土 木 工 事	796 (103)	60,807	42,770	70.3
02 建 築 工 事	1,263 (126)	122,066	75,583	61.9
03 他 の 建 設	1,194 (219)	122,651	74,406	60.7
小 計	3,253 (448)	305,524	192,759	63.1
04 運 輸 交 通				
01 鉄 道 等	1,092 (502)	137,096	58,578	42.7
02 道 路 旅 客	3,080 (2,055)	320,517	230,061	71.8
03 道 路 貨 物	4,939 (2,250)	388,061	226,098	58.3
04 他 の 運 輸	51 (15)	6,193	3,144	50.8
小 計	9,162 (4,822)	851,867	517,881	60.8
05 貨 物 取 扱				
01 陸 上 貨 物	1,016 (329)	98,557	54,096	54.9
02 港 湾 運 送	311 (110)	32,339	17,835	55.2
小 計	1,327 (439)	130,896	71,931	55.0
1号～5号 中計	45,033 (17,857)	5,576,013	2,996,891	53.7

業 種	健診実施事業場数	受診者数	所見のあった者	
			人 数	有所見率(%)
06 農 林 業	163 (22)	10,196	6,809	66.8
07 畜 産 水 産	99 (11)	7,909	4,756	60.1
08 商 業	20,006 (3,536)	1,622,234	866,075	53.4
09 金 融 広 告	3,908 (182)	611,867	308,387	50.4
10 映 画 演 劇	186 (33)	15,561	8,262	53.1
11 通 信 業	1,524 (250)	309,087	176,139	57.0
12 教 育 研 究	3,836 (632)	651,340	350,611	53.8
13 保 健 衛 生	16,169 (7,367)	1,998,195	965,854	48.3
14 接 客 娛 楽	4,632 (1,330)	280,648	142,568	50.8
15 清 掃 と 畜	2,832 (803)	275,081	185,631	67.5
16 官 公 署	109 (13)	18,066	11,445	63.4
17 他 の 事 業	13,831 (2,457)	1,885,872	1,007,885	53.4
6号～17号 中計	67,295 (16,636)	7,686,056	4,034,422	52.5
合 計	112,328 (34,493)	13,262,069	7,031,313	53.0

資料：定期健康診断結果調

- (注) 1 「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。
2 ()内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

24. 平成25年特殊健康診断実施状況（対象作業別）

対象作業	健診実施 事業場数	受診労働者 数	有 所 見 者 数	有所見率 (%)
有機溶剤	36,050	608,475	36,050	5.9
鉛	3,475	60,642	866	1.4
四アルキル鉛	3	12	0	0.0
電離放射線	14,138	293,134	21,445	7.3
除染等電離放射線	602	8,730	703	8.1
高気圧				
高压室	31	435	7	1.6
潜水	293	2,171	146	6.7
(小計)	324	2,606	153	5.9
製造禁止物質				
ベンジジン	47	181	6	3.3
4-アミノジフェニル	16	59	6	10.2
4-ニトロジフェニル	9	21	0	0.0
ビス(クロロメチル)エーテル	11	17	0	0.0
β-ナフチルアミン	16	45	6	13.3
(小計)	99	323	18	5.6
特定化学物質				
ジクロロベンジジン	40	335	6	1.8
α-ナフチルアミン	59	334	8	2.4
塩素化ビフェニル	235	2,554	19	0.7
o-トリジン	94	653	27	4.1
ジアニシジン	32	255	3	1.2
ベリリウム	124	665	6	0.9
ベンゾトリクロリド	19	234	2	0.9
アクリルアミド	537	7,314	64	0.9
アクリロニトリル	319	6,070	62	1.0
アルキル水銀化合物	50	138	1	0.7
エチレンイミン	55	377	8	2.1
塩化ビニル	180	2,929	42	1.4
塩素	1,058	18,493	165	0.9
オーラミン	35	167	9	5.4
o-フタロジニトリル	14	64	1	1.6
カドミウム	414	3,299	70	2.1
クロム酸	2,376	24,182	293	1.2
クロロメチルメチルエーテル	82	667	8	1.2
五酸化バナジウム	273	3,689	49	1.3
コールタール	560	13,914	27	0.2
シアン化カリウム	776	8,221	141	1.7
シアン化水素	230	3,222	26	0.8
シアン化ナトリウム	694	6,478	104	1.6
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	157	1,535	67	4.4
臭化メチル	159	1,219	13	1.1
重クロム酸	455	3,795	43	1.1
水銀	582	3,963	76	1.9
トリレンジイソシアネート	463	7,370	47	0.6
ニッケルカルボニル	122	2,133	13	0.6
ニトログリコール	11	40	0	0.0
p-ジメチルアミノアゾベンゼン	13	43	2	4.7
p-ニトロクロルベンゼン	19	169	1	0.6
フッ化水素	1,988	38,965	247	0.6
β-プロピオラクトン	17	28	0	0.0
ベンゼン	1,132	18,986	228	1.2

対象作業	健診実施 事業場数	受診労働者 数	有 所 見 者 数	有所見率 (%)	
特定化学物質	ペンタクロルフェノール	31	163	5	3.1
	マゼンタ	41	147	14	9.5
	マンガン	1,794	28,966	370	1.3
	沃化メチル	187	1,296	5	0.4
	硫化水素	544	10,009	60	0.6
	硫酸ジメチル	172	1,408	11	0.8
	ニッケル化合物(ニッケルアルコールを除き、粉状の物に限る)	1,039	27,634	349	1.3
	砒素及びその化合物(アルシ及び砒化ガリウムを除く)	527	8,502	90	1.1
	酸化プロピレン	110	1,742	36	2.1
	1,1-ジメチルヒドラジン	16	143	0	0.0
	インジウム及びその化合物	414	7,412	189	2.5
	エチルベンゼン	5,098	56,812	395	0.7
	コバルト及びその化合物	1,498	37,233	182	0.5
	1,2-ジクロロプロパン	18	190	8	4.2
(小計)	24,863	364,157	3,592	1.0	
石綿	アモサイト	425	4,440	106	2.4
	クロシドライト	250	3,444	36	1.0
	石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く)	2,797	27,629	397	1.4
	石綿の製造・取扱い業務の周辺業務	544	8,555	129	1.5
(小計)	4,016	44,068	668	1.5	
法定特殊健診計	83,570	1,382,147	63,495	4.6	
指導勸奨によるもの	紫外線、赤外線	2,884	69,409	1,421	2.0
	騒音	5,255	273,309	39,460	14.4
	マンガン化合物(塩基性酸化マンガン)	58	994	47	4.7
	黄りん	25	1,146	0	0.0
	有機りん剤	60	1,177	35	3.0
	亜硫酸ガス	28	801	22	2.7
	二硫化炭素(有機溶剤業務に係るものを除く)	9	110	7	6.4
	ベンゼンのニトロアミド化合物	12	280	110	39.3
	脂肪族の塩化または臭化炭化水素	25	448	85	19.0
	砒素またはその化合物(特化則適用以外のものに限る)	44	842	3	0.4
	フェニル水銀化合物	1	1	0	0.0
	アルキル水銀化合物(特化則適用以外のものに限る)	2	4	0	0.0
	クロルナフタリン	1	1	0	0.0
	沃素	34	926	2	0.2
	米杉等	4	80	47	58.8
	超音波溶着機	63	880	61	6.9
	キーパンチ・VDT作業	4,648	321,941	19,655	6.1
	振動	2,426	56,412	3,131	5.6
	腰痛※	571	28,052	4,650	16.6
	金銭登録	12	136	15	11.0
引金付工具	673	65,214	1,479	2.3	
レーザー機器	882	21,550	501	2.3	
その他	165	3,757	208	5.5	
指導勸奨計	17,882	847,470	70,939	8.4	
総計	101,452	2,229,617	134,434	6.0	

資料：特殊健康診断結果調

※ 従来までは「重量物」と表記していたもの。

名称を変更したもので、対象作業の内容、健診項目等は従来と同一である。

25. 業種別・じん肺健康管理

業種名		区分				
		1 適用 事業 所 数	2 粉 従 事 じ ん 働 者 作 業 数	3 じ 実 施 ん 肺 健 康 診 断 場 数	4 じ 実 施 ん 肺 健 康 診 断 者 数	5 新 規 働 者 所 見 数
製 造 業	ゴ ム 製 品 製 造 業	335	5,994	193	3,762	0
	上 記 以 外 の 化 学 工 業	1,438	24,801	911	12,831	7
	セ メ ン ト 製 造 業	826	7,155	377	3,482	2
	ガ ラ ス 製 造 業	213	4,073	124	2,184	4
	陶 磁 器 製 造 業	672	6,278	304	3,658	4
	耐 火 煉 瓦 製 造 業	171	4,289	105	2,705	0
	そ の 他 の 窯 業	191	1,953	98	1,302	1
	そ の 他 の 土 石 製 品 製 造 業	1,750	14,178	764	8,089	5
	製 鉄 ・ 製 鋼 ・ 圧 延 業	527	22,969	347	8,738	2
	鑄 物 業	880	17,181	476	7,803	24
	そ の 他 の 鉄 鋼 業	367	5,780	187	2,989	2
	非 鉄 金 属 精 練 圧 延 業	247	7,335	135	3,570	0
	非 鉄 金 属 鑄 物 業	459	4,627	225	2,316	0
	そ の 他 の 非 鉄 金 属 製 造 業	327	4,665	169	2,516	2
	金 属 製 品 製 造 業	13,045	87,141	5,127	40,289	102
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	5,877	58,866	2,660	28,344	23
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	1,640	24,483	891	14,576	1
	造 船 業	2,376	27,671	1,204	12,175	2
	そ の 他 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	2,886	86,880	1,569	41,968	19
上 記 以 外 の 製 造	2,691	19,613	1,161	9,640	0	
小 計	36,918	435,932	17,027	212,937	200	
鉱 業	一 般 石 炭 鉱 業	7	349	4	338	0
	そ の 他 の 石 炭 鉱 業	5	69	3	24	0
	採 石 業	871	4,317	409	2,234	7
	砂 利 採 取 業	140	543	51	237	0
	そ の 他 の 土 石 採 取 業	87	441	44	247	0
	金 属 鉱 業	9	448	4	200	0
	石 油 等 鉱 業	4	44	1	31	0
	そ の 他	142	1,746	102	1,017	0
	小 計	1,265	7,957	618	4,328	7
建 設 業	ト ン ネ ル 建 設 工 事 業	263	2,585	134	2,538	1
	上 記 以 外 の 建 設 業	2,704	20,154	1,319	10,578	8
上 記 以 外 の 事 業		2,339	26,160	1,332	13,359	11
計		43,489	492,788	20,430	243,740	227

資料：じん肺健康管理実施結果調

(注) 1. () 内の数字は随時申請で外数である。

実施状況（平成25年）

全国計

じん肺管理区分決定件数									有 所 見 者 数	合 併 症 り 患 件 数
計	管 理 1	管 理 2	管 理 3			管 理 4				
			イ	ロ	計	PR4(c)	F(++)	計		
(9)	(1)	(6)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(8)	(1)
10	2	6	2	0	2	0	0	0	8	0
(17)	(2)	(9)	(2)	(2)	(4)	(0)	(2)	(2)	(15)	(1)
45	7	37	1	0	1	0	0	0	38	0
(8)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(5)	(2)
9	3	4	2	0	2	0	0	0	6	0
(3)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
4	1	3	0	0	0	0	0	0	3	0
(29)	(3)	(10)	(3)	(5)	(8)	(0)	(8)	(8)	(26)	(0)
99	8	62	12	17	29	0	0	0	91	0
(23)	(13)	(7)	(0)	(2)	(2)	(0)	(1)	(1)	(10)	(3)
29	4	22	1	2	3	0	0	0	25	0
(26)	(5)	(13)	(3)	(0)	(3)	(0)	(5)	(5)	(21)	(2)
66	2	49	9	6	15	0	0	0	64	0
(84)	(15)	(23)	(12)	(12)	(24)	(3)	(19)	(22)	(69)	(11)
175	16	110	23	25	48	0	1	1	159	1
(10)	(1)	(3)	(3)	(1)	(4)	(0)	(2)	(2)	(9)	(1)
66	8	50	5	2	7	1	0	1	58	0
(24)	(2)	(12)	(1)	(6)	(7)	(1)	(2)	(3)	(22)	(2)
256	21	179	38	16	54	0	2	2	235	1
(4)	(1)	(2)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)	(1)
37	7	27	2	1	3	0	0	0	30	0
(8)	(1)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7)	(1)
26	2	24	0	0	0	0	0	0	24	0
(2)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)
45	4	34	5	2	7	0	0	0	41	0
(2)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
12	2	10	0	0	0	0	0	0	10	0
(67)	(13)	(42)	(4)	(3)	(7)	(0)	(5)	(5)	(54)	(3)
371	53	305	9	3	12	0	1	1	318	0
(26)	(8)	(13)	(1)	(3)	(4)	(0)	(1)	(1)	(18)	(4)
315	34	266	11	3	14	0	1	1	281	2
(4)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(3)	(0)
51	2	47	2	0	2	0	0	0	49	0
(52)	(22)	(26)	(1)	(1)	(2)	(0)	(2)	(2)	(30)	(3)
386	17	361	7	1	8	0	0	0	369	0
(148)	(73)	(58)	(11)	(3)	(14)	(0)	(3)	(3)	(75)	(3)
289	35	239	6	8	14	0	1	1	254	0
(27)	(4)	(14)	(1)	(4)	(5)	(0)	(4)	(4)	(23)	(5)
61	6	51	2	1	3	0	1	1	55	0
(573)	(169)	(255)	(44)	(44)	(88)	(4)	(57)	(61)	(404)	(44)
2,352	234	1,886	137	87	224	1	7	8	2,118	4
(174)	(61)	(37)	(15)	(31)	(46)	(11)	(19)	(30)	(113)	(23)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)	(2)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(1)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(49)	(14)	(17)	(2)	(10)	(12)	(2)	(4)	(6)	(35)	(8)
105	11	73	12	8	20	0	1	1	94	0
(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(2)	(0)
7	3	4	0	0	0	0	0	0	4	0
(13)	(1)	(6)	(1)	(2)	(3)	(2)	(1)	(3)	(12)	(2)
8	2	6	0	0	0	0	0	0	6	0
(71)	(41)	(16)	(7)	(2)	(9)	(1)	(4)	(5)	(30)	(9)
62	48	13	0	0	0	0	1	1	14	0
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9)	(3)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(6)	(0)
17	1	16	0	0	0	0	0	0	16	0
(323)	(122)	(83)	(25)	(45)	(70)	(16)	(32)	(48)	(201)	(43)
199	65	112	12	8	20	0	2	2	134	0
(152)	(87)	(44)	(7)	(4)	(11)	(3)	(7)	(10)	(65)	(27)
9	2	5	1	1	2	0	0	0	7	0
(249)	(85)	(80)	(26)	(24)	(50)	(1)	(33)	(34)	(164)	(39)
181	13	125	25	18	43	0	0	0	168	1
(58)	(22)	(18)	(6)	(9)	(15)	(0)	(3)	(3)	(36)	(8)
78	12	58	4	2	6	0	2	2	66	0
(1,355)	(485)	(480)	(108)	(126)	(234)	(24)	(132)	(156)	(870)	(161)
2,819	326	2,186	179	116	295	1	11	12	2,493	5

2. 表中の記号はそれぞれ次の意味を表わす。

PR4(c) : エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが1測の肺野の3分の1を超えるものである。）

F(++) : じん肺による著しい肺機能の障害がある。

3. 新規有所見労働者は管理1であった労働者で、管理2以上に決定された者の数である。

26. 最低賃金決定状況

(1) 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(平成26年3月31日現在)

決定方法	決定件数	適用労働者数
(1) 地域別最低賃金	47	511,959
(2) 特定最低賃金	242	35,941
イ 新産業別最低賃金	239	35,908
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働基準局長決定分	239	35,908
ロ 従来 of 産業別最低賃金	3	33
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	2	29
合 計	289 件	— 百人

(注) 適用労働者数は、平成21年経済センサス-基礎調査等に基づき推計した適用労働者数である。

(2) 平成25年度特定最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

(平成26.3.末現在)

特定最低賃金	業種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
		7 件	4 百人	169 百人
新産業別最低賃金	食料品・飲料製造業関係	7 件	4 百人	169 百人
	繊維工業関係	8	14	221
	木材・木製品製造業関係	1	1	9
	パルプ・紙・紙加工品製造業	3	2	111
	印刷・同関連産業関係	2	11	124
	塗料製造業関係	4	1	55
	ゴム製品製造業関係	1	1	58
	窯業・土石製品製造業関係	5	14	221
	鉄鋼業関係	22	33	1,455
	非鉄金属製造業関係	8	8	292
	金属製品製造業関係	5	11	285
	一般機械器具製造業関係	26	285	5,482
	精密機械器具製造業関係	7	12	285
	電気機械器具製造業等関係	46	279	11,613
	輸送用機械器具製造業関係	33	158	8,288
	小計	178	834	28,668
旧産業別最低賃金	新聞・出版業関係	2	25	468
	各種商品小売業関係	33	29	4,414
	自動車小売業関係	24	238	2,305
	自動車整備業関係	1	11	35
	道路貨物運送業関係	1	3	18
	小計	61	306	7,240
	合計	239	1,140	35,908
旧産業別最低賃金	木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	5	26
	道路貨物運送業関係	1	1	3
	全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
	合計	3	7	33
	総合計	242	1,147	35,941

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成24年経済センサス-活動調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

27. 家内労働法適用状況

(1) 委託者数及び代理人数

(平成25年10月1日現在)

委託者数			代理人数
計	製造・販売業者	請負業者	
8,780	8,279	501	518

(2) 業種別家内労働従事者数、家内労働者数及び補助者数

(平成25年10月1日現在)

業種別	家内労働従事者数 (総数)	家内労働者数	補助者数
計	121,385	117,333	4,052
食料品	2,890	2,804	86
繊維工業	36,714	35,530	1,184
木材・木製品・家具・装備品	1,362	1,277	85
紙・紙加工品	7,333	7,136	197
印刷・同関連及び出版業	3,360	3,251	109
ゴム製品	6,936	6,766	170
皮革製品	2,476	2,243	233
窯業・土石製品	1,385	1,288	97
金属製品	3,974	3,708	266
電子部品・デバイス	6,566	6,419	147
電気機械器具	14,052	13,715	337
情報通信機械器具	1,065	1,050	15
機械器具等	6,427	6,169	258
その他(雑貨等)	26,845	25,977	868

29. 労働基準行政所掌法令

法 律	政 令	省 令
労働基準法 (昭22・4・7第49号)	労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法施行規則 ・女性労働基準規則 ・年少者労働基準規則 ・事業附属寄宿舎規程 ・建設業附属寄宿舎規程
賃金の支払の確保等に関する法律 (昭51・5・27第34号)	賃金の支払の確保等に関する法律施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則
労働安全衛生法 (昭47・6・8第57号)	労働安全衛生法施行令 労働安全衛生法関係手数料令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則 ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・事務所衛生基準規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則 ・労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 ・機械等検定規則 ・産業安全専門官及び労働衛生専門官規程 ・労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則 ・(構造規格) ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
作業環境測定法 (昭50・5・1第28号)	作業環境測定法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境測定法施行規則
じん肺法 (昭35・3・31第30号)		<ul style="list-style-type: none"> ・じん肺法施行規則
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法 (昭42・7・28第92号)		<ul style="list-style-type: none"> ・炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則
労働災害防止団体法 (昭39・6・29第118号)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害防止団体法施行規則
労働者災害補償保険法 (昭22・4・7第50号)	労働者災害補償保険法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険法施行規則 ・労働者災害補償保険特別支給金支給規則
最低賃金法 (昭34・4・15第137号)		<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金法施行規則

法 律	政 令	省 令
勤労者財産形成促進法 (昭46・6・1第92号)	勤労者財産形成促進法施行令	・勤労者財産形成促進法施行規則
中小企業退職金共済法 (昭34・5・9第160号)	中小企業退職金共済法施行令	・中小企業退職金共済法施行規則
労働金庫法 (昭28・8・17第227号)	労働金庫法施行令	・労働金庫法施行規則
石綿による健康被害の救済に関する法律 (平18・2・10第4号)	石綿による健康被害の救済に関する法律施行令	・厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 (平4・7・2第90号)	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第8条から第12条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令	・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則
労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭44・12・9第84号)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令	・労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (昭44・12・9第85号)	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 ・労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令 	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令 ・労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令
社会保険労務士法 (昭43・6・3第89号)	社会保険労務士法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士法施行規則 ・社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則
労働契約法 (平19・12・5第128号)		